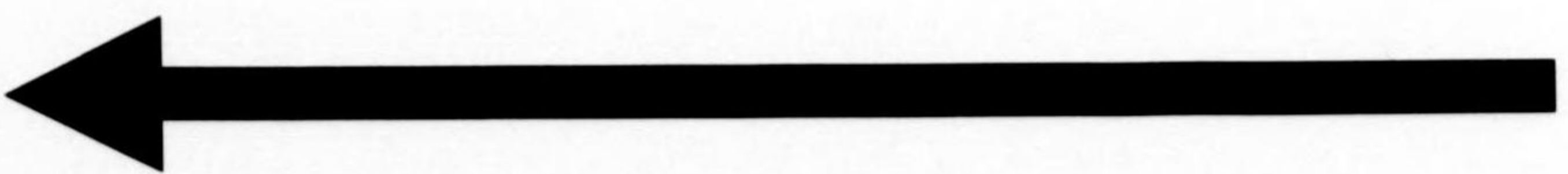


始



日本鑛山協會資料第十七輯

鑛夫宿舍の建築に関する調査報告

社団法人 日本鑛山協會

89-322

鑛夫宿舍の建築に関する調査報告

目次

緒言

各地方調査概要總括

一 札幌地方

二 仙臺地方

三 東京地方

四 大阪地方

五 福岡地方

各論

一 石炭山之部

夕張、真谷地、幌内炭礦

三菱大夕張炭礦

三菱美唄炭礦

目次

發行所寄贈本



一頁
三
三
六
七
九
九
九
一〇三
一〇四

大分

三井砂川炭礦	一〇七
三井美唄炭礦	一一二
上歌志内炭礦	一一五
茂尻炭礦	一一七
奔別炭礦	一二〇
雄別炭礦	一二四
春採炭礦	一二六
入山炭礦	一二八
湯本炭礦	一三四
内郷炭礦	一四二
好間炭礦	一五〇
福島炭礦	一六四
勿來炭礦	一六八
大倉無煙炭礦	一七八
重内炭礦	一八四
磯原炭礦	一八六
沖ノ山炭礦	一八九

目次

二

三池炭礦	一九三
新原海軍炭礦	一九七
高田炭礦	一九九
久原炭礦	二〇一
大之浦炭礦	二〇三
明治炭礦	二一三
鯉田炭礦	二二〇
二瀬炭礦	二三〇
稻築炭礦	二三三
住友忠隈炭礦	二三五
三井田川炭礦	二三九
豊國炭礦	二四三
赤池炭礦	二四六
相知芳谷炭礦	二四九
崎戸炭礦	二五三
松島炭礦	二六〇
高島炭礦	二六三

目次

三

二、金屬山之部

小坂鑛山	二七一
花岡鑛山	二七九
尾去澤鑛山	二八三
荒川鑛山	二九七
吉乃鑛山	三〇六
阿仁鑛山	三一〇
高玉鑛山	三一四
足尾鑛山	三一八
日立鑛山	三三三
神岡鑛山	三四七
佐渡鑛山	三五七
高千鑛山	三六〇
河津鑛山	三六二
尾小屋鑛山	三六四
生野鑛山	三六七

三、石油山及硫黃山之部

明延鑛山	三七二
竹野鑛山	三七六
飯盛鑛山	三七八
岩美鑛山	三八〇
柵原鑛山	三八三
吉岡鑛山	三八八
高越鑛山	三九〇
東山鑛山	三九一
別子鑛山	三九五
白瀧鑛山	四〇三
西山鑛業所	四〇五
新津鑛業所	四二三
新潟製油所	四三六
松尾鑛山	四三七

附圖

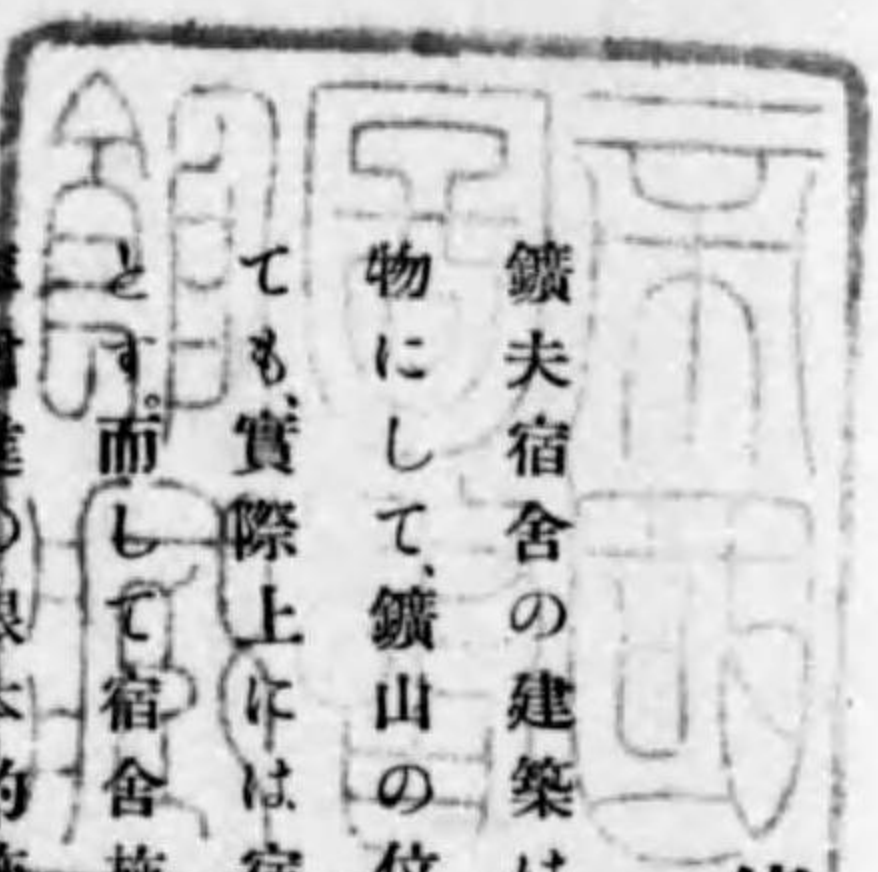
- 一、鑛夫社宅
- 二、鑛夫合宿所

目次

六

一、鑛夫社宅	四三
二、鑛夫合宿所	四六
三、鑛山及鑛山の諸	四七
四、鑛山の位置	四八
五、鑛山の歴史	四九
六、鑛山の經營	五〇
七、鑛山の發展	五一
八、鑛山の設備	五二
九、鑛山の衛生	五三
十、鑛山の労働	五四
十一、鑛山の福利	五五
十二、鑛山の教育	五六
十三、鑛山の文化	五七
十四、鑛山の社會	五八
十五、鑛山の未來	五九
十六、鑛山の結論	六〇
十七、鑛山の附屬	六一
十八、鑛山の其他	六二
十九、鑛山の總論	六三
二十、鑛山の附錄	六四
二十一、鑛山の索引	六五
二十二、鑛山の圖表	六六
二十三、鑛山の照片	六七
二十四、鑛山の地圖	六八
二十五、鑛山の模型	六九
二十六、鑛山の資料	七〇
二十七、鑛山の参考文献	七一
二十八、鑛山の謝辭	七二
二十九、鑛山の出版	七三
三十、鑛山の發行	七四
三十一、鑛山の印刷	七五
三十二、鑛山の裝訂	七六
三十三、鑛山の定價	七七
三十四、鑛山の廣告	七八
三十五、鑛山の宣傳	七九
三十六、鑛山の其他	八〇
三十七、鑛山の總計	八一
三十八、鑛山の合計	八二
三十九、鑛山の合計	八三
四十、鑛山の合計	八四
四十一、鑛山の合計	八五
四十二、鑛山の合計	八六
四十三、鑛山の合計	八七
四十四、鑛山の合計	八八
四十五、鑛山の合計	八九
四十六、鑛山の合計	九〇
四十七、鑛山の合計	九一
四十八、鑛山の合計	九二
四十九、鑛山の合計	九三
五十、鑛山の合計	九四
五十一、鑛山の合計	九五
五十二、鑛山の合計	九六
五十三、鑛山の合計	九七
五十四、鑛山の合計	九八
五十五、鑛山の合計	九九
五十六、鑛山の合計	一〇〇

緒言



鑛夫宿舍の建築は鑛業の技術に對し理論上不可分のものに非ざるも事業經營上缺く可らざる工作物にして鑛山の位置或は鑛山經營の歴史的關係より見て比較的重要ならずと認めらるゝ場合に於ても實際上には宿舍の建設を要すること多く殊に事業規模の擴大は益々其の施設を絶對的に必要とし而して宿舍施設の良否は従業者の健康保持に對し密接の關係あるを以て之が改善を計るは能率増進の根本的施設の一なりと認めらる。従來鑛夫の宿舍は事業の進展に伴ひ逐次に設置せらるゝを普通とし事業開始と同時に統一的計畫により建築せられたるもの稀なるを以て同一鑛山に於てすら其の構造設備等著しく相違せること多し然れども衛生設備の向上が鑛業の發展に重大なる關係を有することに着眼し近時宿舍の統一的改善を計れるを以て漸次其の面目を改め甚しく不良なる假設住宅を認めずと雖も未だ不完全なるもの少なからず。

本報告は昭和三年度に於ける本會の事業として調査せるものにして本調査により本邦鑛山に於ける鑛夫宿舍の状況を詳かにするを得たるも其の改善意見としては鑛山の位置従業者數その他甚しく事情を異にするものある爲め統一的意見を決定するに至らざる地方あり従つて未だ鑛夫宿舍の標準たるべき型式設備其他に付總括的結論を得ること能はざるを遺憾とするも本報告が將來鑛夫宿舍の改良若は新設に對し重要な資料を與ふるものなるを信ず。

本調査に従事せし鑛山は金屬山二十五、石炭山四十、石油山三、鑛場十五及製油所二、及硫黃山一、合計六

緒言

一

奔別 平地
 雄別 山間の比較的平坦なる地域に建築す。
 春採 平坦地。

二 配置

夕張、真谷地、幌別、夕張礦の如く一段一棟の配置のものは各棟同一方向に面し斜面を屋後に負ふ。幌内、真谷地礦の如く同一敷地内に數棟を建築するものに在りては二棟相向ひて出入口を設け共同の通路若は水道を其の中間に配し、二棟一組宛重疊するを原則とす。建家間隔は階段形敷地に在りては最少四間、最大十三間、其の他は正面距離(入口より入口迄)七間、背面距離四間なり。
 三菱大夕張、三菱美唄、三井美唄、三井砂川、奔別及雄別の各炭礦は敷地の形狀土地面積等の關係上建家方向一定せず、建家間隔は大要左の如し。
 三菱美唄 二間以上、三井美唄 四間乃至十間、三井砂川 五間乃至六間、奔別 平均四間
 上歌志内 岐線に沿ひて各戸南向、建家間隔は四間乃至六間なり。
 茂尻 入口を北向きとし居間を南面せしむ、建家間隔距離平均四間なり。
 春採 南向に配列し建家間隔平均四間なり。

三 構造

一棟の戸數左の如し
 夕張、真谷地、幌内 十戸建最も多數にして其他八戸建、六戸建、十二戸建、棟割二十戸建等あり又稀に

三戸建、四戸建、五戸建のものを存す。

三菱大夕張 八戸建

三菱美唄 八戸建(一九七棟)、六戸建(一三六棟)及二戸建(二棟)あり。

三井砂川 三戸建、五戸建、七戸建、八戸建、十戸建の各種あるも最近は四戸建を標準とす。

三井美唄 十戸建のもの多數なり。

上歌志内 六戸建又は八戸建とす。

茂尻 六戸建、八戸建及十戸建の三種とす。

奔別 十戸建。

雄別 八戸建又は十戸建。

春採 六戸建。

其の他の構造概要左の如し。

(イ) 鑛夫社宅構造概要

鑛山名	屋根	天井	窓	建坪	居室數	面積	採光面積	電燈	火	居間數
夕張	張	張	引違障子	一六〇—一七〇坪	三一—一室	六・七—一〇坪	七六—一三〇平方尺	電	燈	(居住者所有)
真谷地	張	張	格子打障子	一六〇—一七〇坪	三一—一室	六・七—一〇坪	七六—一三〇平方尺	電	燈	(居住者所有)
幌内	張	張	硝子窓等	一六〇—一七〇坪	三一—一室	六・七—一〇坪	七六—一三〇平方尺	電	燈	(居住者所有)

山名	屋根	天井	窓	戸數	室數	最大室	最小室	合計	採光總面積	附屬便所	備考
三菱大夕張	葎	板天井	日本窓(硝子)	八・五坪二	二室	五・二五坪	五・二五坪	三二・〇平方尺電	二・一五平方尺電燈一六燭二個	二個	燈
三菱美唄	葎	井	引違紙硝子	八・七〇坪	二室	五・二五坪	五・二五坪	五七・一五平方尺電燈一六燭二個	二・一五坪電	二個	燈
三井砂川	葎	板張天井	硝子障子	九・〇坪	二室	五・五坪	五・五坪	二・一五坪電	電	一個	燈
三井美唄	葎	打	硝子障子	八・〇一四坪	一室	四・〇一三坪	四・〇一三坪	電	電燈一〇燭一個	一個	燈
上歌志内	葎	葎	引違硝子窓	八・〇一六坪	二室	五・五坪	五・五坪	三〇・〇平方尺電燈一〇燭一個	電燈一〇燭一個	一個	燈
茂尻	葎	葎	引違硝子窓	六・八五坪	二室	五・五坪	五・五坪	三〇・〇平方尺電燈一〇燭一個	電燈一〇燭一個	一個	燈
奔別	葎	葎	引違硝子窓	二〇・六七五坪	二室	七・〇一四坪	七・〇一四坪	四七・七一元・六平方尺電燈一〇燭一個	電燈一〇燭一個	一個	燈
雄別	葎	葎	硝子障子	六・七五坪	一室	四・五坪	四・五坪	一・〇面坪電燈一六燭一個	電燈一六燭一個	一個	燈
春探	葎	葎	硝子窓	六・七五坪	一室	四・〇坪	四・〇坪	一・〇面坪電燈一六燭一個	電燈一六燭一個	一個	燈

(ロ) 鑛夫合宿所構造概要

山名	屋根	天井	窓	戸數	室數	最大室	最小室	合計	採光總面積	附屬便所	備考
夕張	葎	棹縁天井	硝子窓	四	四三	二一・〇坪	三・七五坪	五〇〇・五坪	二、四七六・九一二平方尺	二七個	一五個
眞谷地	葎	棹縁天井	硝子窓	一	一	二四・五	一九四・二七五	四〇六・五〇〇	四〇六・五〇〇	三	三
幌内	葎	棹縁天井	硝子窓	一	一	六〇・〇	四〇六・五〇〇	八五・〇(窓高二尺六寸)	八五・〇	四	二
三菱美唄	葎	板張天井	引違硝子	一	一五	六・〇	三・二五	七・一五	八〇・〇〇	一	一
三井砂川	葎	板張天井	硝子窓	二	六	四・〇	四・〇	二四・〇	八〇・〇〇	一	一
三井美唄	葎	打	硝子窓	二	六	四・〇	四・〇	二四・〇	八〇・〇〇	一	一
上歌志内	葎	葎	硝子障子	三	六	四・〇	四・〇	二四・〇	八〇・〇〇	一	一
茂尻	葎	葎	引違硝子窓	七	四二	五・〇	三・〇〇	一六一・〇	一、一三四・〇〇〇	一	一

普通鑛夫社
宅に同じ

四 附屬建物

鑛夫宿舍附屬建物として共同便所及び共同浴場あり、其の構造概要左の如し。

(イ) 共同便所

山名	屋根	窓	糞尿溜	一棟の設備	共同便所	平均使用戸數
夕張	葎	無双窓	木製箱又はコンクリート	電燈	大便所一〇六六個	一〇一四・二戸
眞谷地	葎	同	同	同	同	一〇一四・六戸
幌内	葎	同	同	同	同	一〇一四・六戸
三菱大夕張	葎	同	同	同	同	一〇一四・六戸
三菱美唄	葎	無双窓	鐵筋コンクリート	同(五燭一個)	同	二
三井砂川	葎	同	同	同(赤色)	住宅一棟	三・一戸
三井美唄	葎	同	同	同	住宅一棟	二戸
上歌志内	葎	同	同	電燈(一〇燭一個)	同	二
茂尻	葎	同	同	電燈(五燭一個)	同	二
奔別	葎	同	同	電燈(五燭一個)	同	二
雄別	葎	同	同	電燈(五燭一個)	同	二
春探	葎	同	同	電燈(五燭一個)	同	二

各地方調査概要總括

(口) 共同浴場

山名	構造	棟数	浴槽	槽	燈火設備	使用戸数	備考
夕張	木造下見張堅羽目、天井板張、流し板張、屋根鐵板葺	一	男湯二、女湯一、藥湯一	一	電	四九六戸	私設浴場 坑口浴場 二箇所
眞谷	同上	四	同上	一	電	九〇八戸	坑口浴場 一箇所
三菱大夕張	木造 葺葺 平家	三	男湯二、女湯一、藥湯一	一	電	四五〇戸	坑口浴場 一箇所
三菱美唄	亞鉛引鐵板瓦葺葺	九	各棟一浴槽とし男女に區分す、但藥湯を附屬するものあり	一	同(十六燭八個)	二、三九六戸	
三井砂川	同上	八	同上	一	電	五二五戸	
三井美唄	木造平家建、葺葺、板壁	二	一棟に付コンクリート製男湯一、女湯一	一	電燈(十六燭七個)	九五六戸	足洗場を附設す
上歌志内	同上	三	同上	一	電	五一五戸	
茂尻	木造 葺葺	二	一棟に付男女専用各一個	一	電	八一五戸	
奔別	木造平家亞鉛引鐵板葺葺	六	一棟に付浴槽二個	一	電	五六四戸	
春採	同上	三	同上	一	電	五六四戸	
總計		六	浴槽二個	六			

附記 夕張、眞谷地、幌内炭礦浴場棟数中には私設浴場及坑口浴場を含みます

五 給水設備

給水設備は一般に水道設備により稀に井戸を有す、概要左の如し。

山名	井戸	水		道	
		水源池	貯水池	濾過池	消毒設備
夕張	なし	各河川上流に土堰堤(幌内)コンクリート堰堤(夕張、眞谷地炭礦)	有	なし	なし
眞谷	なし	同上	有	なし	なし
三井美唄	なし	同上	有	なし	なし
三井大夕張	なし	同上	有	なし	なし
三井砂川	なし	同上	有	なし	なし
三井美唄	なし	同上	有	なし	なし
上歌志内	なし	同上	有	なし	なし
奔別	なし	同上	有	なし	なし
總計					

山名	井戸	構造	給水能力	一檢當使用戸数
夕張	なし	鐵筋コンクリート製(長二七尺、幅九尺、深九尺)	十、全山に六ヶ所、十濾過速度一晝夜	平均 二九戸
眞谷	なし	同上	同上	同 一八・四戸
三井美唄	なし	同上	同上	同 二二・九戸
三井大夕張	なし	同上	同上	同 三二戸
三井砂川	なし	同上	同上	同
三井美唄	なし	同上	同上	同
上歌志内	なし	同上	同上	同
茂尻	なし	同上	同上	同
奔別	なし	同上	同上	同
春採	なし	同上	同上	同
總計				

三井砂川	無	料	一年一回社費にて 三分の一位取替	直營 各棟掃除番を置く	一定の場所にて焼 棄す
上歌志内			毎年四月に一回替 も社費 は又修理す 修繕	直營 各戸掃除番を置く	一定の場所にて焼 却す
奔別	三十五錢	料	疊替自費 寄宿舎の疊替修理 は社費	請負一定の所に投 棄又農村に搬出 掃除當番を置く	一定の場所に投棄
茂尻	無	料	疊替、修繕とも社 費	直營一定の場所に 投棄、土砂を重疊 す各戸掃除番を置く	一定の場所に投棄 焼却す
春探	一六燭 六十五錢	料	疊替は一年に一回 五〇錢を徴収す但 は五箇年以上を 経たざるものは社費	直營 掃除は各戸交代	直營 運搬焼却

鑛夫住宅改善に對する意見

甲 現在の設備に對する改善意見

一 家屋

- (イ) 一戸一室型のもものは居住に便なる様設備改良の上、少數家族の従業者に充つること。
- (ロ) 棟割型のもものは成るべく隔壁を除き一戸に改造し、多數家族の従業者に使用せしむること。

- (ハ) 採光不良なる室には硝子窓、其の他適當なる採光設備を爲すこと。
- (ニ) 押入なきものには之を取付くるか若くは數段の棚を設けること。
- (ホ) 床下は乾燥清潔ならしむること。
- (ヘ) 葎葺屋根は防火、除雪の爲成るべく亜鉛引平鐵板葺に改むること。
- (ト) 住宅の密集せる場所には成るべく防火壁を設備するか、又は防火植樹をなすか、若しくは數棟置きに外側を不燃燒物を以て被覆すること。

二 井戸

- (イ) 井戸は成るべく有蓋ポンプ式に改むること。
- (ロ) 井戸と便所とは浸透を防ぐ爲め相當の距離成るべく三間以上を保たしむること。
- (ハ) 飲料水の不良なるものには濾過装置を施すこと。
- (ニ) 簡易水道にして水槽より汲出す様式のものには有蓋とし専用桶を備付くるか又は流出口を設けること。

三 便所

- (イ) 便所は地積の許す限り成るべく各戸専用の大便所を増設すること。
- (ロ) 大便所の戸は成るべく之を全部板戸とし、且採光排氣窓を設けること。
- (ハ) 便所には夜間照明を施すこと。

四 鑛夫合宿所

各地方調査概要總括

- (イ) 洗面所の外に汚染せる手足の洗滌場所を設けること。
 - (ロ) 寢具には専用の敷布を用ひ常に之を清潔に保たしむること。
- 五 共同浴場

乙

- (イ) 汚染せる顔面手足の洗滌場所を別に設けること。
 - (ロ) 仕事着の置き場所を區別すること。
 - (ハ) 岡湯槽には専用桶を備付け又は「コック」を取付けること。
- 新設家屋に對する改良意見
- 一 地勢 平坦地、斜面地、圍繞せる山嶽森林等を考慮し之に適切なる道路、下水の開鑿、棟間距離、附屬建築物の配置を決定すること。
 - 二 方位 家屋建設は成るべく日照面及日照時間多き方位(主として南向)を採り強烈風多き方位を避くべきこと。

三 配置

- (イ) 鑛夫住宅地は坑口、事務所等に比較的に接近し選炭場、製鍊所、發電所、工作所、鐵道沿線、停車場、製材所等には成るべく遠距離を保たしむべきこと。
- (ロ) 交通、防火、排水に便ならしむる爲數棟以上の社宅集團地區には之を貫通する相當なる幅員と勾配とを有する通路及下水道を設けること。
- (ハ) 各棟の間隔は相當の距離を保たしめ通路、物置、便所、水道、小庭園の築造竝に火防上に便宜

ならしむること。

四 建設(木造建)

- (イ) 一棟分戸數は地積の許す限り成るべく之を少くすること。
- (ロ) 一戸二室以上と爲すこと(臺所を除く)。
- (ハ) 家室の周圍の基礎工事を堅牢にし、土臺木材の腐蝕、冬期家室の變形、床下賊風等を防ぎ得る様になすこと。
- (ニ) 隔壁は室内の保温を良好ならしむる爲め、成るべく眞壁又は荒壁板張とし併せて音響の傳達を少からしむること。
- (ホ) 床高は少くとも一尺五寸以上となし床下を乾燥、清潔ならしむること。
- (ヘ) 窓、雨戸の開口面積を大とし換氣採光を良好ならしむること。
- (ト) 臺所には炊事器具、食料品等を整頓し得る様適當なる棚或は戸棚を設置すること。
- (チ) 屋根は防火、除雪の爲め成るべく亞鉛引平鐵板葺と爲すこと。
- (リ) 住宅の密集せる場所には防火壁を設くるか、又は防火植樹をなすか、若くは數棟置きに外側を不燃燒物を以て被覆すること。
- (ヌ) 便所は地積の許す限り成るべく各戸専用のものを設くること。

二 仙臺地方

調査鑛山は十六鑛山の豫定なりしも報告ありたるは十四鑛山にして、内合宿所に關する報告を含むもの八鑛山あり、其の他の六鑛山には合宿所を有せざるものゝ如し、調査報告ありたる鑛山左の如し。

金屬山 小坂、花岡、尾去澤、荒川、吉乃、阿仁、高玉
石炭山 入山、湯本、内郷、好間、福島、勿來
硫黃山 松尾

第一 鑛夫住宅

一 敷地

住宅敷地は事業經營の便宜に依り決定せらるゝ、外地理的自然に依り制限せらる、然かも其の決定は必らずしも當初より計畫的にせらるゝものに非らず、事業の發展に伴ひ永年の間に現狀を形成せるものと認めらるゝも幸にして衛生上著しき支障を發見せず、即ち概して平坦地にして二、三盆地又は谷地のもの(尾去澤、阿仁、勿來)有り、日當り不良の部分なきには非らざるも(阿仁)大體に於て日光の射入十分なり、一般に冬期西北風を受くること多きも是れ亦東北地方の共通現象にして已むを得ざるものと謂ふべし。

地質は大體に於て乾燥す、多少濕潤なるものも有れど(尾去澤、花岡、小坂)固より衛生上支障なし、敷地周圍には山川田野相當に分布せられ、樹木各方面に點在す、内郷、福島の二炭鑛は樹木稍鮮少なるが如きも其の皆無なるは松尾鑛山あるのみ、敷地附近に製鍊所其の他を有するものあり(小坂、荒川、尾去澤、松尾、入山)時として一部は其の排煙粉塵を免れず、又特殊の原因に由り(内郷、好間)略同一の状態に在るもの及捲揚機、扇風機、選炭機、鐵索等の音響絶へざるもの(湯本、勿來、好間)有れど何れも衛生上著しき支障を認めずと謂ふ、而して夜間戶外の照明設備は各鑛山共に之を怠らず、概して二十間乃至三十間の間隔に十燭光乃至三十二燭光の電燈を取付け、保安並に交通に便しつゝあり。

仍て按ずるに敷地に就ては實際上多く論ずべきものなし、唯周圍に垣、塹、溝渠を廻らし(入山、内郷)空地に適宜樹木花卉の類を植ふるは(入山、尾去澤)保安上衛生上極めて有益なるべし。

二 建物の配置

建物配列の方向は採光通氣の關係上居住者の健康に至大の影響あるものなるも、道路、河川其の他の關係上必ずしも理想的なる能はざるが一般の状態なり、實狀を観るに固より東、西北等に面するものあるも多くは南又は西南向にして衛生上遺憾少きが如し、而して同様の意味に於て建物周圍の空地は生理的並精神的に居住者に對する影響顯著なるものなるが、建家間隔及空地を住宅の棟數及戸數と併せ表示するに左の如し。

鎮山名	建物相互の距離	一戸當空地面積				棟數	戸數
		最大	最小	平均	均		
小坂	一〇〇—四〇〇間	一五〇〇坪	八〇〇坪	一二〇〇坪	三五	一、六〇〇	
花岡	三〇〇	五〇〇	二〇〇	三〇〇	六	五三八	
尾去澤	六〇—二〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇〇	一三八	五五〇	
荒川	相當有り	五〇〇	一〇〇	四〇〇	八四	五二四	
吉乃	四〇—三〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇〇	四五	二二五	
阿仁	散在的に計量しがたし	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三三	一八一	
高玉	六〇—一五〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	六五	三三七	
松尾	二〇—二五	五〇〇	三〇〇	五〇〇	五一	三九九	
入山	二五	三〇〇	三〇〇	五〇〇	二〇六	一、七七九	
湯本	九〇—一三〇	一三〇〇	八〇〇	八〇〇	一一〇	五八〇	
内郷	三〇—一〇〇	六〇〇	二〇〇	五〇〇	四〇八	三、七二八	
好間	二〇—二六	四〇〇	三〇〇	三〇〇	五八	四三八	
福島	五〇—一三五	一〇〇〇	八〇〇	一〇〇〇	四三	四二四	
勿來	二〇	一八〇〇	二〇〇	四〇〇	六一	四五九	

即ち建物相互間の距離は最大十間、最小二間にして三間程度を普通とするものゝ如く、一戸當空地面積は最大八坪、最少一坪、普通五坪乃至十坪と指定して大過なきに似たり。仍て按ずるに建物の配置に就ては採光、通氣、寒暖、乾燥等の關係を十分顧慮すべく(内郷、尾去澤)陰鬱なる向又は狭少に過ぎる建物相互間の距離及周圍の空地は嚴に回避するを要するものと

す(入山)然れども此の如き理想は經濟上の實際其の他に制限せられ容易に實現し得ざるものなるを以て此の場合には一方窓の位置及面積、便所又は塵芥溜の位置等に考慮を須ふると(内郷)共に、他方小公園、運動場等を設置し居住者をして周圍より來る壓迫的氣分に因る憂愁を覺えざらしむる外無かるべく、新築の際は勿論改修の際に於ても斯の方針を以て望まば保健上利する所少からざるべし。

三 住宅の構造

之を表示するに左の如し。

鎮山名	一棟建坪	一棟戸數	一戸の面積及室數		數	物	押入
			居室	臺所其他			
小坂	三〇坪乃至五〇坪	三乃至五戸	五・二五(六疊一)坪 乃至 一・二五(六疊三)	一坪乃至四坪	居室 臺所 板疊 數數	二間乃至三間のもの 一ヶ所	
花岡	四二・五〇 乃至七二・〇〇坪	五乃至八戸	八・〇〇(八疊二)	二・〇〇	居室 臺所 疊 數	二ヶ所	
尾去澤	四〇・〇〇 乃至六〇・〇〇坪	五乃至六戸	四・〇〇(八疊一) 乃至 五・〇〇(六疊一)	一・〇〇乃至二・〇〇	居室 臺所 疊 數數	二室のものに限り六 尺と三尺の欄付押入 一ヶ所あり	
荒川	一〇・〇〇 乃至一四・〇〇坪	一乃至一四戸	五・〇〇(六疊一) 乃至 一六・〇〇(八疊四)	一・〇〇	居室 臺所 疊 數數	無きもの多し	

好間	内郷	湯本	入山	松尾	高玉	阿仁	吉乃
二四・〇〇 乃至六一・二五坪	六〇・〇〇 乃至八〇・〇〇坪	三〇・〇〇 乃至四九・〇〇坪	三七・五〇 乃至七〇・〇〇坪	六六・六六 又は八二・六六坪	二四・〇〇 乃至三六・〇〇坪	不定 總數 (一、二七五坪)	五〇・〇〇坪
一乃至一〇戸	一〇又は二〇戸	四乃至一〇戸	一〇戸	八戸	二乃至六戸	不定 總數 一八一戸	五戸
	三・〇〇(六疊) 四・〇〇(八疊) 五・〇〇(一〇疊) 五・〇〇(二疊)	二・七五(五・五疊) 乃至 五・〇〇(六疊) 四・〇〇(一)	三・七五(四・五疊) 乃至 六・二五(六疊) 五・〇〇(土間) 六・二五(土間)	四・〇〇(八疊) 又は 五・〇〇(六疊) 四・〇〇(一)	六・〇〇(一室にて臺所と區劃なし)	八・〇〇(二室)	五・〇〇(二室)
〇・七五乃至二・〇〇		〇・五〇(土間共一・二五)乃至 一・五〇(土間共二・五〇)	一・〇〇又は一・五〇	一・〇〇又は一・五〇			一・五〇
臺居室 所室 コト土間	臺居室 所室 板敷又は薄縁 敷敷又は土間	臺居室 所室 板敷 敷敷	臺居室 所室 板敷 敷敷	臺居室 所室 板敷 敷敷	臺居室 所室 他は任意自辨とす	臺居室 所室 又は薄縁自辨	臺居室 所室 普通二枚續武道 敷敷
一間のもの一ヶ所	職工住宅に限り二間のもの一ヶ所あり	なきものあり	六尺と三尺のもの二ヶ所乃至六尺と六尺のもの一ヶ所、四尺と三尺のもの二ヶ所計三ヶ所	一間又は一間半のもの一ヶ所	なし	なし	なし

勿來	福島
二六・二〇 乃至六五・〇〇坪	五六・二五坪
二乃至一〇戸	九又は一〇戸
一・五〇(三疊) 乃至 二・七五(一四)	三・〇〇(六疊) 又は 四・〇〇(八疊) 四・〇〇(一)
〇・六六乃至〇・九〇	一・〇〇
臺居室 所室 板間及土間	臺居室 所室 板敷 敷敷
一間又は三ヶ所のもの二ヶ	六尺と五尺五寸のもの一ヶ所

阿仁	吉乃	荒川	尾去澤	花岡	小坂	鏡山名
杉皮 茸茸	杉茸	杉茸	小羽皮 茸茸茸	杉茸	杉茸	杉茸
なし	なし	なし	自辨にて紙張を なす者多し	なし	天付に限り棹縁	なし
九尺	一	一	八尺	一	九尺乃至十二尺	一
同	同	根太の上に床板	五分板張を敷く	同	根太の上に床板 張、砂利を敷く	同
一・五尺	一・五尺	一・五尺 乃至二・〇尺	一・五尺 乃至二・〇尺	一・五尺	一・五尺 乃至二・五尺	一・五尺
造作一重立板張	板張(五分) 圍壁の外部は杉皮張	壁張(厚さ二寸)板張(厚さ六分)及障子	厚さ二寸一壁張更に板を張るものあり厚さ三寸	板張厚さ四寸六分	圍壁 三寸厚一 小舞壁又は板張造作 障壁 板戸又は障子板張造作	圍障 壁

高玉	松尾	入山	湯本	内郷	好間
小羽葺	野地板張フェル ト敷トタン葺	杉皮瓦葺 小便瓦葺 セメント瓦葺	小便瓦葺 便利瓦葺	便利瓦葺	瓦葺 ラバイト葺
なし	棟縁天井有り	なし	なきもの多し	なし	なし
良	良	良	良	良	良
板戸及障子	八尺同	一〇尺同	九尺乃至一〇尺同	同	同
十六燭一箇又は 二箇	右	右	右	右	右
一・五尺	一・二尺	一	一・五五尺	一・二尺	一・二尺
小舞壁塗裏返し砂塗内面粘土大津 仕上げ厚七分外面の柱外側には四分 厚の下見抜打とす	厚さ三寸の壁張	土壁白大津にて脱落を防ぎ厚さ四寸 以上の直壁とす	厚二寸の壁張	厚二寸の壁張 とす	厚二寸の漆喰壁窓下は板張 障壁
五・〇〇 乃至七・〇〇	六・〇〇	六・七五 乃至一五・二五	六・〇〇 乃至一七・〇〇	六・〇〇	六・〇〇

花岡	小坂	鏡山名
一坪二合の引違障子二箇所	高三尺乃至四尺幅一間乃至三間 のものを表裏にあり 裏紙張、表引違障子	窓
良	良	探光 夜間戸外との 遮断装置
板戸及障子	出入口板戸一重窓 障子及板戸又は障 子一重	燭光個數
二十四燭二箇	二十四燭一箇乃 至五箇一箇乃 (一室當一箇)	使用料
同	居一燈十五錢 居住者負擔	コードの長さ (居室及臺所)
八尺	七尺 乃至十尺	備
一・〇〇〇	六・七五 乃至一五・二五	

尾去澤	荒川	吉乃	阿仁	高玉	松尾	入山	湯本	内郷
高三尺幅二間引違障子又は廻戸 二箇所乃至三箇所	高六尺幅一間引違障子一箇所 高三尺幅一間引違障子一箇所	二個所引違障子二枚 面積〇・七〇五坪	〇・五坪引違障子のもの二箇所 別に二戸に付一箇の切上窓有り	前窓高二尺七寸幅五尺七寸の 引違障子又は高二尺九寸幅五尺 七寸の引違障子戸 後窓高二尺七寸幅五尺七寸の 引違障子雨戸を建込む	四尺に三尺の硝子張引違窓一箇 所	北窓高二尺幅六尺無双 南窓高四尺五寸幅六尺引違障子	二尺乃至三尺に一間の障子窓一 箇所 六尺に一間又は二間の障子窓一 箇所	高さ二尺五寸幅六尺の無双窓一 箇所 高さ四尺幅六尺の引違障子小窓 一箇所
良	良	良	良	良	良	良	良	良
板戸及障子	板戸及障子	板戸一重	雨障子一枚	出入口前窓硝子又 は板戸一重障子 後窓板戸及障子	障子及硝子戸	出入口板戸一重 窓障子及板戸	舊社宅 表雨戸一重 裏障子及雨戸 其他障子及雨戸	東南板戸及障子 西北(板戸)又は障子
十六燭一箇又は 二箇	十六燭一箇乃至 三箇	十六燭一箇乃至 二箇	十六燭一箇	同	十六燭一箇又は 二箇	十六燭一箇又は 二箇	原則として十燭 一箇	十燭乃至二十四 燭一箇
居一燈三十錢	同	同	居一燈三十錢	なし	十六燭一箇又は 二十錢居住者負擔	居一燈三十錢	居一燈四十五錢 以上勤業者無料	十燭一燈三十錢 十六燭一燈四十錢 廿四燭一燈五十錢 居住者負擔
六尺	床上二尺迄	六尺	六尺	五尺	六尺	七尺乃至十 二尺一尺迄	五尺	六尺
五・〇〇 乃至七・〇〇	六・〇〇 乃至一七・〇〇	六・五〇	八・〇〇 他に臺所	六・〇〇	五・〇〇 乃至六・五〇	三・七五 乃至六・二五	三・八七五 乃至七・五〇	三・〇〇 乃至五・〇〇 他に臺所

山名	臺	所	爐	專用便所		
好間	前窓〇・六坪 一箇所 後窓〇・七五坪 一箇所 無双式左右に開閉す	良	入口 障子及雨戸 又は雨戸一重 後窓 障子及雨戸	十六燭一箇 居住者負擔 一燈四十五錢	六尺	一
福島	前窓一間無双式一箇所 後窓一間半障子雨戸を附す一箇	良	障子一重又は障子 及雨戸	十六燭一箇 居住者負擔 一燈三十錢	五尺	四〇〇 乃至五〇〇
勿來	居室 高六尺又は四尺に幅一間 の引違障子一箇所 臺所 高二尺幅三尺の無双窓	良	入口 雨戸一重 居室所 無双窓 障子及雨戸	十燭一箇 居住者負擔 一燈五十錢 社二十錢負擔	四尺	二・一六 乃至二七・六五
小坂	裏向室を充當す面積一・五坪乃至四・〇坪格子窓 及出入口の設けあり、採光通氣良好	一個又は二個	一個又は二個	各宿舍共後方又は隣家との間に二間乃至四間餘 の距離に在り、木造板葺一棟を一戸乃至三戸 に分ち木製窓を各戸別に設く (註 共用にあらざるやの疑あり)		
花岡	裏口に在り面積二坪流及籠を備ふ窓一箇有り 採光通氣良好	一個	一個	屋外に在り三尺四方、高さ土臺上場より一尺、 コンクリート製を埋む (共用に非らざるやの疑あり)		
尾去澤	入口右側に在り面積一坪乃至二坪 板敷調理場格子窓を取付く 採光通氣良好	一尺五寸角のもの一箇	一箇又は二箇空窓あり 排煙を便す	専用便所は四十八戸に過ぎず宿舍背後に在り木 造建坪〇・五坪		
荒川	宿舍の前部面積約一坪の板敷多く改良籠を備ふ 前方に三尺障子(〇・五坪)あれど冬季採光通氣 稍不良	有	有	なし		
吉乃	入口側窓下面積一・五坪採光通氣良好	有	有	なし		
阿仁	入口側に在り他に一棟に付共同流場一・五坪を 設く	臺所にあり	臺所にあり	なし		

山名	臺	所	爐	專用便所	
高玉	前面の窓下附近を使用す區別なし	一尺五寸角乃至二尺角 の切爐有り	なし	なし	
松尾	居室の奥に在り一坪又は一・五坪板敷流場及棚 あり四枚入硝子戸二枚を穿め採光通氣良好	石爐あり冬期煙突付暖 爐を設く	なし	なし	
入山	居室と入口土間とに狭まる、板敷、〇・五坪乃至 〇・七五坪戸棚有り	三尺五寸の煉瓦積他に 爐用籠有り	なし	なし	
湯本	入口の右又は左側にあり〇・五坪乃至一・五坪板 敷、新住宅は別に「コンクリート」の流場あり採 光は一部不良のものあれども通氣は十分なり	有	なし	なし	
内郷	入口土間の片側に在り土間又は板敷、六尺の無 双窓を取付く採光通氣良好	有	なし	なし	
好間	入口又は裏口に在り〇・七五坪乃至二・〇坪の コンクリート土間、窓有り採光通氣良好	二尺角深五寸の煉瓦製 一箇他に鐵板製圓筒型 ストーブ一箇有り 土管又は鐵板管の煙突 有り	臺所、東三間木造建坪一坪便所尿壺各一個を收め 上下に硝子窓有り採光通氣良好	なし	
福島	板敷一坪を利用す無双窓あり採光通氣良好	有	なし	なし	
勿來	入口と併用、幅三尺乃至四尺長さ一間の土間、其 の一端に幅二尺長さ三尺乃至四尺の板敷及高三尺 幅三尺の押入を附す外側に高さ二尺長さ三尺の無 双窓有り採光通氣良好	入口土間に接する疊敷 の一部分に〇・二五坪の もの一箇有り	なし	なし	

註 特に掲記したるもの、外各戸共多少の土間を有する如し、又屋根に雨樋を有するものなし、電燈は
何れも笠を有す。

概観するに各鑛山共一棟の建坪數十坪之を平均五戸乃至一〇戸に分てるが其の廣狹は居住人員との關係より考ふべきものなるを以て暫く論せず、唯一戸一室又は押入の設備を缺くが如きは多少考慮の餘地あるやに認めらる。少くとも一戸二室とし、之に臺所及押入を附するを可とすべし。

(尾去澤、吉野、高玉、入山、内郷、福島)

敷物は概して疊なるが多くは薄縁の類を併用し疊數十分ならざるやに認めらるゝものあり、固より疊數の多寡は附近一般民家と對比して論ずべく、又薄縁類の併用にも家屋の使用上若干の便益も存すべきもの乍ら、保温上は少くとも寢室とし利用し得べき部分は全部疊敷となすを至當とすべし(吉乃)。屋根は板葺杉皮葺、トタン葺、瓦葺等種々あれども防火及耐久の點より見て板及杉皮の類は考慮を要すべく、更に寒暑に對する關係より見て板及杉皮の外トタンも不利なるざるやの疑あり瓦の類を使用するに如かざるが如し(内郷、好間)而して屋根の種類は天井の有無と併せて考究すべきものなるが、理想論としては屋根の種類如何に拘らず天井を有することは保温及煤煙の掃除上望ましきものとす(尾去澤、入山)。床下の構造に就ては特異なるものなし、從て單に地濕を防ぐを得ば足ると斷せんのみ(尾去澤)。

圍壁及障壁は壁張のもの多く稀に板張のもの有れども、是亦保温防濕の關係上相當厚さの壁を以て造るを可とすべし、窓は前述の如く採光通氣上の重大なる意義を有す、其の現狀は必ずしも不良ならずと認めらるゝも各戸に就て具體的に調査せば多少の缺陷を發見すべく、而かも之が改善は各鑛山當局者の最善の注意と努力とに俟つの外無く、一般的なる標準を示し難し、蓋し窓の位置

面積等は建物の向、周圍の狀態、日光並風向等と相關聯して決定せらるべきものなればなり、されども極めて抽象的に謂へば窓は少くとも南北に各一箇を有せしむるを可とすべく(内郷、又採光上硝子張を優れりとすべし。夜間戶外との遮斷装置は板戸一重のもの、と板戸及障子の二重のもの、と有り、二重を可とするは勿論ならん。夜間の照明には何れも電燈を用ふ、其の燭光度及個數は室面積及室數等と比較論評すべきものなるが、四坪乃至五坪位に十六燭光一個位の見當なるが如し、固より改善の餘地有りと雖、經濟上實行困難なるべく、次善の策としてコードの長さを充分とし、電燈の位置を自在ならしめ得ば幸ならん。臺所は採光通氣に遺憾なき限り屋内便宜の部分に之を存すれば足る、其の潔、不潔は概して居住者の性格の問題なり、唯塵埃の飛散を防ぎ、掃除の徹底を圖る爲めに土間は三和土の類にて固むるを可とすべく、又雑用汚水の排除を良好ならしむる爲め臺所と下水との連絡に注意するを要すべし、尙又食物、食器類格納用の戸棚を設くることも保健上必要ならん。爐は各戸共之を有す、専用便所を有するもの僅少なり。

四 附屬建物

(イ) 共同便所

之を表示するに次の如し。

鑛山名	位		置		構		造		設		備		一棟の收容能力	
	宿舎に對する位置	位置	宿舎との連絡設備	建坪	其他	一棟の糞尿數	手洗所	照明	脱臭消毒	戸數	人	數		
小坂	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

各地方調査概要總括

る簀子板を列するが如き簡易なる連絡施設をなさば所謂立小便等の弊を矯むるに足らん、特に斯の點は照明設備と共に夜間の使用上十分の考慮を要す、尙尾去澤鑛山に於ては内務省考案の便所を試験中なりと謂ふ、理想論としては共同便所に就ては十分改善の餘地あるべきこと勿論なり、(ロ)共同浴場

之を表示するに左の如し。

鑛山名	位置棟數	建坪構造	浴槽		一槽當	照明設備	湯水の供給	開放時間	使用戸數
			構造	容積の個數					
尾去澤	各部落成 五棟	建坪五十二坪及五 十坪五合木造 場あり	コンクリ ト製	男女別 各二箇	二坪四合 乃至十坪	十六燭光又 は五十燭光 數箇	湯水供給 至冷水 石三石 乃	午後二時 至午後九時	二、五八五 三、五七九
花岡	各部落成 二棟	建坪五十二坪及五 十坪五合木造 場あり	コンクリ ト製	男女別 各二箇	二坪四合 乃至十坪	十六燭光又 は五十燭光 數箇	湯水供給 至冷水 石三石 乃	午後二時 至午後九時	二、五八五 三、五七九
小坂	各部落成 三棟	建坪五十二坪及五 十坪五合木造 場あり	コンクリ ト製	男女別 各二箇	二坪四合 乃至十坪	十六燭光又 は五十燭光 數箇	湯水供給 至冷水 石三石 乃	午後二時 至午後九時	二、五八五 三、五七九

荒川	吉乃	阿仁	高玉	松尾	入山	湯本	内郷	好間
工場と住 宅の中間 一棟	各部落成 六棟	各部落成 五棟	各部落成 五棟	各部落成 三棟	各部落成 五棟	各部落成 二棟	各部落成 二棟	各部落成 二棟
木造 十二坪乃至三十坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪	木造 四十五坪
九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗	九石餘乃至 二十石七斗
男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇	男女別 各二箇
二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪	二坪四合 乃至十坪
十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇	十六燭光又 は五十燭光 數箇
湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃	湯水供給 至冷水 石三石 乃
午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時	午後二時 至午後九時
二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九	二、五八五 三、五七九

福島	なし	トタン葺木造平家無蓋樂屋有り觀覽席は板敷 使用の際席を敷く天井高さ十一尺	平常將棋四、新聞、雜誌、 書籍等を備付く	なし 空地を利用す
勿來	劇場一三坪五合一棟			なし 空地を利用す

衛生的見地よりは娛樂所に就て特別の意見なし、福利的見地よりは此の如き設備は之を推奨せざるを得ず、殊に附近に健全なる娛樂設備を缺き且獨身鑛夫の數多き場合に其の必要痛切なるべし。物干場は大體に於て宿舍附近の空地を利用するが如きも、東北方面の如き冬期雪多き地方にては宿舍の廂其他に若干の工夫を凝し、室内の照明通氣を害せざる限り然る可き設備をなすを可とすべし、蓋し物干場の特設ある場合は自然之を利用するに傾くものにして衛生上影響尠少なからずと認めらる。

五 給水設備

之を表示するに左の如し。

小坂	井戸八箇	井戸七箇	井戸六箇	井戸四箇
水道	水道	水道	水道	水道
森林にして人家なし	住宅地を距る約十町を止水し、牛澤又、澤川、果夏、上流に人家田畑の結	五箇は飲用に適み、他は水道補充のみ	米代川湯水期にも百箇を下らす	鑛山を距る十町の地、水點とす
貯水池三萬立方尺 用水栓十三箇	別段の設備なし 用水栓三十四箇を設く	柄付波桶を用ふ	右同	井戸内に於て砂利及砂を以て濾過し、柳筒の割に用水栓二十八箇を設く
水質良、夏期減水の 水壓二六封度	一日當四二〇〇石 水質良、水壓二百封度	各箇約二石の水 量あり	右同	水質良、水壓五十五立方尺 水壓百封度
一、二〇〇〇戸 一〇〇〇名	用水栓一箇當 一五五四戸 八〇五名	一〇三九戸 一〇六名	一、二〇三戸 一、三〇七名 一、九七五名	三、五六四戸 一、六五八名
河川水を併用せず			他に河川水を併用 することなし	井戸なし 附近に小川あり 洗濯用水に用ひら

吉乃	荒川	尾去澤	花岡
井戸八箇	井戸七箇	井戸六箇	井戸四箇
水道	水道	水道	水道
森林にして人家なし	住宅地を距る約十町を止水し、牛澤又、澤川、果夏、上流に人家田畑の結	五箇は飲用に適み、他は水道補充のみ	米代川湯水期にも百箇を下らす
貯水池三萬立方尺 用水栓十三箇	別段の設備なし 用水栓三十四箇を設く	柄付波桶を用ふ	右同
水質良、夏期減水の 水壓二六封度	一日當四二〇〇石 水質良、水壓二百封度	各箇約二石の水 量あり	右同
一、二〇〇〇戸 一〇〇〇名	用水栓一箇當 一五五四戸 八〇五名	一〇三九戸 一〇六名	一、二〇三戸 一、三〇七名 一、九七五名
河川水を併用せず			他に河川水を併用 することなし

阿 仁	高 玉	松 尾	入 山	湯 本	内 郷
井戸五箇	水道	水道	水道	水道	水道
―	涌泉水を利用す清潔なり	赤川上流一〇〇間の溪谷より引水す	内郷村白水川の上流に取入口を設く汚水流附近住宅少く汚水流の廣なし	湯岳の溪流を機械力に依り高兵瀧過池に送る	内郷方面は好間川小野田方面は附近の溪谷
淺き爲め手桶にて汲上り他は共用流場引込装置をなす	動力ポンプ等に依り汲上げ鐵管にて引水す宿舎附近に水場あり水槽及濾場を設け自然放すと其別段の設備なし	三時の鐵管にて水槽に導くに止る用水栓四〇箇	宿舎附近に砂の濾過池有り別に坑内水の一部分も濾過雜用とす飲用水栓三十箇	濾過池は煉瓦造三尺以上の砂利を充填し消毒には漂白粉を用ふ用水栓二十一箇消火栓三十一箇	好間川入口より開源九百間コンクリート伏樋鐵道鐵管六百間を経て貯水小野田溪谷の水は之を兼止ポンプにて揚水す濾過設備なし
水質中性軟質水量不足	水量〇・一箇のみの三箇所	水質良水量三〇封度	飲用〇・一箇、水壓一〇・二立方尺、水質良水量一〇・二立方尺	水量〇・三箇餘水壓一〇封度	内郷水量一・七箇小野田水量一・七五箇水質六〇尺
一、三九三名	一、三五三名	二、三〇七名	一、七三五名	二、五八〇名	一、三三〇名
山麓の涌泉を使用する者多し水質良	一部河川水を併用水質良	洗濯用水として赤川の水を用ふ	河川水併用なし最近藤原川より引水權を得て水道設計中なり	河川水を洗濯用として併用せり	井戸、河川水等を使用せず

好 間	福 島	勿 來
小館方面	水道	水道
好間川の水を用水堀(約二〇間)にて導く、附近田圃多し	好間川の水を用水堀(八七〇間)にて引く附近民家多し	坑内涌水及溪流を用後者ば上流に多少耕地あり
四〇馬力又は五馬力のポンプにて八〇尺の高所に在る縦八〇尺横五〇尺深一〇尺の貯水池に揚水す先づ米國製MSA型滅菌機を以て液體鹽素消毒をなし次に濾過池により濾過す用水栓七一箇	三時の鐵管に分水し二八三間にして宿舎水槽に達せしむ	濾過槽を備ふ用水栓二〇箇
一日揚水量四八、〇〇〇立方尺水質九封度	水量十分なり	水量一日八、〇〇〇立方尺
一、七三〇名	一、四九九名	二、四九九名
井戸其他併用なし	小玉川は洗濯用水に使用せらる水量八〇箇	河川水は洗濯用とせらる

給水は一般に水道に依る、井戸に依るもの極めて少く而かも概して水道の補充となすに止り専ら之に依るものは少し、河川水は幾分洗濯用水に供せらるゝも之を其の儘飲用することなし、然し乍ら水道中には單に河川水其の他を鐵管に依り引水したるに止り別段の濾過消毒設備を有せざるもの多く、其の實質に於て河川水を其の儘飲用すると相擇ぶことなきもの相當多數に上る、斯の如きは固より水質の清淨なるに由る可く、各鑛山共に腸窒扶斯其の他の傳染病の發生に就て特述する處無きは或は其の一證たらんかと認め得ざるには非るも、相當多數の鑛夫を擁する鑛山に在りては飲用水の濾過消毒設備に就て或る程度の考慮を拂ふを要すべし、水源地に田畑、人家等存在し汚水流入の虞あるが如き場合に殊に然りとす(内郷、好間、入山)尙井戸及涌泉の使用は夏期渴水の

六 下水設備
際困難に陥り易く考慮を要すべし(尾去澤)

之を表示するに左の如し。

山名	構造	通水状態、掃除回数、其の他
小坂	幅一尺乃至二尺深さ一尺乃至一尺五寸、傾斜八十分の一乃至三分の一(幅一尺深さ一尺五寸、傾斜八十分の一乃至三分の一)を以て排水は灌漑水路又は田畑に引込み河川に導く	上流に於て河川より引水し各下水を分流せしむるを以て通水を助く常備夫數名をして巡回掃除せしむる外年三回以上浚渫を行ふ
花岡	幅一尺五寸深さ一尺傾斜二百分の一花岡川に放流す	通水良好毎月五回掃除す
尾去澤	厚一寸二分の松板製幅八寸深七寸傾斜十六度の樋を宿舍前に布設す	通水良好毎月二回以上掃除す 毎月初旬保安検査を爲すを以て衛生状態に支障なし
荒川	コンクリート製幅一尺深さ七寸、木製幅一尺深さ八寸、宿舍の表裏に設く、傾斜不定、河川に放流す	通水良好、四月乃至十一月に約九回掃除す
吉乃	幅一尺五寸深さ二尺、傾斜百分の一、側杭打一寸板張	排水又は水道の餘水を流入せしめ自然に汚水を放出す
阿仁	宿舍の周圍に在り河川に排水す	通水良好汚泥は人事方を巡回掃除せしむる外春秋二回清潔法を施行す
高玉	兩側石積幅二尺深さ一尺五寸、傾斜二十分の一乃至十分の一溪谷に放流す	通水良好、一箇月五回乃至七回掃除す
松尾	宿舍大通に幅二尺深さ一尺傾斜五十分の一の汚水路を設く	排水良好

入山	湯本	内郷	好間	福島	勿來
新住宅地はコンクリート製幹線幅三尺深さ三尺五寸傾斜五十分の一乃至百分の一 舊住宅地はコンクリート底石垣積	大下水幅二尺乃至四尺深さ一尺乃至二尺兩側は丸太又は石垣傾斜不定小川に排水す 小下水幅六寸乃至二尺深さ五寸木造の樋を設くるものと設けざるものとあり各宿舍の汚水を大下水に導く	角管大幅一尺三寸深八寸小幅八寸深さ五寸半田管徑六寸コンクリート製傾斜百分の一以上、坑内水を分流し河川に注ぐ	小館方面小下水(幅七寸五分深さ六寸乃至八寸傾斜千分の二)より中下水(幅一尺二寸乃至二尺深さ一尺六寸乃至二尺傾斜千分の三)を経て大下水(幅三尺一寸深三尺傾斜千分の四)を経て暗渠に依り用水堀に放流す煉瓦造とす 小田郷方面幅二尺五寸深一尺傾斜千分の四石疊式河川に入る	幅三尺深一尺五寸兩側は石垣傾斜六十分の一乃至三十分の一	幅二尺深二尺地勢に應じ多少傾斜す内側は矢木及雜板にて被覆し溪流に排水す
坑内水を導き流下を便にす、二日毎に人夫をして掃除せしむ	小下水の一部の外は通水良好適宜掃除す	通水良好月二回衛生夫をして掃除せしむ	通水良好 夏期五日に一回冬期十日に一回掃除す	通水良好毎日掃除す	通水良好二箇月二回掃除す

各鑛山共下水設備は差當り衛生上支障を認めず、要するに掃除に注意を拂へば足るべしと雖も、通水の完全及掃除の便宜より考ふればコンクリート製とし(好間)之に河川水坑内水等を分流せしむるを可とすべし(入山)。

七 宿舍使用の状態

之を表示するに次の如し。

各地方調査概要總括

山名	使用料	居住人員		便所の掃除	塵芥汚物の處理	疊替其他宿舍の修理
		總人員	室當人員			
小坂	入浴料なし 家庭員なし 一回一錢五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 八、一、九、〇、二、三 一、八、六、七、九	一室當五人強 三人弱	一人弱	平均最大五人 三、三、五	塵芥箱(直徑五尺餘の 木製大筒(十三尺平方)の ふたは換替表は居住者 の自負の係員を巡回修理 せしむ 宿舍耐久見込三十年
花岡	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 二、八、三、三、二、〇 九、六、三、四、三	一室當五人 三人強	一人弱	平均最大六人 二、二、二	塵芥箱は一棟に付二箇 拾遺は在り衛生夫を て地點に在り衛生夫を 掃除は毎月一、二回 夏期衛生夫をせしむ 月六回消毒せしむ
尾去澤	入浴料一回五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、〇、九、五	二室當五人 一人強	一人	平均最大八人 一、九、八	塵芥箱は二箇あり 各落毎に拾遺(一、二、三、 四、五、六、七、八、九、 十、十一、十二、十三、 十四、十五、十六、十七、 十八、十九、二十、二十一、 二十二、二十三、二十四、 二十五、二十六、二十七、 二十八、二十九、三十、 三十一、三十二、三十三、 三十四、三十五、三十六、 三十七、三十八、三十九、 四十、四十一、四十二、 四十三、四十四、四十五、 四十六、四十七、四十八、 四十九、五十、五十一、 五十二、五十三、五十四、 五十五、五十六、五十七、 五十八、五十九、六十、 六十一、六十二、六十三、 六十四、六十五、六十六、 六十七、六十八、六十九、 七十、七十一、七十二、 七十三、七十四、七十五、 七十六、七十七、七十八、 七十九、八十、八十一、 八十二、八十三、八十四、 八十五、八十六、八十七、 八十八、八十九、九十、 九十一、九十二、九十三、 九十四、九十五、九十六、 九十七、九十八、九十九、 百)
荒川	入浴料一回五厘 家庭員なし 一回一錢五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 二、七、五、八、一、五 七、六、五、一、六	一室當五人 四人強	一人	平均最大六人 一、六、六	塵芥箱(松板一、四、五、 六、七、八、九、十、十一、 十二、十三、十四、十五、 十六、十七、十八、十九、 二十、二十一、二十二、 二十三、二十四、二十五、 二十六、二十七、二十八、 二十九、三十、三十一、 三十二、三十三、三十四、 三十五、三十六、三十七、 三十八、三十九、四十、 四十一、四十二、四十三、 四十四、四十五、四十六、 四十七、四十八、四十九、 五十、五十一、五十二、 五十三、五十四、五十五、 五十六、五十七、五十八、 五十九、六十、六十一、 六十二、六十三、六十四、 六十五、六十六、六十七、 六十八、六十九、七十、 七十一、七十二、七十三、 七十四、七十五、七十六、 七十七、七十八、七十九、 八十、八十一、八十二、 八十三、八十四、八十五、 八十六、八十七、八十八、 八十九、九十、九十一、 九十二、九十三、九十四、 九十五、九十六、九十七、 九十八、九十九、百)
吉乃	入浴料一回五厘 家庭員なし 一回一錢五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 三、一、三、一、九、六 三、九、九、三、八、〇	一室當五人 四人強	一人	平均最大四人 一、五、四	塵芥箱(松板一、四、五、 六、七、八、九、十、十一、 十二、十三、十四、十五、 十六、十七、十八、十九、 二十、二十一、二十二、 二十三、二十四、二十五、 二十六、二十七、二十八、 二十九、三十、三十一、 三十二、三十三、三十四、 三十五、三十六、三十七、 三十八、三十九、四十、 四十一、四十二、四十三、 四十四、四十五、四十六、 四十七、四十八、四十九、 五十、五十一、五十二、 五十三、五十四、五十五、 五十六、五十七、五十八、 五十九、六十、六十一、 六十二、六十三、六十四、 六十五、六十六、六十七、 六十八、六十九、七十、 七十一、七十二、七十三、 七十四、七十五、七十六、 七十七、七十八、七十九、 八十、八十一、八十二、 八十三、八十四、八十五、 八十六、八十七、八十八、 八十九、九十、九十一、 九十二、九十三、九十四、 九十五、九十六、九十七、 九十八、九十九、百)

山名	使用料	居住人員		便所の掃除	塵芥汚物の處理	疊替其他宿舍の修理
		總人員	室當人員			
阿仁	入浴料一回五厘 家庭員なし 一回一錢五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 三、一、三、一、九、六 三、九、九、三、八、〇	一室當五人 四人強	一人	平均最大四人 一、五、四	塵芥箱(松板一、四、五、 六、七、八、九、十、十一、 十二、十三、十四、十五、 十六、十七、十八、十九、 二十、二十一、二十二、 二十三、二十四、二十五、 二十六、二十七、二十八、 二十九、三十、三十一、 三十二、三十三、三十四、 三十五、三十六、三十七、 三十八、三十九、四十、 四十一、四十二、四十三、 四十四、四十五、四十六、 四十七、四十八、四十九、 五十、五十一、五十二、 五十三、五十四、五十五、 五十六、五十七、五十八、 五十九、六十、六十一、 六十二、六十三、六十四、 六十五、六十六、六十七、 六十八、六十九、七十、 七十一、七十二、七十三、 七十四、七十五、七十六、 七十七、七十八、七十九、 八十、八十一、八十二、 八十三、八十四、八十五、 八十六、八十七、八十八、 八十九、九十、九十一、 九十二、九十三、九十四、 九十五、九十六、九十七、 九十八、九十九、百)
高玉	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三、三、三、三、三 三、三、三、三、三、三	一室當五人 一人強	一人	平均最大五人 一、九、八	塵芥箱(厚板張四尺六 寸高九寸、別運搬あり 方高二尺、別運搬あり 衛生夫四名をして月 一回掃除は毎日居住者 代掃除は随時行ふ
松尾	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、二、二、二、二、二 七、五、〇、七、六、一	一室當五人 一人強	一人	平均最大五人 一、九、八	塵芥箱(長三尺幅二尺 高一尺五寸)三十箇を あり掃除人之を處理す
入山	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、一、一、一、一、一 六、一、六、〇、七、一	一室當五人 一人強	一人	平均最大五人 一、九、八	塵芥箱(一開四方コン クリート又は板製)二 五〇箇、又板製コン 直接拾遺に運搬あり
湯本	入浴料一回五厘 家庭員なし 一回一錢五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 二、五、四、五、三、七 五、六、七、二、三	一室當五人 一人強	一人	平均最大七人 一、五、二	塵芥箱(五尺平方高二尺 五寸)三箇あり衛生夫 をせしむ

内郷	好間	福島	勿來
なし	なし	なし	なし
計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、四、六、九、七 五、六、〇、二	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、二、八、二、八、五 八、二、八、五、六、八	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三、三、五、四 四、九、三、五、九	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、二、三、三、五、四 三、〇、四、七
一月當四人	一月當四人	一月當四人	一月當四人
一人	一人	一人	一人
平均最大 一人	平均最大 一人	平均最大 一人	平均最大 一人
農民をして一ヶ月八 回波らして掃除は 衛生夫をして一日 一回掃除し、消毒 剤を撒布す	農民をして一箇月二 回乃至三回波ら し、掃除用具を備 わし、一日一回居 住者交際消毒 剤を撒布す	農民をして月六回 波らし、掃除は同 右	農民をして月三 回以上波らし、掃 除は同右
塵芥箱一棟一箇他に 瓦六尺平方高二尺 あり、コンクリート 製あり、衛生夫を して	塵芥箱(煉瓦又は木 造)四尺三寸深二 尺五寸あり、衛生 夫五名をして處 理す	板圍の塵芥箱八箇 あり、衛生夫を して處理せしむ	木製塵芥箱(三尺 平方)三十五箇 あり、衛生夫二名 をして處理せし む
疊替は二三年毎に 其の修理は隨時 會社に 宿舎耐久見込三十年	疊替は表替をなした るもの六月を原 期として、毎年二 月八月に申出通 りを行ふ、修理は 申出通	疊替は毎年三分の一 づつ、行ふ、修理 は隨時 宿舎耐久見込十年	疊替は一年一回宿 舎修理 り、大工其他を 常備しあ り、宿舎耐久見 込二十年

註 一、使用料中電燈料は住宅の構造の部に掲記す、本表中に記載せざる家賃其の他は之を徴收せざるものとす。
二、一坪當人員は寢室として使用し得る部分に對し算出す。
三、兒童と大人とは十三歳以下と十四歳以上に依り之を分つ。
使用料は各鑛山共に家賃を徴收せず、電燈料以外は入浴料を徴するものあるに止る。入浴は固よ

り無料を理想とすべきも經濟上の關係を別にするも、従業者及其の家族以外に依り濫用せらるゝを防止する必要上之を徴收することは已むを得ざるべし。一戸當居住人員は三人八分九厘乃至五人五分にして、一坪當四分二厘乃至二人著しき支障なし。糞尿の汲取は各鑛山共に附近農民其の他と契約し其の堆積を防止せるものゝ如く、便所の掃除は居住者が交代に之を行ふもの多し、されど此の如き事項は往々懈怠に陥り易きを以て一方現場に用具防臭消毒劑其の他を備付すると共に、他方相當責任者を定め遺憾なきを期するを可とすべし。塵芥の處理は大體衛生夫に依りて行はる一方居住者の良心に訴へると共に、他方衛生夫を鞭撻する以外は差當り言ふ可きものなし。疊替宿舎の修理は大體に於て各鑛山の負擔にて行はるゝものゝ如し別段の支障なし。
八 其の他參考事項
之を表示するに次の如し。

鑛山名	家畜の状況	飼養の衛生的影響	其の他
尾去澤	鶏兔の飼養多し各戸毎に小屋又は箱を設け其の他犬猫小鳥豚等あり豚の飼舎は宿裏に遠く置く	掃除に注意し月一回の保安検査あるを以て清潔なり	(一)保安テリ毎月一回労働係其の他をして防火衛生状態等を検査各種の注意を與へしむ (二)検査成績は毎月開かるゝ母の會にて發表す (三)トホム豫防テリ労働係は公休日の前日小學兒童は毎土曜日に配付隨時衛生思想宣傳ホスタ配付隨時
花岡	鶏兔を飼養す養兔盛なり		
小坂	鶏兔の飼養者小數あるに止まる		

荒川	鶏家鴨 二二一戸 四四戸 二〇戸	一、七一三羽 一四三羽 三〇頭	衛生上相當影響ありと認め 住宅外敷間の地點に飼舎を 設けしむ	
吉乃	養鶏は少し養鶏は一三六戸親鶏四四一羽、雛 一四〇五羽一日の産卵數一五六箇	衛生上支障なし		
阿仁	建屋の一隅に飼舎を設け鶏兔を飼養す牛豚類 亦然り	同 右		
高玉	養鶏あり	同 右		
松尾	鶏兔豚を飼養する者あり	良好と云ひ難し		
入山	鶏兔豚等の飼養行はる	衛生上支障なし		
湯本	鶏二一〇羽兔三五頭別に敷地外に豚あり	蛆蠅發生臭氣發散汚物流出 等有り面白からず欄飼を勵 行せしめつゝあり		
内郷	養鶏備かに存するに止まる			
好間	居住者の六割は養鶏をなす宿舎の後側窓下二 間開口一間半奥行半間高さ三尺の飼舎を設く 兔少々有り	掃除を嚴重にせしむる故に 衛生上支障なし		
福島	飼舎は軒下に幅三尺長さ六尺以内のものを置 りく兔小舎も同様なるが屋内土間に置くものあ り	毎朝掃除せしむ		
勿來	軒下又は空地に鶏兔を飼養する者あり	趣味副業を兼ね衛生上支障 なし		

各鑛山何れも多少の家畜を存するものゝ如く鶏兔其の他の飼養は野菜草花の栽培と同じく趣

味及副業の上より見て有益なりと認めらるゝも、飼舎の位置、構造及掃除宜しきを得ざれば衛生上
面白からざる結果を生み易し。各鑛山宿舎建設の實情に應じ各鑛山當務者に於て多少の考慮を須
ひ、此の弊無きを期するの外なし。

第二 鑛夫合宿所

- 一 敷地、配置、給水設備及下水設備
住宅の項に同じ。
- 二 構造
花岡鑛山好間炭鑛及勿來炭鑛が幾分之に關する記述をなすに止り詳細不明なり。大體に於て
鑛夫住宅と大差なきものゝ如し。
- 三 附屬建物
共同便所其他に就ては特に述べべきものなし。合宿所の食堂及賄所に關する事項を表示する
に左の如し。

鑛山名	食 堂	賄 所
松尾	合宿所は鑛山の西南に在り面積四十五坪木造天井の高さ八尺 疊敷各室三十二間一箇を附す一間半又は二間の引違障子及 雨戸を設く其の一室を食堂に充つ十疊敷なり	食堂に隣接し北側に在り面積十坪五合構造食堂に同じ炊事廳 を設く
花岡	合宿所は鑛山の西南に在り面積四十五坪木造天井の高さ八尺 疊敷各室三十二間一箇を附す一間半又は二間の引違障子及 雨戸を設く其の一室を食堂に充つ十疊敷なり	
花岡	合宿所は鑛山の西南に在り面積四十五坪木造天井の高さ八尺 疊敷各室三十二間一箇を附す一間半又は二間の引違障子及 雨戸を設く其の一室を食堂に充つ十疊敷なり	
松尾	合宿所と同棟南端面積四坪天井の高さ八尺大テーパー一箇長 椅子四脚ストロブ手洗場有り電燈を取付く三方窓にして採光 通氣良好なり收容人員四十名	

入山	湯本	内郷	好間	勿來	福島
普通宿舎を流用す	合宿所の一端に在り面積三坪普通宿舎を改造したるもの天井なし土間にテーパーを備付くストーブ手洗設備あり窓は障子戸又は板戸にして開閉自在採光通氣良好十燭光一箇を取付く食器類を備付く	合宿所の南側に接し別棟とす面積八坪天井の高さ一丈四尺床板敷大テーパー二箇長脚四箇ストーブ手洗設備あり窓は外付く収容人員二十名	合宿所に隣接す面積五坪天井の高さ七尺枚敷の上に薄縁を敷く座ありテーパー戸あり手洗場なし北側に高さ五尺幅六尺の窓あり採光通氣良好十六燭光を取り付く収容人員三十二名	合宿所は普通宿舎を流用す 食堂亦然り	普通宿舎を利用すテーパー五箇ストーブ二箇あり採光通氣良好、収容人員十七人及十一人
	合宿所内面積三坪板間及土間より炊事釜湯場水道汚物場薪炭置場等あり窓有り開閉自在にして通氣良好なるが採光稍不良十燭光一箇を取り付く炊事用具を備付す	食堂建物内の一部を充つ面積三坪床面はコンクリート炊事場湯場調理品配列用戸棚有り	居室の次の室を利用し三坪の土間に炊事場を設く		合宿所の一端にあり特記すべきものなし

改善意見として特に提唱すべきものなし、唯食堂の入口其他便宜の場所に手洗設備を爲すは衛生的見地より推奨し度し。

四 合宿所使用状態

使用料糞尿汲取、便所掃除の方法、塵芥汚物處理状態、疊替其の他宿舎の修理狀況に就ては別段の記述なく、鑛夫住宅と同様と認めらる、合宿所賄方法並寢具及食器に關する調査左表の如く改善意見の記述すべきものなし。

鎮名山	花岡	松尾	入山	湯本	内郷	好間	福島	勿來
自炊調負 直營の別	賄負	同	直營	同	指定請負	請負	同	同
賄料	一日三食 五十錢	一日 五十五錢	一日 五十錢	一日 五十錢	一日四十錢他に會社より一人一日十錢を補助す	一日四食六十錢別月末人員に對し社より一人當一圓を會社より補助す	一日 五十錢	内地人泊三人 五十錢 別に探炭夫には八錢を補助す 其の他には八錢を補助す 鮮人泊三人 六十錢 五錢補助なし
標準的献立	朝食、汁、煮、梅干、湯、煮、梅干、湯、煮、梅干、湯、煮、梅干、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯	朝食、汁、煮、湯、煮、湯、煮、湯、煮、湯
合宿所の區別	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用
寢具及食器	一人一配給	一人一配給	一人一配給	一人一配給	一人一配給	一人一配給	一人一配給	一人一配給
使用料	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

註 一人當寢具の配給は極寒の期を標準とす。

各地方調査概要總括

東京地方

一 調査鑛山

(イ) 金屬山 足尾鑛山、日立鑛山、神岡鑛山、佐渡鑛山、高千鑛山、河津鑛山。

(ロ) 石炭山 大倉無煙炭礦、重内炭礦、磯原炭礦。

(ハ) 石油山 西山鑛業所、西山、長嶺、伊毛、武石、高町、牧宮川、安田、尼瀬、米山、鳥越の各鑛場を含む、新津鑛業所、朝日、小口、東山、大面の各鑛場を含む、新潟製油所。

二 宿舍敷地及宿舍配置狀況

宿舍敷地は鑛山所在地の地勢に左右せらる。

調査鑛山中比較的平坦なる地域のみに宿舍を有するは石炭山なり、其の概要を見るに大倉無煙及重内炭礦は高臺地、磯原炭礦は川沿の平地なるも適度の傾斜を有す。金屬山にて足尾及日立鑛山の一部には稍廣潤なる平地に存するものもあるも敷地々形の平坦地と稱するものも山間に存する場合多し。石油山に於ては一區域に多數の宿舍集團的に存するもの稀にして概して散在するもの多し。宿舍建家配置狀況は敷地の地形に従ひて一様ならざるも成る可く南向若は北向に建設せらるゝもの多きが如く各種鑛山の合計に於て平坦地宿舍は南向に建設せるもの四二%、北向のもの四二%にして東又は西向は一六%に過ぎず、又山腹山間等平坦ならざる地域の宿舍に付きても南向のもの三三%、北向のもの二九%にして東向若は西向のものより多數なり。

(東京地方附表の一 鑛夫宿舍敷地地形別配置狀況)

鑛種	鑛山名	平地				山間、山腹、其の他				合計
		東向	西向	南向	北向	東向	西向	南向	北向	
金屬	足尾	八棟				四棟	六三棟	一三二棟	八一棟	三二〇棟
	日立	一				九	六六	一〇七	一七	三三二
屬	神岡					一〇	七三	二五	一六	一一三
	佐渡					一	三	五	一	一〇
山	高千					一	七	二	一	一一
	河津	一九				一	三九	二五	二二	七三
石炭	大倉無煙									
	重内									
石油	西山									
	新津									
計	計	一九	四	二二	三六	六一	一三九	二五	二二	七三
	計	八〇	四	一三五	一〇	二二九	九〇	二二九	二二九	二二九
山	新西									
	新津									
計	計									
	計									
合計	計	二	五	四	四	一五	八	二〇	九	五六
	計	二	五	四	四	一五	八	二〇	九	五六
合計		二七	三	四三	二五	七一	三	四三	二五	七一

附記 一 本表に南向とあるは東南向及西南向を、北向とあるは東北向及西北向をも含むものなり。
各地方調査概要總括 四九

二 本表に西山とあるは西山鑛業所の謂にして西山外十鑛場を、新津とあるは新津鑛業所の謂にして朝日外三鑛場を包括し、又新潟は新潟製油所なり。

三 宿舍の構造

鑛夫宿舍の様式は一般に木造平家建にして合宿所を除くの外殆んど二階建のものなし。然れども各宿舍一棟の建家戸数は種々にして最小一戸建、最大二十戸建に及ぶも金屬山にては四戸建(三一%)又は六戸建(三六%)最も多く、石炭山は四戸建(五〇%)最も多く、石油山は一戸建(三四%)及二戸建(四二%)大多數を占む。但し各鑛山共に一鑛山同一様式なるものなし。

(東京地方附表の二) 鑛夫宿舍建家別棟數

鑛山名	一戸建	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	十戸建	十一戸建	十二戸建	十四戸建	十五戸建	十八戸建	二十戸建
足尾	一四	二〇	二七	一一四	二六二	八九	五	七	一	一						
日立	一	三八	三六	二七五	二〇九	八五	一四	三		二						
神岡	二		一	一四	一〇	五	三	一九		四						
佐渡																
高千																
河津																
大倉無煙	一		一	一七六		三四										
重内		二	二	五	五二	六	四									
磯原	四	三	六	五	二	一	五	三	五	八	一					

計	西山	新津	足尾	日立	神岡	佐渡	高千	河津	大倉無煙	重内	磯原
計	二	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一
新	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
津	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四五	四五	七七	六〇五	五三六	二三五	三一	四一	八	七七	三

附記 本表棟數の中西山及新津鑛山の分は合宿所棟數を含まず、其の他鑛山分棟數には合宿所を加算せり。

宿舍の構造は各鑛山ともに建築様式異なるに従ひ同一ならざるも、各戸設備の概要は鑛山毎に大體類似的の規準を有す、但し一戸當の建坪室數等に至りては設計様式異なるに従ひ多種多様なり。各鑛山宿舍構造の概要左の如し。

(イ) 個人宿舍(普通住宅)

屋根の種類 亞鉛板又は鋳力板葺を主とするもの(足尾、神岡、河津)木羽葺又は杉皮葺を主とするもの(日立、重内、新津)最も多數にして瓦葺は甚だ少數(佐渡、大倉無煙)なり。
天井の設備 河津、大倉無煙、重内及磯原の四鑛山には天井の設備なきも、其の他の鑛山(足尾、日立、神岡、佐渡、高千、西山、新津、新潟)には悉く板張天井を設備せり。
窓の設備 大多數の鑛山は障子及兩戸或は硝子障子の設備をなせるも大倉無煙炭礦は無双窓にして之に障子を附設せり、硝子障子を有する窓に對して窓掛の有無は明瞭ならざるも多くは之を有せざるが如し。

一戸當建坪 最大二三坪(新津)、最小三七五坪(磯原)にして各鑛山の一戸當平均建坪は概して六坪以

上あり、平均建坪の最大なるは西山鑛業所(最大一五坪、最小八・七五坪、平均一二・三四坪)にして最小なるは磯原炭礦(最大四・五坪、最小三・七五坪)なり。

一戸當室數及室面積 一戸の室數最大は四室(西山及新津)にして、佐渡、河津、大倉無煙、磯原の四鑛山宿舎は悉く一戸一室なり。而して各戸の室面積は最大一四坪(西山)、最小二・七五坪(磯原)にして平均一戸當室面積三坪以下のもの二鑛山(佐渡及磯原)六坪以下のもの六鑛山(足尾、日立、神岡、高千、河津及重内)、十一坪以下のもの二鑛山(西山及新津)なり。

居間敷物 多くは普通疊敷なるも、河津、大倉無煙及重内の三鑛山は尙薄縁を使用し又神岡及高千鑛山にては居住者の自辯とせり。

燈火設備 一般に電燈を使用するも高千鑛山のみは未だ其の設備を有せず石油燈を使用す。

(ロ) 合宿所設備

合宿所を設置せるは神岡、河津、大倉無煙、磯原、西山、新津、新潟にして足尾、日立、高千、重内には之を有せず、又佐渡鑛山にては元飯場頭が個人にて施設經營せる合宿所あり。然れども神岡、河津、大倉無煙及磯原の四鑛山合宿所は普通宿舎を其の儘合宿所に使用するのみにして特別の施設及構造のものなきに對し石油山(西山、新津及新潟)は特に廣大なる合宿所を設置せり、其の施設概要左の如し。

合宿所の數は西山九、新津七、新潟三にして何れも木造とし平家若は二階建なり、屋根は木羽葺、瓦力板葺、瓦葺等種々なるも悉く總板張天井を有し、窓は一般に外側硝子障子、内側紙障子とす。

合宿所一戸の建坪は最大延三四二坪、最小二〇・五坪にして鑛山別平均延建坪一一・六二坪乃至延三

八・二五坪なり(延坪は二階坪數を加算せるものとす)而して一戸當室數は最も多きもの四〇室、最少なるもの三室にして其の總室面積は最大二一九坪、最小は一〇坪なり。又各室の面積の最大なるは五三坪、最小は二・二五坪にして一室の平均面積は九・五坪乃至三・二五坪なり。此等各室の敷物は悉く普通疊を使用し又何れも電燈の設備を有す、但し此等の合宿所の中には其の一部を鑛夫俱樂部若は病室に使用するものあり。

(イ) 個人宿舎(普通住宅)

鑛山名	様式	主要なる屋根種類	天井の有無	窓の種類	一戸當建坪			一戸當室數			一戸當室面積			居間敷物	燈火設備
					最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均		
足尾	木造平家	亜鉛引鐵板	有	硝子戸又雨戸	九・〇	六・〇	七・五	三	一	二	六・五	四・〇	五・五	電燈各室二〇燭	
日立	同	杉皮	有	硝子戸又雨戸	三・五	三・〇	—	三	—	—	九・〇	三・五	同	同各室二〇—七・五燭	
神岡	同	亞鉛引鐵板	有	硝子戸又雨戸	三・五	三・〇	—	一	—	—	八・五	三・五	同	同各室二〇—三〇燭	
佐渡	同	瓦	有	硝子戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
高千	同	亞鉛引鐵板	有	硝子及雨戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
河津	同	亞鉛引鐵板	無	硝子及雨戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
大倉無煙	同	瓦及杉皮	無	無窓障子	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
重内	同	杉皮	無	引窓又障子及雨戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
磯原	同	—	無	障子及雨戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	
西山	同	木羽及瓦力	有	硝子戸	—	—	—	—	—	—	—	—	同	同	

新津	同	木	羽	有	硝子戸	三・五	五・六	三・〇	四	一	二・八	二・五	四・〇	七・五	同
----	---	---	---	---	-----	-----	-----	-----	---	---	-----	-----	-----	-----	---

(ロ) 合宿所

鑛山名	箇所数	様式	屋根種類	天井有無	窓の種類	一戸當建坪			一戸當室數			一戸當室面積			一室當面積		
						最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
西山	九	木平家及二階造	木羽	有	外部硝子戸 内部障子戸	延坪 三三〇	坪 三〇〇	坪 三〇〇	三	三	三	二〇	二〇	二〇	坪 二〇	坪 二〇	坪 二〇
新津	七	同	木羽又は鉄 力及瓦引鐵板	有	同	延坪 一八〇	坪 二二〇	坪 二二〇	三	三	三	八	八	八	坪 六	坪 六	坪 六
新潟	三	同	同	有	同	延坪 六〇	坪 二五	坪 二五	三	三	三	五	五	五	坪 一〇	坪 一〇	坪 一〇

附記 一 神岡、河津、大倉無煙及磯原鑛山の合宿所は個人宿舍(普通住宅)と構造同一にして之を區別せず。
二 佐渡鑛山に單身者合宿所あるも請負者の施設經營に屬し鑛山に關係なし。

四 附屬建物

附屬建物として一般に共同浴場及共同便所を設備す、但し石油山にては宿舍各戸に専用便所の設備を有するを以て共同便所を有せず、又佐渡鑛山宿舍には共同浴場を有せず。

共同浴場は宿舍の數及配置状況に應じ、一鑛山一箇所乃至三十二箇所を設置し浴場一箇所當使用戸數は最大五二一戸、最小六戸にして、西山及新津には専用のもあり、平均使用戸數は三二四戸乃至三戸強に當る。浴槽數は普通一浴場に男女別二槽を設くるを普通とするも、單に一浴槽を設置せるに過ぎざるもの少からず、又稀に一浴場に男女各二槽を有するものあり。浴槽一個當平均使用人員は最

大八六三人、最小三二人にして普通一〇〇人以上なり。
共同便所の數は宿舍戸數の大小に従ひ最も多きもの五〇八棟、最も少きもの四棟にして、其一棟當平均使用戸數は一七戸乃至二戸にして普通四戸乃至六戸なり、而して便所一棟には糞尿壺各一個のものなきに非ざるも尿壺一乃至三個糞尿壺二乃至三個を有す。
(東京地方附表の四 附屬建物概要)

鑛山名	棟數	一棟當使用戸數			浴槽數		浴槽一個當平均使用人員	棟數	糞尿壺數		便所	
		最大	最小	平均	男	女			計	最大	最小	平均
足尾	三二	一七九	一〇	五五	三〇	二五	一七五・三	三四八	一	一	二〇	二
日立	七五	二二四	一〇	三二四	七	七	八六三・三	五〇八	一	一	七	二
神岡	一〇	一七六	六	五八	一〇	一〇	一一二・七	八六	一	一	九	三
佐渡	なし							四	一	一	七	一
高千	四			九			三三・三	九	一	一	二	一
河津	一			?			?	一	一	一	一	一
大倉無煙	六	二三〇	一	九二・五	九	一	二二五・一	八七	一	一	一	一
重原	二	三六五	一〇	二三四・五	三	三	?	二	一	一	一	一
磯原	一			二六四	二	三	二八一・〇	二	一	一	一	一
西山	一			三・三			四二・五	なし				
新津	一			五・六			四四・四	なし				
新潟	なし							なし				

附記 一 河津鑛山は附近に蓮臺寺温泉あり、鑛山にて同温泉組合と特約し入浴せしむるもの多数なし。
 二 石油山(西山、新津、新潟)は普通住宅に専用便所を設くるを以て附屬建物としての共同便所なし。

五 給水設備

水道の設備は規模構造等一様ならざるも各鑛山に施設せられ井戸のみによりて給水する鑛山なし。

水道設備 新潟製油所(合宿所)は市設水道を使用せしむるも、其他鑛山は悉く鑛山専用の簡易水道を設く、其の規模は大小種々にして稍完備せるは貯水池、配水池を設け各宿舎間に配置せる共同水槽(栓)に導くも、簡單なるものに在りては水源より直接共同水槽に導水するものあり、水源の種類は澤水若は山間の湧水を普通とし河水之に次ぐ、其他鑛井による地下水、横井戸の湧水、坑内水等を水源とするものあり、水道に浄水設備を設けたるは四鑛山に過ぎず、一般には單に沈澱池を有するものなり、浄水設備を有する場合にも簡單なる濾過装置をなせるのみにして多くは河水を水源とせる場合なり、共同水槽(栓)一個に對する平均使用戸數は五戸乃至四十戸にして十戸以上二十戸を普通とす、尙西山及新津鑛山にては各宿舎に専用水槽を設けたるものあり。
 井戸を存するは日立、高千、河津、大倉無煙、西山及新津の六鑛山なるも、其の個數は一鑛山二乃至九個に過ぎず、一部宿舎の使用に止まる。井戸の揚水設備としては釣瓶に依るもの最も多く、ポンプ装置之

に次ぐ。

(東京地方附表の五) 宿舎給水施設概要

鑛山名	水		道		井	
	水源の種類	浄水設備	共同水槽(栓)數	使用戸數	揚水設備別個數	使用戸數
足尾	湧水	なし	六八五	三、五三八	なし	なし
日立	湧水	なし	二〇一	二、三六〇	車井戸	一二
日立	湧水	なし	七五	一、五七九	なし	なし
神岡	湧水	なし	二	二八	なし	なし
佐渡	横井戸湧水	なし	一	二	なし	なし
高千	坑内湧水	なし	一	一	釣瓶井	三
河津	坑内湧水	なし	八	一	ポンプ	四
大倉無煙	湧水及河水	河水のみ濾過	三四	一	釣瓶井	九
重内	湧水及河水	河水のみ濾過	一八	四六九	なし	なし
磯原	湧水	なし	九	三六四	なし	なし
西山	鑛井	なし	一	一	なし	なし
新津	湧水及河水	濾過	一	一	なし	なし
新潟	市設水道	濾過	一	一	釣瓶井	二
合計			一、〇八	一、〇八		

附記 西山及新津鑛山宿舎には専用水槽を各戸に設置せるものあり。

六 宿舎使用状況

宿舎使用料(家賃)は一般に之を徴收せず、唯足尾鑛山に於て建坪一坪に付月七錢乃至八錢、平均一戸

各地方調査概要集

當月五十錢を修繕料として徴するのみなり。衛生費を徴するもの三鑛山にして月額大倉無煙四十錢、重内二十五錢、磯原二十錢とす。入浴料は無料なるもの多く、有料なるもの四鑛山(足尾、日立、神岡、河津)其の料金は單身者月額五錢乃至二十錢、家族を有する者月額十錢乃至四十錢なり。又一人一回一錢とせるもの一鑛山(日立)あり。電燈料は之を徴せず無料とするもの三鑛山(日立、神岡、河津)あるも、一般には月十五錢乃至五十錢とす。其の他税金として磯原炭礦にては一月當月二十錢を徴收す。

一戸當居住人員は普通住宅最大十一人乃至五人、最少二人又は一人にして平均五人乃至三人なり。合宿所は一戸最大百三十二人、最小六人、但し神岡鑛山には僅かに一人のものありにして平均一戸當四十人乃至九人なり。又居寢室一坪當居住人員は普通住宅最大二三五人、最小〇一四人、平均一二人乃至〇六人にして合宿所は室面積一坪當最大二人、最小〇六人、平均〇六四人乃至〇三二人なり。普通住宅及合宿所を通じて一人當居寢室面積一五疊未滿のもの日立、神岡、佐渡、高千、大倉無煙、磯原及西山の七鑛山あるも、鑛山別平均は一人當一五疊未滿なるもの無し。

(東京地方附表の六 鑛夫宿舍使用狀況概要)
(一) 個人宿舍普通住宅

鑛山名	使用料 (修繕料)	衛生費	入浴料	電燈料	一戸當居住人員			居寢室一坪當人員		
					最大	最小	平均	最大	最小	平均
日立	なし	なし	家族持月二四錢 單身者一二錢 一人一回一錢	なし	一 二	一 二	三 〇人	〇 八五	〇 二四	〇 六一
足尾	建坪一坪に付 月七―八錢	なし	なし	二〇燭 三二燭 四〇燭	一 二	一 二	三 五〇	〇 八五	〇 二四	〇 六一

附記 磯原炭礦にては税金として一月月二十錢宛徴收す。
(二) 合宿所使用狀況

鑛山名	使用料	寢具設備	賄方法	賄費	一戸當居住人員			居寢室一坪當人員		
					最大	最小	平均	最大	最小	平均
神岡	なし	なし	月 四〇錢	なし	一	一	五 〇	一 五三	〇 二二	〇 六五
佐渡	なし	なし	なし	月 一五錢	一	一	三 五	二 〇	〇 三三	一 二
高千	なし	なし	月 十錢	なし	一	一	四 六	一 四	〇 三三	一 〇
河津	なし	なし	なし	月 二五錢	一	一	四 四	二 三五	〇 四	一 二
大倉無煙	なし	なし	なし	月 三〇錢	一	一	四 六	二 三五	〇 四	一 二
重内	なし	なし	なし	月 二五錢	一	一	三 五	一 五〇	〇 七	〇 八三
磯原	なし	なし	なし	月 二〇錢	一	一	三 五	一 五〇	〇 七	一 一
西山	なし	なし	なし	なし	一	一	三 九	〇 七	〇 七	〇 八三
新津	なし	なし	なし	なし	一	一	四 五	〇 七	〇 七	〇 八三

鑛山名	使用料	寢具設備	賄方法	賄費	一戸當居住人員			居寢室一坪當人員		
					最大	最小	平均	最大	最小	平均
神岡	入浴料 二〇錢 入浴料 五錢	請負者所有	請負	一日 三十七錢 月十三圓五十錢	一 三	一 一	九 〇	一 〇四	〇 〇六	〇 三二
河津	なし	同	同	一日 五十五錢	一	一	一 〇	一 一六	〇 二三	〇 六三
大倉無煙	なし	同	同	一日 五十錢	一	一	三 八	一 一六	〇 二三	〇 六三
磯原	電燈料 會社規定半額	合宿者所有	共同自炊	費	一 二	一 一	四 〇	二 〇	〇 三三	〇 六三
西山	同	同	同	費	一 三	一 一	三 八	一 一六	〇 二三	〇 六三
新津	同	同	同	費	一 三	一 一	三 八	一 一六	〇 二三	〇 六三
新湯	同	同	同	費	一 三	一 一	三 八	一 一六	〇 二三	〇 六三

附記 河津、大倉無煙及磯原三鑛山居住人員は普通住宅に加算せる爲め之を區別記載すること能はず。

宿舍の改善に關する意見

宿舍の配置、構造其の他附屬施設に付ては各鑛山とも衛生上不十分なるもの少なからざるを認め、然れども之が改善に關しては宿舍敷地の状況、事業規模の大小、經濟的事情等に從ひ左右せらるゝ爲め夫々多少の改善を企つるもの無きに非ざるも、大體に於て現狀に満足するを以て止むを得ずと爲すもの多數にして、改善に關する積極的意見の提出を見たるもの甚だ少數なり、而して此等改善意見の要旨を摘記すれば概要左の如し。

一 宿舍の配置及構造

宿舍の配置は地形により一定するを得ざるも可成は之を南向と爲し通風及採光に注意するを要す。様式は平家建瓦葺を適當とし、居間及寢室には板張天井を設くる必要あり。

各戸の居寢室は之を二室と爲し六疊及四五疊を適當とし、敷物は薄縁を廢し疊敷と爲すべし。

各戸の窓は可成其の位置を高くし採光を十分ならしめ、雨戸及障子或は硝子障子を設備するを要す。

二 共同便所の設備

共同便所の便壺は之をコンクリート造と爲し、きんかくしは陶器製を用ふ。

三 給水設備及下水溝

水道に依る給水設備には濾過池を設け導水鐵管を改修すべし、下水溝は土管若はコンクリート造

と爲す。

四 合宿所設備

合宿所は鑛山直營のものを設置し、寢具は各人専用のものを設備し時々日光消毒を勵行すること必要なり。

大阪地方

調査鑛山は尾小屋、生野、明延、竹野、飯盛、岩美、桐原、吉岡、高越、東山、別子、及び白瀧の十二金屬山にして其の調査概要を總括するに左の如し。

一 敷地及び宿舍配置状況

鑛山所在地が山間地方なること多き爲め之に附屬建設せらるゝ鑛夫宿舍敷地も山腹山間等を開墾せられたるもの多く平坦地と稱する場合も廣濶なる平原地方なるは甚だ稀なり、比較的平坦なる地域のみは宿舍を有するもの五鑛山、山間のみに宿舍を建設せるもの三鑛山にして調査全鑛山鑛夫宿舍棟數に對し平坦地に存するものは三割六分に過ぎず、山間に存する場合は概して山腹を階段狀に開墾すること多く、又平坦地と雖も相等の傾斜を有するもの多き爲め敷地は甚しく濕潤するが如きことなくして一般に高燥なり。

宿舍配置の方向は地形に左右せらるゝ爲め必ずしも衛生的要件に添はざるものあるも平坦地に在りては其の大多數は南若は北向に配列せられ、東若は西向なるは甚だ少數なり、又山間に在りても

過半数は南向若は北向なり、建家間隔は散在的に存し不定なるものもあるも概して二乃至三間なること多く、甚しく近接せるは稀なり。

(大阪地方附表の一 宿舍敷地及配置状況一覽)

山名	平地				山間山腹其他	合計	建家間隔
	東向	南向	北向	西向			
尾小屋	?	?			二九棟	三〇—三五間	
生野					一四棟	二・五—五間	
明延					五三棟	平均五・五間	
竹野					一五棟	三—四間	
飯盛					三五棟	散在す	
岩美					八棟	一・五間以上	
橋原					一七棟	記載なし	
吉岡					一八棟	一〇—三〇間	
高岡					一三棟	平均二間	
東山					二一棟	二—三間	
別子					一六四棟	二—五間	
白瀧					五九棟	散在す	
合計	五九	一一〇	一〇	一	二一〇棟		

備考 東南及西南向は南向に、東北及西北向は北向の中に集計せり。

二 宿舍の構造

鑛夫宿舍は事業の進展に伴ひて順次建築せらるゝ場合多き爲め、又敷地の状況に依りて様式構造等差異甚しきも悉く木造平家建なり、而して最も多数なるは五戸建長屋にして十戸建、四戸建、六戸建等之に次ぐ、一戸建單屋は一般に少数なるも白瀧鑛山に於ては例外的に多数なり。

(大阪地方附表の二 宿舍建家戸數別表)

種別	鑛夫住宅										總戸數
	一戸建	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	十戸建	
尾小屋											三八
生野	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五〇
明延	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五三
竹野	二										一五
飯盛	四	九	三	二	一	二	一	一	一	一	三二
岩美	三										三八
橋原											一五二
吉岡	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八
高岡	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
東山											二一七
別子	五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一六四
白瀧	八	七	四	四	四	四	四	四	四	四	五九

三 附屬建物

附記 備考欄記載は居室の敷物を示す。

附屬建物として共同便所及び共同浴場を設備す、但し便所は鑛夫頭同小頭等の宿舍には専用のものを設けたるもの少なからず、又共同浴場は吉岡鑛山に其の設備を有せず。

共同便所は宿舍一棟に付一箇所之を別棟に設くるを普通とし各一棟は尿壺一及び糞壺二を備ふるもの多し、共同便所一棟に對する使用戸數は宿舍一棟の戸數に大小ある爲め一様ならざるは勿論なるも、鑛山別に平均戸數を求むれば四戸乃至十戸にして六戸なるもの最も多數なり。

共同浴場は宿舍設置状況に應じ一箇所以上數箇所に設備せり、又其の規模並に設備の大小等は鑛山居住人員の多少に従ひ甚しく相違するも一般に浴場一箇所に男女別各一浴槽を普通とす、浴場一箇所に對する使用戸數は最小三十戸、最大三百八十九戸にして、浴槽一個に對する使用人員は最小七十一人、最大七百九十七人なり。

(大阪地方附表の四 附屬建物概要)

鑛山名	共同便所			共同浴場		
	棟數	糞尿壺數	一棟當平均使用人員	棟數	浴槽數	一棟當平均使用人員
尾小屋	三〇	?	一〇・二	二	二	七六・五
生野	四一	八二	五・一	四	四	一九二・五
計	九〇	九〇	一・一	八	八	一九四・〇
平均戸數	九・〇	九・〇	一・一	八・〇	八・〇	一六六・〇

鑛山名	棟數	糞尿壺數	一棟當平均使用人員	棟數	浴槽數	一棟當平均使用人員
明延	三八	五七	一・五	二	二	一〇五・〇
竹野	五	一〇	二・〇	一	一	六五・〇
飯盛	二四	二六	四・〇	二	二	五八・〇
岩美	五	一〇	六・〇	一	一	三六・〇
柵原	一七	三四	八・九	二	二	一五四・〇
吉岡	二五	五〇	二・七	なし	なし	五七・〇
高越	九	九	一・五	一	一	七四・〇
東山	一六	三二	五・〇	一	一	一八八・五
別子	二五六	八四九	四・四	六	六	四八・七
白瀧	四八	?	七・三	六	六	四八・七
計	二五七	二五七	一・一	九	九	一八八・五
平均戸數	二五・七	二五・七	一・一	九・〇	九・〇	一八八・五

附記 糞尿壺と稱するは大便所及小便所の數を示す。

四 給水設備

給水設備として堀井戸のみを使用するは柵原鑛山のみにて生野鑛山の一部にも之を有す、而して其の他は悉く水道設備により給水するものにして生野鑛山にても大多數の宿舍は水道給水なり。

井戸の數は合計二十四箇所あり、五箇所は手押ポンプを設備せるも其の他は悉く釣瓶井戸なり、井戸一に對する平均使用戸數は四乃至十四戸なり。

水道給水施設は多數鑛山に於て實施せらるゝ所なるも其の設備は何れも極めて簡易なるものにして水源より導水したるものを貯水池に導き、此處より宿舍間に配置せる共同水槽に配給するに止

まる。水源は鑿井を設け地下水をポンプ揚水するもの一鑛山、其の他は悉く溪流若は山間の湧水にして、導水管は鐵管、木樋、竹樋等種々なり、淨水装置は一般に其の設備なく簡易なる砂濾装置を設けたるもの二鑛山あるのみなり、共同水槽は木製若はコンクリート槽を用ひ之に水栓を附し若は常時放流す、鑛山別平均使用戸数は水槽一箇所當二戸乃至十五戸なり。

(大阪地方附表の五 給水設備概要)

鑛山名	水		道		井		戸
	水源	淨水方法	給水槽(栓)總數	使用總戸數	揚水方法及箇數	使用總戸數	
尾小屋	湧水		一七	二五五			四一六・五
生野	河水		一三	一一一	手釣瓶井 手押ポンプ	六七	
明延	溪流		二二	二一〇			
竹野	鑿井		六	六五			
飯盛	溪流		三八	九七			
岩美	谷川	濾過池あり	三二	五四	手釣瓶井 手押ポンプ	一五四	一四・〇
柵原							
吉岡	溪水		一〇	七三			
高越	溪水		九	五七			
東山	溪水	濾過槽あり	九	一三九			
子山	溪流		一三五	一一三			
白濁	湧水		一棟に付一三	二八〇			五一・六

五 宿舍使用狀況

宿舍使用料(家賃)は別子鑛山に於て合宿所を除く普通鑛夫住宅居住者より建坪一坪に付一月金四錢乃至八錢を徴收する外一般に無料にて貸與せり、但し疊使用料(修繕費)として疊一枚に付一月金參錢乃至五錢を徴收するもの四鑛山(生野、明延、飯盛及び吉岡)あり、又尾小屋鑛山は家屋修繕料として各戸一月に付金二十五錢乃至六十錢を徴收す、而して別子鑛山及び修繕料を徴收せざる鑛山(飯盛、高越、東山、白瀧)にては敷物(疊)又は薄縁は居住者各自の負擔とす、合宿所居住者に對しては悉く料金を免除す。

電燈料は一燈に付一月金十錢乃至三十五錢を徴收するを普通とするも無料金なるもの三鑛山あり、又合宿所居住者に對しては悉く之を免除せり。

入浴料は無料なるもの多く之を徴收するは三鑛山のみなり、其の料金は一月一家族金四十錢以下若は一回大人一錢小人五厘なり。

一戸當平均居住人員は二・六人乃至五人にして四人内外なるを普通とす、合宿所に於ける居住者は平均一室當二・一人乃至十二人、室面積一坪に對する平均人員は〇・二五人乃至一・八人なり。

合宿所に於て使用する寢具は居住者の自辨に委するもの一鑛山、合宿所請負者(飯場頭)より貸與するもの二鑛山、合宿所に之を設備し貸與するもの六鑛山にして、何れの場合も合宿者個々に専用せしめ之を共用するは極めて稀なり、寢具貸與に付料金を徴するもの二鑛山(一日二錢又は六錢)あるも其の他は悉く無料なり。

合宿所に於ける賄方法は合宿者が共同自炊をなすもの三鑛山、鑛山にて賄を直營するもの二鑛山、其の他は合宿所請負者(飯場頭)の經營とす、共同自炊又は直營の場合に於ける賄費は一日三十二錢乃至四十五錢位にして請負者經營のものは一日に付白米一升及び金十錢乃至二十錢位なり。

(大阪地方附表の六) 宿舍使用狀況

(二) 個人宿舍

鑛山名	使用料	修繕料	電燈料	入浴料	居住總人員	一戸當平均人員
尾小屋	なし	一月廿五錢—六十錢	無料	無料	一、四三〇人	五・〇
生野	なし	疊一枚に付五錢	十六燭月二十錢	大人一回 五厘錢 小人一回	六六三	三・六
明延	なし	疊一枚に付五錢	二十ソツト 月二十錢	無料	八二一	三・九
竹野	なし	なし	無料	無料	二六八	四・二
飯盛	なし	疊又は上敷自辨	無料	一家族月 四十錢	四一一	四・三
岩美	なし	なし	無料	無料	一四二	三・九
柵原	疊一枚に付月四錢	なし	十六燭月二十五錢	無料	六五六	三・五
吉岡	疊一枚に付月三錢	なし	十六燭月三十錢	無料	二〇七	二・六
高越	なし	疊及上敷自辨	十燭月三十六錢	無料	二〇七	四・〇
東山	なし	薄縁は自辨	十六燭月三十五錢	一ヶ月 二十錢	二四四	三・五
別子	建坪一坪に付月四錢—八錢	疊替、薄縁は自辨	十六燭月三十五錢	無料	四、八一三	四・三
白瀧	なし	なし	無料	無料	一、〇二五	四・〇

(二) 合宿所

鑛山名	電燈料	入浴料	寝具設備	寝具使用料	食器設備	賄方法	賄料	一室當平均人員	室面積一坪當平均人員
尾小屋	なし	なし	自辨	無	自辨	自炊	一日四十五錢位	二・〇	〇・二五
生野	なし	なし	貸與専用	無	自辨	鑛山直營	實費一日三十五錢	二・一	〇・五
明延	なし	なし	貸與専用	無	貸與	請負	一日白米一升外に十五錢	五・〇	一・五
竹野	なし	なし	貸與専用	一日六錢	貸與	自炊	月十四圓位	?	?
柵原	なし	なし	飯場頭より貸與	無	共用	請負	月十三圓位	一〇・〇	一・八
吉岡	なし	なし	請負主より貸與	無	共用	同	一日白米八合外に十六錢	四・〇	〇・三
東山	なし	なし	貸與専用又は共	無	共用	同	一日白米一升外に十錢	三・〇	〇・五
別子	なし	なし	貸與専用	一日二錢	共用	直營	月白米三斗外に六圓位	二・二	〇・七
白瀧	なし	なし	貸與専用	一日二錢	共用	共同自炊	一日五十二錢位	八・〇	一・六

福岡地方

調査鑛山は沖の山、三池、新原海軍、高田、久原、大之浦、明治、鯉田、二瀬、稻築、住友忠隈、三井田川、豊國、赤池、相知、芳谷、崎戸、松島、高嶋の十八炭鑛にして調査の概要を總括すれば左の如し。

一 宿舍敷地

鑛夫の宿舍は之を鑛業用地内に建設するを以て敷地の状況は鑛山所在地の地勢に左右せられ、同一鑛山に在りても作業場異なるに従ひて甚しく相違するを以て、之を概括的に記述すること能はずと雖も其の概要を擧ぐれば左の如し。

原野若は丘陵開墾地 三池、新原海軍、大之浦、明治、鯉田、二瀬、稻築、忠隈、三井田川、豊國、赤池、相知、芳谷、崎戸、松島、高嶋

硬捨跡又は硬及焚滓に依る埋立地 明治、三井田川、豊國、相知、芳谷、崎戸

海岸埋立地 沖の山、三池、高嶋

水田其の他耕作地 三池、高田、久原

即ち原野若は丘陵開墾地大部分を占め水田其の他耕作地は甚だ少數なり、而して開墾地の中には盆地、溪谷其の他濕潤底地を含めるも其の大多數は高臺地にして殊に丘陵中腹は之を階段狀に開墾するもの多きを以て、一般的には宿舍の敷地は高燥なるもの多く概して衛生上良好と認むるを得。

二 宿舍の配置

宿舍の配置は敷地の廣狹及び地形に左右せらるゝ爲め一定せざるも同一敷地内に於ては同一方向に並列するを原則とす、但し並列せる長屋の間に通路を設くるもの多き爲め方向は必ずしも同一ならざること多し、而して建屋方向は主として南向、東南若は西南向を含む、又は北向、東北若は西北向を含むにして東向又は西向を主とするは沖の山及び二瀬の兩炭鑛に過ぎず、又東又は西向と北又は南向と殆んど同數なるは三池及び新原海軍炭鑛なり。

建家間の距離は一問半乃至十二間に於て最小間隔は一問半乃至三問平均二問強、最大間隔は三問乃至十二問平均五問半強なり。

(福岡地方附表の一 宿舍配置状況一覽)

鑛山名	東又は西向		南又は北向		東南又は西北向	東北又は西南向	東西向	東西南北向	計	建家間隔
	棟數	戸數	棟數	戸數						
沖の山	二五七	一、六九五	一二七	八一三			三〇	四	三九〇	一・五―四間
三池	一五二	一、一六二	四八	三二七	一〇〇	二一			三二一	一・五―二間
新原海軍	九八	九三六	一〇二	九六八					二〇〇	三―一〇間
	棟數	戸數	棟數	戸數					一、九〇四	

住友忠限	稻築	二瀬		鯉田		明治		大之浦		久原		高田	
		戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數
三六	八	二、六八一	三五三	四八一	六三	四三〇	八四	一、二八九	二〇九	一七六	二二	八一	一二
一九三	三四	一、一四七	一七四	一、四九五	一九二	二一九	四二	三、三五七	五五八	三八四	六四	四六〇	七四
一	一	一	一	三五八	四七	四〇四	八五	一	一	一	一	一	一
一、二五九	二四〇	一	一	二二五	二六	九二	一九	一	一	一	一	一	一
一、四八八	二八二	三、八二八	五二七	二、五六三	三二九	一、一四五	二二〇	四、六四六	七六七	五六〇	八四	五四一	八六
三十七・五間	二・五十三間	二一四・五間	二・五五間	二・五五間	一・五五間	二一六間	三一三・五間	二・五十三・五間					

三 宿舍の構造

○ 宿舍の構造は之を鑛山別に觀察するも其の様式構造等一律ならざるも概して一棟四戸乃至十戸の木造平家建長屋最も多く一戸建單屋若は二戸乃至三戸建長屋及び十一戸建以上のものは少

各地方調査概要總括

高島	松島		崎戸		相知芳谷		赤池		豊國		三井田川	
	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數	戸數	棟數
一〇八	二四	一一一	一四	三二	五	九九六	一五四	一	三六六	五三	三二	五
四六五	三二	二〇四	二三	五三二	六三	二、四四八	三六六	一、二四七	九七九	一七三	二、七八二	四一八
五四	一五	一五一	一二	一一	二	一	一	一	一	一	五四三	八九
二八一	一七	二七三	二〇	四一〇	四六	一	一二五	二三	一	一	七四〇	一四一
一三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇二九	八九	七三九	六九	九八五	一一六	三、四四四	五二〇	一、三七二	一、三四五	二二六	四、〇九七	六五三
二一五間	二一六間	一・五十六間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	二一七間	一・五十四間

各地方調査概要集括

各戸の平均建坪は四・二坪乃至一〇・〇坪にして平均五坪以内のもの三鑛山、六坪以内のもの五鑛山、七坪以内のもの五鑛山、七坪以上のもの三鑛山なり(不明のもの二鑛山あり)而して各戸の室数は普通一室乃至三室にして四室以上のものは極めて僅少なると最大六室を有するものあり。一室制のもの二室以上のものとの割合は總戸數に對し一室のもの七〇%、二室以上のもの三〇%なり。

(福岡地方附表の三) 宿舍構造概要

鑛山名	様式	屋根種類	天井有無	一戸當平均建坪	一戸當室數別戸數	備考
沖の山	木造平家建	瓦	有(二六四棟)	六・二一坪	一室のもの 二、〇一三戸 二室以上のもの 五二五戸	二階建二棟あり
三池	木造平家建(二二一棟) 木造二階建(九〇棟)	瓦	有(五七棟)	五・五三坪 二階建一〇・〇六坪	一室のもの 一、三七八戸 二室以上のもの 一、一五二戸	
新原海軍	木造平家建	瓦又はトタン	有	六・二五坪	一室のもの 一、三五二戸 二室以上のもの 五五二戸	
高田	同	瓦	無	五・三九坪	一室のもの 五一九戸 二室以上のもの 二二二戸	トタン葺のものに天井を設く
久之原	同	瓦、藁又はトタン	無	五・六三坪	一室のもの 四四八戸 二室以上のもの 一一二戸	天井を設く
大之浦	同	瓦、又は藁	無	六・七二坪	一室のもの 二、四五二戸 二室以上のもの 二、五五四戸	天井を設けたるもの四棟あり
明治	同	瓦、木羽又はトタン	無	六・三八坪	一室のもの 四三三戸 二室以上のもの 五七九戸	
鯉田	同	主として瓦	有(三九三棟) 有(四九三棟) 有(三六棟)	五・三七坪	一室のもの 二、〇七五戸 二室以上のもの 四八四戸	
二瀬	同	主として瓦	有(三六棟)	五・五六坪	一室のもの 二、四八七戸 二室以上のもの 一、三四一戸	

鑛山名	様式	屋根種類	天井有無	一戸當平均建坪	一戸當室數別戸數	備考
稻築	木造平家建	主として瓦	無	六・三五坪	一室のもの 四一五戸 二室以上のもの 三〇九戸	
住友忠隈	同	瓦	無	一、〇〇九坪	一室のもの 三七九戸 二室以上のもの 三七九戸	新築及改修宿舍には天井を設く
三井田川	主として木造平家建	主として瓦	有(八一五棟) 有(一七棟)	四・九三坪	一室のもの 三、二六五戸 二室以上のもの 八三二戸	二階建のものありトタン葺のものに天井を設く
豊國	木造平家建	主として瓦	無	七・一一坪	一室のもの 一、〇一四戸 二室以上のもの 三三一戸	
赤池	同	瓦	無	七・〇七坪	一室のもの 九一九戸 二室以上のもの 四五二戸	
相知芳谷	同	瓦、木羽、藁又はトタン	無	五・二七坪	一室のもの 三、一六〇戸 二室以上のもの 二八四戸	二階建のものあり
崎戸	同	瓦	無	四・二一坪	一室のもの 八九〇戸 二室以上のもの 九五九戸	
松島	同	瓦又はトタン	無	四・九八坪	一室のもの 四四八戸 二室以上のもの 一二二戸	
高島	木造二階建又はコンクリート三階乃至九階建	瓦又はコンクリート	無	三・九八坪	一室のもの 三九八戸 二室以上のもの 三七四戸	コンクリート宿舎はアパートメントなり

四 附屬建物

附屬建物として便所設備は豊國炭礦及高嶋炭礦に於て各戸専用のものであるも極めて少数にして一般に共同便所を有するに過ぎず、而して共同便所の數は宿舍一棟に付一棟なるもの多きも、宿舍の一棟の戸數に大小あるを以て一様ならず、共同便所一棟に設けたる糞壺及尿壺の數は種々異なるべきも糞壺二乃至三と尿壺一乃至二を備ふるもの多きが如し、糞尿壺一に對する使用戸數は平均二戸以内のもの大多數なり。

共同浴場は宿舍配置の状況に應じて之を設備し、一鑛山十箇所以上のもの四鑛山あり、其の設備の状況は詳かならざるも配置状況及居住者數の多少により著しく相違す、各鑛山別に見たる浴場一棟に對する浴槽數平均二個のもの六鑛山、平均三個のもの六鑛山、平均四個のもの三鑛山、平均六

鑛山名	水道		備	井		戸
	水源	浄水方法		筒数	揚水方法	
沖の山	市設水道	高連水洗式高速濾過法を施したる上液體酸素にて殺菌す	給水栓(樽)一個 當平均使用戸數	なし		
三池	河	高連水洗式高速濾過法を施したる上液體酸素にて殺菌す	二・七	なし		
新原海軍	地下	河水は鹽素殺菌を施す	二〇〇	八五釣瓶、手働ポンプ		
高田	坑内水及河水	砂層濾過	四〇〇	なし		
久原	坑内水	砂層濾過	一六・六	なし		
大之浦	河	緩速式濾過を施す	九・六	三四手働ポンプ、釣瓶		
明治	坑内水、井水	砂層濾過	七・一八〇	一四手働ポンプ、釣瓶		
二瀬	河	河床掘井戸にて自然濾過	一・三	なし		
稻築	井	砂層濾過	一五・〇	なし		
住友	井	河床掘井戸にて自然濾過したるものを鹽素殺菌し更に砂層濾過し配水す	二五・〇	なし		
三井田川	河	砂層濾過、鹽素殺菌	一四・五	五車井、手働ポンプ		
豊田	坑内水、井水	砂層濾過	二八・〇	なし		
赤池	井	砂層濾過	一〇・〇	なし		
相知	井	芳谷坑水道は砂層濾過を施す	一・五	なし		
崎戸	河	砂層濾過	五〇〇	か		
松島	湧水、河水	砂層濾過	五〇〇	三手働ポンプ		
高島	河水、蒸餾水	河水は砂層濾過クロールカルキ消毒を施し更に再濾過をなす	七四〇	なし		

備考 一 崎戸、松島、高島の三炭礦は何れも小島嶼なるを以て飲料水を鑛山内に求むること能はず對岸地河水を専用給水船に汲取り輸送するものなり、高島炭礦にて使用する蒸餾水は製鹽作業の副産物なり。

二 住友炭礦炭礦に於ては共用水栓の外専用用水栓を設けたるもの十四戸あり。

六 宿舍使用狀況

一般鑛夫宿舍に於て使用料(又は修繕料)は之を徴收するもの十二鑛山あり、其料金は種々にして料率を疊數に置くもの、建坪に置くもの、疊數及建坪の兩者を基本とするもの及び業態により定むるもの等あり、疊數により料金を定むるものは最も多數にして七鑛山あり、疊一枚に付五錢乃至十三錢強の割合なり、又建坪により徴收するは三鑛山にして建坪一坪に付六錢乃至十二錢とす、而して使用料を徴收せざるもの六鑛山なり。

電燈料は十燭一燈一ヶ月十錢乃至五十錢、十六燭光十五錢乃至四十錢を徴收す、尙使用電力量によるもの五鑛山(明治鑛業會社あり一キロワットに付一錢五厘なり)。

衛生費は之を徴收するもの僅かに三鑛山にして月額十五錢(三池)或は稼働一方に付一錢(住友炭礦)又は七厘(三井田川)なり、入浴料は無料なるを普通とし、唯三池炭礦に於て一回料金三厘と規定せり(但し學令未滿者無料)。

一戸當居住人員最大は五十三人乃至七人にして十一人又は十人なるを普通とし、最少は二人又は一人なり、各鑛山の一戸當平均人員は三二人乃至五〇人にして四人前後を普通とす、又一人當平均室面積は最大二疊、最小一・二四疊にして、一五疊未疊なるもの四鑛山あり。

(福岡地方附表の六) 宿舍使用状況

嶺山名	使用料又は修繕料	電燈料	衛生費	居住總人員	一戸當居住人員			一人當平均面積(疊數)
					最大	最少	平均	
沖の山	疊一枚に付月五錢	一〇燭	なし	一〇、五四〇人	九人	二人	四・二四	一・九七
三池	なし	一〇燭	なし	九、八〇五	一一	二人	四・二五	一・八
新原海軍	なし	二〇ワット	なし	八、一四九	一一	二人	四・二七	一・三五
高田	疊一枚に付月一〇錢	一キロワット	なし	一、八二六	九	二人	四・〇〇	二・〇
久原	疊一枚に付月五十一〇錢	一キロワット	なし	一、七三四	一〇	二人	三・一	二・〇
大之浦	四・五疊敷一戸月六〇〇錢 八〇〇錢 (八疊以上一枚に付月一〇〇錢)	一キロワット	なし	一九、二一五	五三	一人	四・一	一・四七
明治	疊一枚に付月六錢	一キロワット	なし	三、七四八	一一	一人	四・四	一・六一
餘田	疊一枚に付月三錢	一燭	なし	八、四〇四	一一	一人	四・〇	一・二四
二瀬	なし	一戸	なし	一六、六五四	一一	一人	二・四八	一・五
稻築	なし	一戸	なし	二、九八〇	一一	一人	二・五〇	一・六
住友限	建坪一坪に付月一〇―一二錢	一燭	出役一方に付 〇・七錢	六、八六三	一〇	一人	四・六	一・三三
三井田川	なし	一燭	なし	一三、八三一	一一	一人	三・五七	一・五六
豊田	疊一枚に付月六錢	一キロワット	なし	五、二八一	一〇	一人	三・九二	一・六二
赤池	疊一枚に付月六錢	一キロワット	なし	五、二〇〇	一〇	一人	三・八	一・九八
相知芳谷	建坪一坪に付月七錢	一燭	なし	一、三九〇	七	一人	四・〇	一・五二
崎戸	坑内夫 坑外夫 女男女男	一六燭	三〇錢	三、七八四	一〇	一人	三・八三	一・三一

七

合宿所

嶺山名	戸数	各室の面積(疊數)	各室の收容定員	收容總人員	居住者一人當疊數	賄方法	賄料	所有者使用料
松島	なし	階上 階下	一燈月 一〇燭	五〇錢 一〇錢	なし	なし	二、二八五 一〇	一・五―一・八 一・三二―一・五三
高島	建坪一坪に付月七六錢	なし	一〇燭	一〇錢	なし	なし	二、四〇〇 二四・四	一・五―一・八 一・三二―一・五三

附記 三池炭礦に於ては別に入浴料として一回三厘を徴収す、但し學齡未滿は無料なり。

合宿所の設備あるもの十嶺山にして其の戸数は最大百十七戸、最小一戸にして收容人員は最大五千三十人、最小二十一一人なり。嶺山別に合宿所一室の面積は最大なるもの八〇五疊乃至一〇疊最小なるもの八疊乃至二疊にして廣狹著しく相違し、各室均一なるは沖の山(八疊)及豊國(六疊)のみなり。各室の收容定員は最大九十六人、最少一人にして、居住者一人當室面積は四八疊乃至〇六八疊なり、而して一・五疊未滿のもの五嶺山あり。合宿者の賄方法は、請負制度なるを普通とし、嶺山直營なるは三嶺山のみなり。賄料は一人一日最低三十二錢、最高六十錢なり。請負者は所謂飯場頭にして合宿所の經營を委託せらるゝものとす。合宿者の寢具は之を各人所有のものなきに非ざるも合宿所に設備あるを普通とし、嶺山にて其の設備をなせるもの三、請負者の設備せるもの七なり。寢具使用料は賄料に包含するを普通とし、別に之を徴収するは松島(一日三錢)及高島(一日三・五錢)のみなり。

(福岡地方附表の七) 嶺夫合宿所概要

嶺山名	戸数	各室の面積(疊數)		各室の收容定員		收容總人員	居住者一人當疊數	賄方法	賄料	所有者使用料
		最大	最少	最大	最少					
沖の山	一	八疊	八疊	六人	六人	二十七人	二・〇	直營	なし	なし

三 附屬建物及合宿所設備

高島	松島	相知芳谷	赤池	住友忠隈	二瀬	鯉田	明治	沖の山	鏡山名
各戸専用とするを理想とし、少くとも五戸に對し二箇必要なり	照明設備を必要とす	踏板以下をコンクリート造と爲し、四戸に付大便所及小便所各二箇とす		各戸専用とす	二戸又は一戸に付一棟を設くるを理想とするも、現状にては少くとも大共同便所及坑口便所を設くるを要す	宿舎各棟の間に配置し大便所は各戸に専用せしむべし	鏡夫宿舎各棟の西側に設置すべし	完全に建築するを要す	共同便所
副浴槽を設置するを要す				浴場一箇所増設を要す	設備を完全にし薬浴を附設すべし		宿舎百戸に付一棟の割合に男女各別二重浴槽を設くるを可とす		共同浴場
寢具にはカバーを附し各人に専用せしむ可し	寢具は専用品を設備すべし、尙病室を附設すべし		物置(一坪)を各戸に附設す		寢室、居間及食堂を區別する外、慰安所を兼ねしむ	寢具は各人専用とし定期に日光乾燥を施し、食器は熱氣消毒を行ふ			合宿所設備

四 給水設備、下水溝、其の他

高島	松島	赤池	三井田川	二瀬	鯉田	明治	新原海軍	沖の山	鏡山名
水道には濾過設備を爲し、水栓は住宅一棟に二箇所設くるを適當とす	井戸はポンプを設備し上口を閉塞すべし			水道給水には濾過池を設くべし	濾過設備を爲す	住宅各棟に給水栓を設置すべし	湯水期の給水不足を防ぐべし		給水設備
煉瓦又はコンクリート造と爲す	洗滌流水装置を設くべし	下水集合所を設け淨化するを可とす		土管又はコンクリートを以て造るべし	傾斜を十分にし且つ幹線には流水施設を爲す可し	コンクリート暗渠式とし濾過沈澱池に導き淨化放流す			下水溝
浴場に洗濯場を附設すべし			洗濯場及運動場の設置必要なり、又住宅には附屬畑地を與へ各戸菜園を作らしむ	浴場に洗濯場を附設す				運動場を設置すべし	其の他

各論

一 石炭山之部

夕張 炭礦

眞谷地 炭礦

幌内 炭礦

一 敷地

(イ) 夕張 礦業地域内の山腹傾斜地を階段形に敷均し殆んど一敷地一棟を建築する状況にして二棟建築したるもの數少し敷地境界は主として斜坂又は土留柵を構築す。丁未地方は比較的平地多くして同一平面敷地内に三棟乃至五、六棟を建築す。錦岡、福住、高松、社光等は一敷地一棟に建築しあるも、高松に於て最近建築したる標準型のものには火防、採光等の願慮により各敷地の水準差を大とし廣き敷地を取り二棟一敷地に建築したるものあり。

(ロ) 眞谷地 一區には數棟山腹に建築せられたるものあるも過半數は平坦なる地區にして、二區は川添ひの平地、三區は市街地に隣接し四區は川添一帶の何れも平坦なる地區なり。

(ハ) 幌内 本澤地區は山腹に數段の敷地を設けたるも何れも一敷地内に數棟を併列又は重疊建築し、其他は各集團毎に數棟づゝ平坦なる敷地に建築しあり、一敷地に一棟を建てたるものは稀なり。

二 配置

各礦共其地形に従ひ可及的整然たる配置を取らんとしたるも建物の距離間隔等は夫々多少の相異あり。

(イ) 方向 幌内眞谷地等の如く同一敷地内に數棟を建築するものありては二棟相向ひて出入口を設け共同の通路又は水道物置等を中間に配し二棟一組づゝ重疊するを原則とし夕張の如き一段一棟の配置のものは各棟同一方向に面するを普通とす、この種のものにありては斜面を屋後に背ふもの多し。

(ロ) 距離間隔 同一敷地に併列重疊するものありては正面距離(入口より入口迄)七間、背面距離(窓より窓迄)四間位を普通とし、間隔は本家妻壁より妻壁迄五間乃至七間を一般とす。段形敷地のものによりては最小距離四間位にして最大十二、三間に及ぶものあり。

(ハ) 戸數 一棟十戸建最も多きも六戸、八戸、十二戸等あり、又棟割型のものには二十戸建のものあり、重疊建設せる地區にありては略同一の桁行長のものを集團とせる事各礦規を一にす。點在する社宅にありては三戸、四戸、五戸建等のもの稀にあり、各礦礦夫社宅數左の如し。

(イ) 井戸 幌内礦には少數の井戸を使用するものあれども一般には井戸の設備なし。
 (ロ) 水道 夕張幌内真谷地共給水は水道に據る。
 水源は適宜各河川の上流に設け、土堰堤幌内又はコンクリート堰堤夕張真谷地を以て貯水池を築造し給水す。配水池を有するも濾過池の設備なし(原水純良なるを以て其の必要を認めず)共
 同水栓一個當り使用戸數等附表の通りとす。

附表 水道栓、大便所、浴場使用戸數一覽表

礦名	地 區	戸 數	水 栓			大 便 所			浴 場	摘 要	
			總數	最大	最少	平均	總數	最大			最少
丁未	錦ヶ岡	五〇九	一六	五五	一〇	三一・八	一七九	三・三	一・五	二・八三	私設浴場
高松	社光	二二五	一五	三〇	六	一五・七	八五	三・三	一・〇	三・〇一	同
張松	住光	九三二	二六	六八	一〇	二九・六	四六九	三・八	一・〇	二・三九	私設浴場
真谷	第一區	一八九	二	三〇	一〇	一七・一	七七	三・三	一・二	二・四五	礦設浴場
谷地	第二區	九〇	五	二八	一〇	一八・〇	二二	三・二	一・六	四・〇九	同
地	第三區	一〇七	四	二八	一五	二六・七	二八	四・六	一・一	三・八二	同
礦	第四區	一一〇	六	二〇	一〇	一八・三	四六	二・五	一・六	二・一五	同

幌内				本澤	切割	中央	研捨	礦内
第一區	第二區	第三區	第四區					
一六四	一〇七	一六六	一〇六	一六四	一〇七	一六六	一〇六	三六五
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
四	四	四	四	四	四	四	四	四
一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇
一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
四・五五	四・五五	四・五五	四・五五	四・五五	四・五五	四・五五	四・五五	四・五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一
礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場	礦設浴場

備考 浴場は本表の外坑口礦夫浴場夕張二箇、幌内一箇、真谷地一箇あり。
 尙外に工場内に職工浴場の設備ある所あり。

六 下水設備

各社宅には流し尻下水を軒下に設け、各自に或は數棟分を合流せしめ附近の澤地河川に流下せしむ。

下水函は從來尺角木箱種なりしも近時鐵筋コンクリート下水函に改造しつゝあり。夕張礦は若干の幹線大下水を除くの外殆んど全部、幌内真谷地も殆んど過半數はコンクリート造となれり。大さは内法五寸×六寸×七寸角、一尺×一尺×一尺五寸、二尺角等數種あり。

七 宿舍使用の状況

(イ) 使用料 家賃を徴收せず、水道も無料にて使用せしむ。電燈料は一ヶ月十六燭光三十錢、十燭光二十錢なり。入浴料の規定は夕張礦々設浴場に限り無料なるも真谷地礦は一戸一ヶ月廿五錢、幌内礦は一戸一ヶ月三十錢、單身者一ヶ月廿錢、一世帯に二夫婦あるときは五十錢とす。但し坑口設

置の浴場は各坑共全部無料なり。
 (ロ) 居住人員
 社の

礦別	種別	居住人員		現在收容人員	室面積一坪當人員
		總人員	戶當人員		
夕張	第一	一三、六一四	一	一〇六	一・五
眞谷	第一	一、九九〇	一	一五〇	〇・八
幌内	第一	三、五三一	一	二〇〇	二・弱
夕張	第二				一・一
眞谷	第二				〇・二
幌内	第二				

合宿所

礦別	種別	一室當人員	室總坪數	現在收容人員	室面積一坪當人員
夕張	第一	一室十疊のものあり又二十疊のものありて一室當人員定め難し	一〇九	一〇六	一・五
眞谷	第一		九九	一五〇	〇・八
幌内	第一		一〇一	二〇〇	二・弱
夕張	第二		二四	二六	一・一
眞谷	第二		三二	七	〇・二
幌内	第二				

(ニ) 合宿所賄方法、賄料、寢具使用料等

礦別	種別	賄名	賄方法	賄料	寢具損料	食器の使用
夕張	第一	直營	一日四五錢	一日三錢	共	用
眞谷	第一	直請	四五錢	九〇錢	同	
幌内	第一	負	五〇錢	五錢	同	
夕張	第二					
眞谷	第二					
幌内	第二					

(三) 鑛夫社宅糞尿處理の狀況

糞尿汲取は社外農村居住者との請負契約に依り毎月一回宛汲取らしむ。

(ホ) 鑛夫社宅塵埃處理の狀況

鑛夫社宅各棟毎に塵芥箱を社設し各戸の塵芥は皆之に捨てしむ。塵芥は會社より人夫を派して一定の箇所に運搬し焼却せり。右の外春秋二回衛生掃除を勵行し、當時は社宅各棟毎に火防衛生組合伍長を任命し世話役指導の下に衛生掃除傳染病豫防の衝に當らしむ。

幌内礦に於ては雨天等の場合に塵芥の焼却を行ひ青年團之に當る。

(ニ) 疊替其の他修理の狀況

疊は個人持とし疊替は會社にて疊表を纏めて購入し、實費にて鑛夫に頒つ。社宅修繕は會社に於て行ふ。

改善ニ關スル意見

各論

(一) 社宅建築に就て(卷末附圖参照)

一、一戸一室型のもは改良を加へて少數家族の従業者に、棟割型は二戸を一戸に改造し多數家族の従業者に使用せしめ、今後新設する社宅は一戸二室又は三室の標準型となし、大便所は一戸一ヶ所となす豫定なり。

一、床高を少くも一尺五寸以上とし床下の乾燥、清淨の程度を現在より一層良好ならしむる事。

一、側壁は少くとも土壁とし室内保温の効率を良好ならしむる事。

一、屋根の構造を改良しスガ漏りを絶対に防止する事。

一、窓及雨戸等の開口面積を大となし通氣採光を良好ならしむる事。

一、少くも軒先を屋根と同様に不燃質物を以て被覆し、且つ出來得る限り建物の外圍は鐵網コンクリート等を以て被覆し防火的効率を良好ならしむる事。

一、大便所は必ず一戸一ヶ所づゝを設置する事。

一、前各項改善の程度は現行平家及二階建標準型に準ずる事。

(二) 社宅配置に就きて

一、各棟の距離間隔は七間を以て基準とする事、但し附屬便所は本家間隔内に建築するものとす。

一、數棟以上の社宅集團地區には貫通する充分なる幅員と勾配とを有する通路を設くる事。

三菱大夕張炭礦

一 敷地及宿舍配置 夕張川東側の比較的平坦なる地域を選び、概して東北向に配列せり。

二 構造 木造平家建、柱葺一棟の坪數六十八坪、一棟の戸數八戸、一戸の室數二室(一戸當坪數八坪五合)室面積六疊及四五疊、窓面積三十二平方尺(二尺六寸五分—五尺七寸、三尺六寸—五尺七寸)照明電燈建物の屋根、柱葺、天井板、天井、敷物、疊、窓の構造、木造日本窓(硝子)。

三 附屬建物

(イ) 共同便所 木造柱葺、便壺數一棟に付大便所四個、小便所二人用一個、照明設備電燈、棟數、鑛夫社宅一棟に付一棟。

(ロ) 共同浴場 木造柱葺平家建、照明設備電燈、棟數三棟、浴槽數男湯二、女湯一、藥湯一、使用戸數四五〇戸。

四 給水設備 水源池に貯水池を設け、清澄せしめたる上給水す、給水栓は四棟に對し一個の割なり。

五 下水設備 構造木桶にして軒先下水より大下水に導く。

六 宿舍使用の狀況

(イ) 使用料 家賃入浴料等なし、但し疊修繕料を徴收す。

(ロ) 居住人員 總人員二七七五人、一戸當人員三人九六(十月末日現在)

(ハ) 糞便汲取及便所掃除の方法 糞便汲取は義勇消防組の請負にして、汲取たる糞便は農家に無

價にて給與す、便所の掃除方法としては各社宅一棟に一枚の衛生當番札を設け、各戸輪番に掃除を爲し其棟全體の衛生監督の任に當らしむ。

(ニ) 塵芥汚物處理の狀況 一棟に一個の塵芥箱を設け衛生掃除夫を使役して毎日投棄せしむ。

(ホ) 疊替其他宿舍修理の狀況 一ヶ月疊替用料として一疊もの金六錢、半疊もの金四錢を徴收し十五ヶ月目に於て表替を施す、舎宅の修繕は破損の都度修繕せしむ。

三菱美唄炭礦

一 敷地 當炭山社宅所在地は周圍山を以て圍まれ平地少なく、隨つて建築敷地も自然傾斜地を地均しの上傾斜に沿て幾段にも建築せられたるもの多く家屋の高低一樣ならず。

二 配置 前述の如き原因に寄り建家配列の方向も又一定ならず、建家間の距離は最少十四尺、普通二十四尺乃至二十七尺、棟數八戸建一九七棟、六戸建一三六棟、二戸建二棟、總戸數二、三九六戸なり。

三 構造

鑛夫社宅 一棟の建坪八戸建六九〇坪、六戸建五一〇坪、二戸建一七〇坪、一戸の室數二室、一戸の室面積十疊半(五・二五坪)、二戸の室面積五七・一五平方尺、照明(一戸)十六燭光二個、屋根亞鉛引鐵板瓦、棒葺天井、ボール紙天井、敷物疊、窓構造半紙判六枚入引違窓二間(臺所窓高三尺三寸、茶の間窓高一・五尺)、半紙判九枚入引違窓一間(居間窓高一・五尺)、美濃判一枚入嵌込窓一間、物置窓高三・五尺。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 一棟の建坪二・六二五坪、一棟の室數大便所四及小便所一、窓面積二五・二平方尺、照明五燭光一個、屋根浪形鐵板葺、天井なし、窓構造全部無双窓、窓高さ四尺三寸、總棟數百九十六棟、糞尿壺總數大便所七八四個、小便所三九二個、使用總戸數二、三九六戸。

(ロ) 共同浴場 建坪五三・七五坪、室數五室、窓面積二一六・六平方尺、照明十六燭光八個、屋根亞鉛引鐵板葺、天井なし、窓構造半紙判六枚入引違窓十一間(脱衣室窓高三尺一寸、浴室窓高四尺六寸、ボイラー室窓高四尺六寸)、美濃判六枚入嵌殺し窓四間、脱衣室窓高七尺三寸、浴室窓高九尺、ボイラー室窓高九尺、棟數合計九棟、浴槽數合計二十一、使用總戸數二、三九六戸。

五 坑夫合宿所

(イ) 構造建坪 一一八・六七坪(但し便所坪數を含まず)、二階八五坪、合計延二〇三・六七坪、室數二〇室、室面積一七〇・〇疊(八十五坪)、窓面積九四七七平方尺(但し便所を除く)、照明十燭光四、十六燭光卅二、卅二燭光三、合計三十四個(但し便所を除く)、屋根亞鉛引鐵板葺、天井棹縁板、天井敷物疊、窓構造半紙判六枚入引違窓六〇間、合宿室窓高二尺六寸、事務所窓高三尺二寸、仕度室窓高四尺三寸、半紙判八枚入嵌込窓二間。

(ロ) 附屬便所 本家より廊下にて接続す、建坪八坪、窓面積一一八・八平方尺、照明十六燭光一個、屋根亞鉛引鐵板葺、天井なし、窓構造半紙判六枚入引違窓五間(窓高さ三尺三寸)、半紙判四枚入引違窓一間、美濃判四つ切四枚入引違窓六間(窓高床上八より敷居上八まで三尺七寸)。

(ハ) 附屬浴室 本家中にあり、建坪四坪、窓面積三二・四平方尺、照明十六燭光一個、天井なし、窓構造半

紙判六枚入引違窓二間窓高さ四尺三寸。

(三) 附屬食堂 本家中にあり、建坪一二坪五合、窓面積八一平方尺、照明十六燭光四個、天井板天井、床板張、窓構造半紙判六枚入引違窓五間(窓高三尺二寸五分)。

(ホ) 附屬臺所 本家中にあり、面積一二坪、窓面積四八・六平方尺、照明十六燭光二個、天井漆喰天井、床板張り、窓構造半紙判六枚入引違窓三間(窓高三尺二寸五分)。

六 給水設備

(イ) 井戸 井戸の設備なし。

(ロ) 水道 水源池混凝土堰堤、濾過池鐵筋混凝土製水槽長さ及巾各二十七尺、深さ九尺にして煉瓦二枚敷き詰め、其の上は砂利二尺、砂二尺五寸厚にて覆ふ(全山を通じて濾過池六個を設備す)、濾過速度一晝夜十尺水栓數自家専用栓(佐野式耐寒給水栓)一六三本、共同栓須田式耐寒給水栓一三〇本。

七 下水設備 汚水及び雨水の排水は社宅軒下を通ずる流尻下水に依りて大下水に導き之より川に流導す、其の構造は現在木製とコンクリート製の二種類を使用し居れ共漸次コンクリート製に改良しつゝあり。

八 宿舍使用の状況

(イ) 使用料 社宅居住者家賃一戸四五錢、電燈料一戸三〇錢入浴料無料。但し合宿所居住者は使用料全部無料なり。

(ロ) 居住人員 社宅住居者(八月末現在)總計九、六二五人、總戸數二、三九六戸、一戸當平均四人強、合宿所居住者 總計七、五四人、一室當人數平均一・二人、一坪當人數平均三人。

(ハ) 合宿所賄方法 直營のもの五其の賄料一日六〇錢、請負のもの八其の賄料一日六五錢。

(ニ) 合宿所の寢具及食器 共用とし寢具使用料月五錢なり。

(ホ) 糞尿汲取及便所掃除方法 全山の糞尿汲取は年期請負契約を以て日々適當に山外に肥料として運搬す、便所掃除は各部落毎に衛生伍長を置き各社宅毎に衛生當番を定め日々順番に之に當らしむ、但し合宿所便所は別に衛生夫をして掃除せしむ。

(ヘ) 塵芥汚物處理の状況 各社宅毎に塵捨場を設け、塵捨場よりは衛生夫をして一定場所に日々運搬捨棄せしむ、尙目下塵芥燒棄計畫中なり。

(ト) 疊替其他宿舍修理の状況 疊替は年一回春季より秋季にかけて之を行ひ、修理は隨時之を行ふ、但し疊替修理共に個人の負擔なし。

改善に関する意見

差し當り改善を要する所を見出さず、要は唯之を運用する各自の自覺に待つのみ。

三井砂川炭礦

一 敷地

(イ) 敷地の標準面積 敷地面積は建物の建坪の約三倍の廣さを有せしむ例へば一棟の建坪二十

坪とすれば敷地は其の約三倍六十坪を標準とす。

(ロ) 基礎 家屋の周囲及主要なる柱下の基礎は壺コンクリートとし其他は地枕打とす。

(ハ) 周囲 特に必要なる部分は板塀を圍らし又は植樹をなす。
二 配置 配列の方向は地形土地の廣さ等の關係に依りて一定せざるも主として家の前側は六間、裏側は五間の間隔を有せしむ。棟數百四十九棟戸數千三百五十戸。

三 構造

(イ) 建坪 一定せざるも最近は一戸當九坪を標準とせり。

(ロ) 一棟の戸數 三戸、五戸、七戸、八戸、十戸建の各種あり、最近は四戸建を標準として計畫しつゝあり。

(ハ) 一戸の室數 最近建築にかゝる分は疊數八疊及三疊の二室にして之に物置一室、出入口土間、炊事場及押入を附す。

(ニ) 室面積 居間八疊四坪及三疊一坪半、物置一坪、出入口土間半坪、炊事場一坪半、押入半坪、計九坪。

(ホ) 窓面積 二坪一合(但し入口腰高硝子戸面積を除く)。

(ヘ) 建物の屋根 全部亜鉛引平鐵板葺仕揚(下地桎葺)。

(ト) 建物の天井 日本式板張天井とす。

(チ) 居間の敷物 炊事場、物置、入口を除く外疊敷七島表付。

(リ) 窓の構造 座敷八疊の間は硝子六枚入の窓二枚、三疊の間は同上一枚、勝手炊事場同上二枚、物

四 附屬建物

置は同上五枚入一枚、外に入口は同六枚入硝子戸引違二枚建。

(イ) 共同便所 最も古き建物を除き最近の便槽は鐵筋コンクリートとし其他は全部木造なり、使用戸數は大要二戸に對して一壺の割合とし、照明は電燈(赤色)一個取付く。

(ロ) 共同浴場 總計八棟あり、浴槽數は各棟一個宛とし男女に區分す、但し特に藥風呂の設備あるものあり、使用戸數は浴場の大小に因り一定せず。

(ハ) 鑛夫合宿所 一棟一個所あり下歌志内川岸閑靜の場所を選び設置せり、構造は基礎コンクリート、木造平家建、屋根亞鉛引鐵板、各室共疊敷天井付、共同食堂(一〇・五坪)及娛樂室(二十一疊敷)の設あり、室の區分方法は十二疊敷六室、八疊敷八室、六疊半敷一室計十五室なり、浴場は鑛夫住宅附屬共同浴場を利用し合宿所専用のもを設けず、附屬大便所四個、小便所二個とす、尙建家の周圍は「ローングラス」を植ゑ小高き木柵を設け植樹をなせり、食堂は椅子式とし暖房裝置あり床は板張りとす。

五 給水設備 水道設備により給水す。

(イ) 水源池 下歌志内川上流御料林地を流るゝ溪流を堰き止め高さ三尺のコンクリート堰堤を設け之より引用す、水質最良なり。

(ロ) 濾過池 水源池を離るゝこと約二千尺、鐵筋コンクリート構造とし幅十二尺長さ五十五尺のもの三池を設け、濾過方法は砂濾方法により藥品消毒を行はず。

- (ハ) 配水状況 給水管は導水本管を八吋とし以下六吋、五吋、三吋管により各社宅、浴場、事業用に供給す、水道給水能力は人口一萬人を標準とし、一人一日使用量四五立方尺とす。
- 六 下水設備 主要なる排水路は全部コンクリート(幅二尺、一尺五寸、一尺の三種)とし各戸の雨落水及流し元の下水は幅八寸の木樋とし前記主要コンクリート下水に流入せしむ。
- 七 宿舍使用の状況
 - (イ) 使用料 家賃及入浴料なし。
 - (ロ) 居住人員 總人員六千四百五十人、一戸當人員四七七人、合宿所一室當二・八〇人、室面積坪當〇・五七人。
 - (ハ) 合宿所賄方法 直營とす、賄料一日五十錢。
 - (ニ) 合宿の寢具及食器 寢具は専用とし使用料一日五錢を徴收す、食器共用なり。
 - (ホ) 糞尿汲取 四人の出面人夫を使用して汲取をなさしむ、便所掃除は各棟の掃除當番をして使用個所を掃除せしむ。
 - (ヘ) 塵埃汚物處理状況 五人の出面人夫を使用し指定個所に於て燒棄せしむ。
 - (ト) 疊替其の他 一年一回會社負擔にて破損程度の甚しきものより全體の三分の一位取替をなす、家屋の修繕は其都度之をなす。
- 改善に關する意見
 - 一 一棟分戸數を在來の如く十戸建又は八戸建等の如く連續せず最大四戸以下とすること。

- 二 家屋の周圍の基礎を布コンクリートとして特に家屋の變形せざる様にし、且冬期室内の保温を完全ならしむること。
- 三 屋根は全部屋上制限を設け火防に備ふること。
- 四 共同炊事場及洗濯場を設け生活を輕便ならしむること。
- 五 物置は屋外に一戸當り二坪以上のものを設けて家の周圍を完全に整頓し、前後には樹木草花を植付け高尚なる趣味を涵養し、併せて精神的慰安を與ふること。
- 六 物干場を設けること、一棟共同又は各戸毎に永久的設備をなすこと。
- 七 兒童遊戯場の設置、家内は狹隘なるを以て適當なる個所に兒童遊戯場を設けること。
- 八 道路を改善すること、現在に於ける住宅計畫は先づ住宅を計畫し然る後道路に及ぶを以て勢ひ系統的ならず且構造又不完全なり、今後は道路計畫を立て、然る後住宅計畫をなし、居住者の交通の便利を計ると同時に側溝を完全ならしめて雨季に於ける交通の不便を除かんとす。
- 九 共同浴場の改善、現在の浴場は實用を主としたるものなるも將來は實用以上に設備を施し一日の勞苦を忘るゝ愉樂慰安の場所たらしめたし、之が爲には藥湯、電氣風呂、砂風呂等を設け又新聞閱覽所を設くるの要ある可し。
- 十 洗濯所の設置、坑内勞働をなすものに取りては衣服就中作業服の洗濯をなすの要最多し、従て洗濯を簡易ならしむる爲め大規模の洗濯場設置の要あり。
- 十一 共同便所の改善、臭氣を去り不潔の感を懐かしめざる様内部を水洗式とすること。

に於ては一の澤に三個の貯水池を設け、これより各所に鐵管を以て導水供給す。兩坑共に特に消毒
 其他の設備なし。水栓使用戸數落合坑三百戸、奥澤坑二百五十戸。
 六 下水設備 鑛夫宿舍の周圍に箱樋を布設し溪谷に放流す。
 七 宿舍使用の狀況

(イ) 使用料 鑛夫住宅に於ては家賃を無料とし疊修繕料及電燈料は實費を徴するも、鑛夫合宿所
 に於ては家賃、修繕料、電燈料を無料とす。
 (ロ) 居住人員

鑛夫宿舍種別	總 人 員	一戸當人員	一室當人員	室面積一坪當人員
鑛夫住宅	一、九七六	三・七	一	一
鑛夫合宿所	一一〇	三〇・〇	一〇	一

(ハ) 合宿賄方法 賄料を一日三食五十錢に限定し請負制度とす。
 (ニ) 合宿所の寢具及食器 寢具を所持せざるものには請負者に於て之を貸與し、其の貸付料を一
 回七錢と定め徴收せしむ。食器を所有せざるものには請負者に於て備付けたるものを貸與し使
 用料を徴收せず。
 (ホ) 糞尿汲取及便所掃除方法 落合坑に於ては請負となし所定の場所に放棄す、奥澤坑に於ては
 附近農夫に汲取らしめ肥料に供す、便所掃除の方法は各住宅に掃除當番を置き毎日之を行ふ、

(ヘ) 塵芥、汚物處理の狀況 住宅各棟に一定の場所に塵芥箱を備へ、塵芥箱内の汚物は常備の衛生
 掃除夫をして所定の場所へ放棄焼失せしむ。
 (ト) 疊替其の他坪舎修繕の狀況 疊替は年一回これを行ひ、宿舍の修理は無料にて之を行ふ。

上歌志内炭礦

一 敷地 鑛夫宿舍敷地はサクシ岐線に沿ふ北側上高地一帯にして、其の面積約一萬二千坪、鑛夫社
 宅七五棟、戸數五一戸あり。
 二 配置 建家配列の方向は岐線に平行し各棟の距離は四間乃至六間にして各戸共南向きとす。
 三 構造 新鑛夫宿舍には六戸建と八戸建とあり、前者は建坪三六坪にして後者は六三坪なり。一戸
 の室數は三疊及八疊の二間にして窓は表裏に二ヶ所づゝあり、表側のものは硝子(半紙判)二枚入り、
 裏側のものは硝子六枚入りとす。舊鑛夫社宅には六戸建及八戸建等あり、一戸の坪數は七坪にして
 窓の大き及構造は同様なり、照明は十燭光電燈一個とす、屋根は總て亞鉛引鐵板、居間敷物は兩室共
 に疊を使用す。合宿所は三棟あり鑛夫社宅の六戸建又は八戸建を其の儘使用す。
 四 附屬建物
 (イ) 共同便所 構造間口二間奥行四尺五寸にしてこれを四つに仕切る(大便所三、小便所一)、便壺は
 一個にして容量七八立方尺あり、コンクリート造なり、照明は十燭光電燈一個を備ふ。棟數七九、使
 用戸數五一戸。合宿所には便所一棟づゝを附屬す。

- (ロ) 共同浴場 共同浴場は三棟あり一棟は建坪三七五坪にして他の二棟は一三五坪とす前者は間口七五間奥行五間とし後者は間口四五間奥行三間とす浴槽はコンクリートにして一棟に對し男女浴槽各々二個あり使用戸數五一戸。
- (ハ) 其の他合宿所は食堂及炊事場として一戸分を之に當て其の他の部分を居間とす。
- 五 給水設備 井戸なし水道を設く水源地歌志内村サクシベシケウタウシユナイ川貯水池より三時鐵管によりて導きたる水を更にポンプにて濾過池迄揚げ之より各所に送る濾過池は容量七〇〇立方尺にして砂利を以て濾過す揚水ポンプは電氣タービンポンプにして水頭一七〇尺容量一分間につき十立方尺なり水栓數一二個使用戸數五一戸。
- 六 下水設備 下水設備としては各社宅周圍に巾一尺深さ八寸のコンクリート樋又は巾八寸深さ一尺の木製下水樋を布設し之をウタシユナイ川に導く。
- 七 宿舍使用の狀況

- (イ) 使用料 家賃又は入浴料を徴收せず。
- (ロ) 住居人員 鑛夫社宅二四七〇名一戸當人員四六七名合宿所室面積七二坪三七七名一人當二坪弱。
- (ハ) 合宿所賄方法 請負制度にして賄料一ヶ月に付十八圓五十錢なり。
- (ニ) 合宿所の寢具及食器 寢具及食器は合宿所が貸與し専用とす。
- (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 糞尿は常夫二名を置きて汲取りに従事し掃除は各戸順番にこ

れに當る。

- (ヘ) 塵芥汚物處理の狀況 塵芥汚物等は社宅附近に設けられたる一定の塵棄場に集中す尙鑛夫宿舍附近に於ける汚物汚水等は四月より十一月の期間は常夫三名をおきて之を乾燥焼却し十二月より三月迄の期間の塵芥は融雪期を待ちて一〇名の常夫をして掃除す。
- (ト) 疊替その他宿舍修理の狀況 宿舍の疊は毎年一回四月に替へ又は修理す然して宿舍の修繕は使用者の請求により其都度これを行ふ。

茂尻炭 礦

一 敷地 當礦の地形は赤平村、芦別村、歌志内村三ヶ所に跨り南北一里半東西一里の幅員を有し主として空知川南岸及其支流モシリケシオマナイ、オホシツプオマナイの流域を占め地勢概ね高燥平坦眺望に富む、茂尻驛は本炭礦の西北端に近く存す。

二 配置 鑛夫住宅建家は六戸建、八戸建及十戸建にして入口を北方に向け居室を南面せしめ、各建家間の距離は概ね七間半乃至二十間とす、棟數は百十一棟、戸數九百五十六戸にして之を細別する事左の如し。

名 稱	六 戸 建		八 戸 建		十 戸 建		合 計	
	棟 數	戸 數	棟 數	戸 數	棟 數	戸 數	棟 數	戸 數
宮ノ下住宅	八		四八		一六		一二八	
					二九		二九〇	
					五三		四六六	

千曲平住宅	二股住宅	馬丁住宅	番外住宅	合計
七	一	一	一	一五
四二	一	一	一	九〇
二三	五	一	二	四七
一八四	四〇	八	一六	三七六
一四	一五	一	一	四九
一四〇	五〇	一〇	一	四九〇
四四	一〇	二	二	一一一
三六六	九〇	一八	一六	九五六

鑛夫合宿所は七棟七戸にして各鑛夫住宅間に散在す。

三 構造

(イ) 鑛夫住宅 木造平家建、建坪十戸建一棟六十八坪七合五勺、八戸建一棟五十五坪、六戸建一棟四十一坪二合五勺、一戸の室數二室、室の面積(一戸)五坪五合、窓の面積(一戸)三〇平方尺、照明(一戸)電燈十燭光一燈、屋根下地亞鉛鐵板葺、天井板張、敷物疊敷、窓の構造引違硝子窓。

(ロ) 合宿所 木造平家建、棟數七棟、建坪七戸、一棟の建坪四十八坪三合三勺、一戸の室數七個(内合宿室六個)、室の總面積(一戸)二十六坪(内合宿室二十三坪)、窓の面積(一戸)百九十九平方尺(内合宿室百六十二平方尺)、照明(一戸)室の大小に拘はらず各室十燭一燈、屋根下地亞鉛鐵板葺、天井板張、敷物疊敷、窓の構造引違硝子窓。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 木造葺にして其棟數百六十四棟、糞尿壺はセメント並に木製にして各棟に一個宛を備付け、其大さ巾四尺五寸長さ五尺五寸深さ三尺五寸なり、一棟の共同使用戸數平均約五戸

強、電燈設備なし。

(ロ) 共同浴場 構造は木造建葺にして二棟あり、浴槽は男女専用各一個、別に足洗場を設く、照明は十六燭電燈七個を使用す、使用戸數は一棟は四百六十六戸、一棟は四百九十戸なり。

(ハ) 其他 合宿所の食堂は三坪乃至四坪にして板張となし其上に薄縁を敷き卓子を置きて使用す、賄所は土間にして水道「タンク」流場等を附屬し炊事用器具及竈等を備付く。

五 給水設備 井戸なし水道により給水す、水源は住宅を去る約十數丁の山間の溪流清澄の箇所を堰止め二十立方及十立方の水揚唧筒二臺を据付け、垂直二百尺を揚水して一大濾過地に導水し、砂濾過法により濾過給水するものにして濾過池は約五千平方尺の面積を有し之を二分して交互に使用す、濾過水量は毎分約二十立方呎にして一日一戸當り給水量は平均五立方呎なり、水栓數は總數三十五個にして一個につき平均使用戸數二十七戸強なり。

六 下水設備 道路兩側には大下水溝を設け、鑛夫住宅は各戸流場より木樋により屋外木製下水溝に送り、漸次下流に排水し遂に河川に放流す。

七 宿舍使用の状況

(イ) 住宅使用料は徴收せざるも電燈料各住宅一戸につき十燭光一燈宛を點燈すは參拾錢を徴收す、入浴料は之を徴收せず。

(ロ) 居住人員 坑夫並に家族總人員五千六百六十二名にして一戸當り五三名なり、合宿所は室の大

五乃至一、五疊當りとす。一坪當り一人三分乃至一人六分なり。四、合宿所の請負制度にして賄料は一人一日五十五錢宛とす。五、合宿所の寝具及食器、寝具は合宿所請負者の所有品にして同一人に専用し、使用料は敷布團掛布團各一枚を一組とし一組一日金六錢宛を料金として徴收す。食器は同一人に専用し他に流用せず又使用料は徴收せず。

(ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法、糞尿汲取は係員巡回し毎日三人の掃除夫を督して蓄溜せる糞尿壺より汲み取り一定の糞尿貯溜所に搬送し土砂を以て重疊す。掃除の方法は住宅各棟に於て掃除監督者として伍長一名を選出し、伍長は各戸に掃除順番を定め掃除をなさしむ。

(ヘ) 塵埃汚物処理の方法、各住宅二棟乃至三棟毎に大なる塵埃箱を備付け、各住宅より此の箱内に塵埃汚物を放棄し、掃除夫をして一定の場所へ運搬後之を焼却せしむ。掃除夫は當礦勞役者にして勞務課に配屬す、下水掃除亦同じ。

(ト) 疊替其他宿舍修理の状況、疊替は毎年一回春季各住宅の破損程度を調査して疊替を施行す、住宅の修理は住宅の破損都度各人の申立によりて修理を行ふ。

奔別炭礦

- 一 敷地 概して平坦地なり。
- 二 配置 建家間の距離平均四間、棟數九十七棟、戸數八百九十七戸。

三 構造 概要左の如し。

名 稱 別	甲	乙	丙	丁	合 宿 所
層 根	板	同	同	同	同
天 井	板	同	同	同	同
窓 構 造	引違障子一戸當四枚	同 一戸當(紙障子)四枚	出格子引違障子	引違障子	引違障子
敷 物	居住者自辨	同	同	同	同
棟の建坪數	七八・七五坪	一〇〇・〇坪	七八・七五坪	六七・五坪	九五・七五坪
棟の戸數	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一戸の室數	二	二	一	一	一
一戸當室面積	五坪	七坪	四坪	四坪	五坪
一戸當窓面積	三二・四平方尺	四七・七平方尺	三一・二平方尺	二九・三八平方尺	五〇〇・八五平方尺
一戸當電燈數	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
附 記	一戸の居間は六疊及四疊にして別に臺所一坪あり	一戸の居間は八疊及六疊にして別に臺所一坪あり	一戸の居間は八疊にして別に臺所二・五坪あり、尙別棟の物置を附す	一戸の居間は八疊にして臺所一坪あり	合宿室(六疊)一室、食室(三疊)一室、附入室(八疊)一室

四 附屬建物

(イ) 共同便所 七十一棟あり、構造三種類にして概要左の如し。

名 稱 種 別	甲		乙		丙	
屋 棟 根	二	・	一	・	三	同
照 明 坪	五	燭	同	五	燭	〇
大 便 所 筒 數	四		二		四	〇
小 便 所 筒 數	二		二		二	〇
一 棟 の 使 用 戸 數	一	〇	八		一	〇
	戸	筒	戸	筒	戸	筒

(ロ) 共同浴場 棟數六棟浴槽數一棟に付二個使用戸數八百十五戸。

五 給水設備

(イ) 井戸 總數十八個、水汲の設備に就ては上家設置流し取付、釣瓶其他柄杓備付あり、使用戸數は

五の澤選炭場には水道設備なき爲め之れを常用し他は水道故障の場合の外使用せず、使用戸數七百十五戸。

(ロ) 水道 水道水源は奔別川上流(上流に人家なし)に取入口を設け、之れを木樋にて導水し吸水煉瓦造タンクに入れ、三〇立方呎電氣ポンプにて高所にある濾過池に揚水し、濾過されたる水は貯水池に入り、同所より更に淨水池に至り、之れより各所に設置せる混凝土小タンクに入れ、水栓により給水す、消毒方法としては時々過酸化水素溶液其他消石灰を使用す、其他の設備に就ては十二の澤、五の澤に各々木樋水道設備あり、此等は山間人家なき澤より木樋にて居住所迄導水し

同所に木製タンクを設置し一般の使用水となす、水栓數十七個使用戸數五百六十八戸なり。

六 下水設備 下水は總て木製にして建家の表裏に布設しありて流し、尻汚水、雨水等を排水せしめ、之れより更に大下水を経て河川に流下す。

七 宿舍使用の状況

(イ) 使用料 家賃一戸一ヶ月三十五錢、入浴料無料、電燈料十燭光一ヶ月三十錢。

(ロ) 居住人員 總人員三〇五二人、一戸當人員二七五人、合宿所一室當人員〇六四人、強、室面積一坪當人員〇二一人強。

(ハ) 合宿所賄方法及賄料 賄方法は請負にして賄料三食六十五錢なり。

(ニ) 合宿所の寢具及食器 寢具は専用とし、使用料一組一夜五錢なり、食器は共用にして、使用料無料とす。

(ホ) 糞尿汲取便所掃除の方法 糞尿は請負人をして汲取らしめ、住宅より放れ、衛生上支障なしと認めらるゝ所に設置せる糞尿溜りに入れ、又は近在農家に搬出せしむ、便所は使用者に於て日々當番を定め掃除せしむ。

(ヘ) 塵芥、汚物處理の状況 塵芥、汚物は宿舍附近に設置しある一定の捨場に放棄せしむ、而して此等塵芥汚物は掃除人員をして無害地に運搬せしむ。

(ト) 疊替其他宿舍修理の状況 一般居住者の疊替は各自隨意なり、合宿所は毎年五月汚損せる疊に限り會社に於て疊替をなす、其の他宿舍の小修理は各人の申出に依り調査の上之れをなすも

大修理は破損の程度により逐次之れをなす、尙腐蝕下水樋は取替へ排水に支障なからしむ、改善に関する意見

- 一 建家として屋根は亜鉛葺となし防火設備を施し、窓は硝子窓となし明り取りを良くすること。
- 二 水道設備としては遷炭場、五の澤方面へ現在の送水管を延長し給水に便ならしむること。
- 三 塵芥汚物管理に就ては各部落に焼釜を設置すること。

雄別炭礦

- 一 敷地及配置状況 鑛業所の位置山間に位するを以て廣潤なる敷地を得ること困難にして、鑛夫宿舎は一般に山腹の比較的平坦なる地域若は階段狀開墾地に建築するもの多し、従つて其の配置一定せず各方面に散在するも建家方向は南向なるもの多數なり、而して建家間隔は概して四間以上とす。
- 二 構造 鑛夫宿舎は悉く平家建にして八戸建若は十戸建なり、一棟の建坪は八戸建五十四坪乃至四十八坪、十戸建六十坪なり、一戸の室數は六疊及三疊の二室又は七疊一室にして八戸建のものには〇・五坪の押入を有す、窓は全て硝子窓にして居間は引違ひ、其の他は嵌込窓なり、臺所は板敷とし各戸一・五坪又は一坪、出入口土間は〇・五坪、十戸建のもの又は一坪なり、居間敷物は薄縁を用ひ居住者の自辨とす。
- 三 給水設備 水道により給水するも濾過消毒等の設備を有せず、

四 宿舎使用の状況

- (イ) 使用料入浴料を徴收せず。
- (ロ) 居住人員總人員三、六、七、七人、一戸當平均三、七人、合宿所一室當人員二、五人、合宿所一坪當人員〇・七人。
- (ハ) 合宿所賄方法 請負制但し極めて稀に自炊を爲す者あり、賄料は坑夫一日六十五錢其他一日六十錢。
- (ニ) 合宿所の寢具及食器 寢具の殆んど全部は賄人より賃借せり、何れも専用にして共用者は稀なるが使用料は一月一圓五十錢、食器は共用なり。
- (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 請負制と會社直營制との二様にして掃除は汲取入夫をして行はしめ、糞尿は相等の距離を有せる一定の糞壺に投棄す。
- (ヘ) 塵芥汚物處理状況 一定の場所に集めて焼却す。
- (ト) 疊替其他宿舎修理状況 薄縁を自費支辨す、修理は社費とす。

鑛夫宿舎改善に関する意見

- 一 新設坑夫社宅の二室あるものを以て改善の標準とする意圖にして將來は之れに疊を入れ物置小屋を添えたい希望なり。
- 二 園藝趣味を煥起するは理想とする所にして極力之を奨励し溪谷をひらき野菜其他を栽培せる者あるも地積狹隘なるを遺憾とす。

春採炭礦

- 一 敷地 可及的平坦部を利用す。
- 二 配置 建方配列南向にして建家間の距離略五間なり、棟數九十四棟、戸數五六四戸。
- 三 構造
 - (イ) 鑛夫社宅 建物一棟の建坪四十坪五合同上戸數六戸、一戸の室數及室面積八疊一室(外に臺所二坪あり)、窓面積一戸に付一面坪、建物の屋根亞鉛引鐵板葺、天井和式、敷物流球表付疊、一戸に付八枚、窓の構造引違硝子窓又は嵌込硝子窓、照明十六燭電燈一戸に付一個宛。
 - (ロ) 鑛夫合宿所 様式木造平家建、屋根亞鉛引鐵板葺、建坪三十七坪、室數六室(二七五坪三室、二三三坪三室)、食堂十一坪、窓各室共三尺窓一個。
- 四 附屬建物
 - (イ) 共同便所 木造平家建、葺屋根、棟數三四棟、糞尿壺數一棟に付コルタール塗り木製二個(一棟當大便所二乃至四、小便所二宛を設く)、使用戸數一棟に付十八戸、照明五燭電燈一個。
 - (ロ) 共同浴場 木造平家建、葺屋根、棟數三、浴槽數六、使用戸數五百六十四戸。
- 五 給水設備
 - (イ) 井戸 總數十二個、ポンプ及水汲桶の設備あり、使用戸數四百四十四戸。
 - (ロ) 水道 釧路市上水道を希望者に使用せしむ、水栓數十二個、使用戸數百八十戸。

- 六 下水設備 底幅一尺五寸、深さ一尺五寸、法五分崩土せし所は丸太積重ね施工す。
- 七 宿舍使用の状況
 - (イ) 使用料 家賃なし入浴料一ヶ月一戸に對し三十錢、水道使用料一ヶ月一戸に對し五人以下は九十錢(五人以上は一人に對し十錢割増)電燈料一ヶ月六十五錢(十六燭光)を徴收す。
 - (ロ) 居住人員總人員二千二百二十人、一戸當人員三・九人、合宿一室當人員五人、一坪當人員一・二人。
 - (ハ) 合宿所賄方法 請負にして一日一人六十五錢。
 - (ニ) 合宿所寢具 使用料一日五錢、食器無料。
 - (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 糞尿は直管を以て之れを除去し、便所掃除は交代にて居住者之れをなす。
 - (ヘ) 塵芥物及汚物處理の状況 直管を以て運搬焼却せしむ。
 - (ト) 疊替其他宿舍修理の状況 一ヶ年一度疊表替をなし一疊につき略五十錢を徴收す、但五ヶ年以上勤続者は會社負擔とす。
- 改善に関する意見
 - (イ) 一戸二室とする事。
 - (ロ) 下水を完全にする事。
 - (ハ) 井戸水の使用を廢し水道の水を使用せしむる事。
 - (ニ) 合宿所寢具等は自分のものを使用せしめ共用せしめざる事。

(ホ) 衛生検査度敷を増し掃除消毒を完全にせしめ、自治的に清潔に注意する様訓練する事。

入山炭 礦

- 一 敷地 一部山間に建設せる箇所あるも日光の當り最短日にも十時間以上の直射あり、風向は冬期北西風強きも居室は南面に設け有り十分に豫防す、夏期南風を受け安住に適す。地質は赤土又は岩石の箇所多く常に乾燥せり。衛生状態に影響ありと認むべき周囲の建造物として溝渠は下水設備の項に詳記す、塵芥は二ヶ所に焼失釜を設置し處分しつゝあり、住宅地の背部又は側部に樹木あり過半は元公園地なりしたため老松櫻等にして風致に富む、樹木少き所には御大典記念植樹を爲し公園とすることにせり、田畑原野はなし、住宅地の下方面に湯本川あり、火葬場は各住宅地より遠き山間に設置し有り附近の住宅より排煙を望むことを得ず、動力發生汽機場及捲上機撰炭場等は住宅地より隔離せるもボイラ舊式のため一部煤煙の影響あるを遺憾とす、粉塵、音響其他何等衛生上關係なし。
- 二 戸外照明設備 十六燭光電燈を間隔五〇—一〇〇尺毎に設置す。
- 三 配置 建物配列の方向は東西に長く長屋建とし各戸居室は南面する様建築す。建物間の距離及一戸當空地面積は各棟の間隔最短十五尺平均十六尺あり、一戸當り空地面積最少三坪七合五勺、平均五坪六合あり、總棟數二百六棟、戸數一千七百七十九戸。

- (イ) 建物一棟の建坪及戸數 最少建物坪三十七坪五合十戸建、最大建坪七十坪十戸建。
- (ロ) 屋根、雨樋、床下の構造、床下の高さ 屋根は全數の一分は杉皮葺、其の他は便利瓦又はセメント瓦並木羽葺なり、漸次修理の都度セメント瓦に變更しつゝあり、床下は各建物共堅き玉石の徑尺以上なるを柱下に置き土臺を据え、土間は粘土叩とす。
- (ハ) 一戸の室數及面積 最少二室、疊四疊半一間及土間板間一間(三坪七合五勺)、最大三室疊三疊一間、六疊一間及土間板間一室、建坪六坪二合五勺なり。
- (ニ) 天井、敷物及圍壁、障壁の構造 天井無し但し屋根裏は空隙なく板張りとし、高さ十尺以上あり、敷物は疊敷、圍壁は土壁とし、白大津にて脱落を防ぎ厚四寸以上なり。
- (ホ) 夜間室内と外部との遮斷装置 出入口は板戸を嵌込み内部より戸締を附す、窓は障子及板戸の二重とす。
- (ヘ) 窓 窓は各南北二ヶ所に設く、北方の窓は通氣を取る爲め高さ二尺巾六尺無双とし、南方は採光通氣及び日光の射入に便にする爲高四尺五寸巾六尺二枚横引の障子建込なり。
- (ト) 室内に於ける押入、爐の設備 押入は居室の大小に依り大小あり、最小巾三尺、高六尺、二ヶ所、最大巾六尺、高六尺、深三尺一ヶ及巾四尺、高三尺、深尺五寸二ヶ計三ヶの住宅あり、皆板戸を附す、爐は各戸二尺五寸の煉瓦積のものを附し暖を取るに便にし、炊事は土間に各自竈を設備し使用し煙突の必要なし。
- (チ) 室内照明設備 白熱電燈を設置す、十六燭光一個乃至二個なり、「コード」の長さ標準七尺、家の構造

造により十二尺位のものもあり但し何れも床上一尺までとす、何れも笠を有す。使用料十六燭光一個金三十錢、居住者の負擔なり。

(リ) 臺所及専用便所 臺所は居室に隣接し板張りとし入口土間に接して設け、一部は戸棚を附し、食器食物の納入に便す、居室に比例し大小あり最少面積坪五合、最大七合五勺なり、専用便所の設け無し。

(ヌ) 鶏兎其他家畜飼養状況 養鶏、養兎及養豚の娯樂的の飼養を許可せり、衛生状態に及ぼす影響なし。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 共同便所は各住宅長屋の兩端に住宅より九尺以上離して設け、構造は腰煉瓦積セメント塗りとし掃除に便す、建坪二坪二合五勺、壺數は大便秘三箇小便一箇にして手洗の設備なし、照明設備は窓に硝子戸をはめ又電燈を附す、掃除夫をして毎日巡廻洗滌せしむ、使用戸數は三戸に便壺一箇の割合にして使用人員約十人なり。

(ロ) 共同浴場 各住宅の集團の中央に設置の總數五棟あり、構造は木造腰羽目、浴槽は煉瓦又はコンクリート造りとし、建坪四十五坪、浴槽の大さ巾六尺長さ九尺深さ二尺五寸、男女別二箇、上り湯巾三尺長さ四尺深さ二尺五寸、男女別に一箇あり、洗場はコンクリート打ち浴槽面坪の八倍の面積あり三方に硝子窓を附し照明として夜間電燈を設け、煮沸用蒸氣汽罐を特設せる故新湯補充の設備なく上り湯設備あり、冷水供給は水道の設備ありて一日の使用水量六十石、晝夜開放入浴

せしむ、使用戸數及人員一千七百二十五戸、約六、〇〇〇人なり。

(ハ) 合宿所の食堂 合宿所として特設したる宿舍なし、但し最近單身者收容の箇所に不足を告ぐるに至りたるため、前記普通住宅を應急合宿所に充てたるも其ため格別に構造を變更するに至らず。

五 給水設備 井戸なし、水道により給水す、水源地は當會社工業地帯中央より約一里離れたる内郷村白水川の上流に取入口を設置す、取入口附近には住宅少なく汚水流下の心配なし、前記水道を當會社々宅住宅地の一部に導水し濾過池を設け淨水し各所に共同栓を設けて飲用水に使用す、雑用水は坑内水の一部を揚水濾過し各住宅地に共用栓を設け使用せしむ、水量は飲用水毎秒〇・一〇立方尺、一人當一日量一・五立方尺、雑用水毎秒〇・五〇立方尺、一人當一日量六・二立方尺とし、水壓は飲用水平均十封度、雑用水平均五十封度にして、鑛夫宿舍用水栓數は飲用水七箇、雑用水三十箇所あり、使用戸數一千七百二十五戸、人數六千人なり、附近に湯の川あれど各炭礦排水流下にて混濁使用する能はず。

六 下水設備 一部新しく建設せる住宅地の下水はコンクリート築造に改良し、幹線は巾三尺深三尺五寸五十分の一より百分の一の勾配を附せり、其他住宅地の下水も兩側石垣積とし底部にコンクリート打ち排水に便す、道水状態良好にして一部に坑内排水を導水し流下せしめ汚泥掃除に便す、其他は二日置に人夫を以て掃除せしむ。

七 宿舍使用の状態

- (イ) 使用料 前記電燈以外に使用料を徴収することなし。
- (ロ) 居住人員 總人員十月十五日現在大人男一、九〇一人、女一、六〇七人、小人十三歳以下男一、三五九人、女一、二六八人、計男三、二六〇人、女二、八七六人、總計六、一三六人なり。一戸當人員三、八九人にして一坪當人員(寢室として使用し得る部分の平均)は〇、八二人、一戸當り十三歳以下の兒童數一戸當平均一、六人なり。
- (ハ) 合宿所賄方法 會社直營にして賄料一日五十錢なり。三食の標準的獻立は朝一汁一菜、夕一汁一菜にして約隔日に魚菜一回増給す。
- (ニ) 合宿所の寢具及食器 食器は共同使用とし其都度沸湯を以て洗滌消毒す。寢具は一人當敷蒲團一枚、掛蒲團二枚を専用とし使用料無料なり。
- (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 附近農家と每一箇年の契約を以て汲取らしむ。汲取回數は制限なきも汲取人毎日出頭巡廻し糞尿何れも滞留することなき様努力しつゝあり。便所掃除に關しては掃除人を定め掃除上必要の道具を携帯せしめ毎日一回づゝ全部掃除せしむ。尙ほ夏期は規則の定むる所に隨ひ石油乳劑を撒布消毒せしむ。
- (ヘ) 塵芥汚物の處理狀態 塵芥箱は土地の狀況に應じ少くも六尺四方とし周圍は「コンクリート」又は板を以て圍ひ概ね一棟に一箇を備ふ。現在數二百五十箇あり此所より直接焼捨場に集送するに依り捨場は特設せず。此等塵芥汚物は焼却處分す。
- (ト) 疊替其他宿舍修理の狀況 疊替は一年一回を原則とするも、破損の程度に依り伸縮すること

あり、費用は全部會社負擔とす。宿舍修理は破損の狀況に依る、負擔は疊替同様なり。宿舍耐久見込年限は築造當時の條件に依り同一ならざるも尠くとも三十年乃至二十五年なり。

改善意見

以上記述したる現状の一部は二十有餘年前の施設にかゝるものありて爾來漸次改善を加ふると雖も僅かに當面の急を凌ぐに過ぎざるものあり、又最近の施設と雖も容易に必要限度以上に出づる能はず、且つ其施設方法は概ね舊套にして遺憾の點尠からざるを痛感し之が改善を加ふべき資料調査のため北海道及九州各炭礦に出張視察中なり。差し當り必要と認むる改善條項の一端左の如し。

- 一 礦夫住宅の改善
 - (イ) 礦夫住宅最小間取三間、臺所二坪、居室二室、疊數六疊に改善したし。
 - (ロ) 各住宅居室には天井を張るものとす。
 - (ハ) 各住宅の周圍に使用せる敷地を最少八坪に擴張し一部は物干しに使用し、一部庭園及園藝に使用出來得る様板塀の設置を要す。
- 二 共同浴場改善 共同浴場を中心とする娛樂部設置の方針にて設備を改善し氣持善き入浴出來得る様改築する見込なり。
- 三 水道設備の改善 從業所を去る約二里好間川より引水する施設に改むるものにして、五箇年の交渉漸く成立し一分間九十立方尺の水利權を得たるを以て地元湯本町と共同水道の設計中

は六尺板戸を用ひ他の三尺は壁其他は軒に副ふて四尺五寸の壁其上部は樞子とし内側に三尺五寸の半障子を建つ。他世帯との境は壁張(此厚さ二寸)入口の反対側裏軒に面する箇所には二尺の腰にして其上に半障子を置き雨戸を設備せり。

補助員社宅 天井張、木造平屋建、便利瓦葺、高さ軒下九尺、棟下一丈三尺、疊敷入口六尺、格子戸二枚にて開閉す、隣りとの障壁は壁張(此厚さ二寸)裏軒に面したる物分は六尺障子を建て其外部に六尺雨戸を設備す。

新社宅 天井なし、木造平屋建、便利瓦葺、高さ軒下九尺、棟下一丈四尺六寸、疊敷、入口三尺之を六尺板戸一枚にて開閉す、其の他は軒に副ふて四尺五寸の壁、其上部は樞子、隣室との障壁は壁張(此厚さ二寸)裏軒に面したる箇所は六尺障子二枚を建て外部は雨戸を設備す。

(ホ) 夜間室内と外部との遮断装置 職工社宅、補助員社宅、新社宅は障子及雨戸ありて二重戸、舊社宅の裏軒に面したる箇所は二重戸なるも、表軒の入口は雨戸丈けにて一重戸なり。

(ヘ) 窓の數構造及面積 職工社宅 樞子窓二尺に六尺一箇所、障子窓二間、開閉の方向左右共自由、採光可、通氣具合良好なり。

補助員社宅 表入口の右方三尺の樞子窓一間、裏軒に面したる部分六尺障子窓四枚、二間敷居式にして左右に開閉自在なり。

新社宅 表入口の右方三尺樞子窓一間、裏軒に面したる部分六尺障子窓二枚、一間敷居式にして

左右に開閉自在なり。

舊社宅 表入口の右方三尺樞子窓一間、裏軒に面したる部分六尺障子窓二枚、一間敷居式にして左右に開閉自在なり。

(ト) 室内に於ける押入、爐等の設備 職工社宅、補助員社宅、新社宅は押入及爐を設備し、舊社宅は押入なく爐のみ設備す、何れも煙突なし。

(チ) 室内照明設備 十燭光一室一燈を標準とし、稀に數箇を使用するものあれど概して一箇を使用するもの多し。ゴトドは五尺とし電燈には笠を附す、其の使用料金は一箇月に付一燈分金四十錢なり。

(リ) 臺所及専用便所 臺所は各社宅共入口の右側若くは左側にあり、其の面積職工社宅一五坪、補助員社宅一坪、新社宅一坪、舊社宅〇五坪、總て板張とす、但し新社宅の分は別にコンクリートの流場を設備せるも他は別段の施設なし、採光の状態は一部に良好ならざる場所あるも通氣關係は遺憾なし、各社宅共同便所を使用し専用便所の施設なし。

(ヌ) 鶏兎其他家畜飼養の状況 家畜として鶏(二一〇羽)及兎(三五匹)を飼養す、人口稠密なる鑛業地帯に家畜を飼養することは蛆蠅の發生、臭氣の發散、汚物の流出等兎角衛生上面白からざる爲、飼養を勵行せしめつゝあり、其の他豚を飼養するものあるも敷地外に場所を設置す。

四、附屬建築物 附屬建築物は、職工社宅、補助員社宅、新社宅、舊社宅に別々設置す。

(イ) 共同便所 便所の位置は社宅を離る二間半乃至四間の側面に設置し、社宅一一〇棟に對し七棟を有す、水道口との距離は何れも相當の間隔あり、便所の構造は木造波トタン屋根にして一棟の建坪一五坪、糞壺二、共用式尿壺一あり、手洗の設備なし、夜間照明の爲五燭電燈一箇を設く、防臭の爲便所の直前に板圍を施しあるも尙脱臭、防臭の爲藥劑を用ひ又は消毒設備として別に施設なければども隨時壺其他排水溝等に生石灰消毒をなす、宿舍とは獨立に建設し連絡の施設なし、使用の戸數及人數は便所の總數七十五棟に對し、使用戸數五百八十戸(世帯一、世帯の平均人員四、四二人なるを以て便所一棟に付平均使用世帯數七七三戸、平均使用人員三十四人なり。

(ロ) 共同浴場 社宅の中央部一棟東部一棟合計二棟を有す、構造は周圍及上屋木造浴槽は煉瓦造にしてコンクリートにて包む、建坪第一浴場三一坪、第二浴場二〇坪、浴槽の容積は第一浴場巾六尺、長十二尺、深二尺八寸のもの四槽、第二浴場巾六尺、長九尺、深二尺のもの二槽なり、一浴槽當洗場面積は第一浴場四坪、第二浴場四坪にして各浴場共夫々男女別に板張にて仕切る、夜間照明設備は第一浴場電燈五十燭光二、第二浴場電燈五十燭光二あり。

第一浴場には上り湯補充設備なし、必要に應じ水道口より冷水を供給し一方蒸氣を通じ自由に湯加減を按配し得、其の使用水量一時間約二五石、使用時間一日二十時間とす、第二浴場は上り湯の補充設備あり、一日の使用湯量三〇石、外に浴槽中には必要に應じ隨時に蒸氣湯を供給す、一日の使用水量八〇石、入浴時間午後四時より同九時迄とす、各浴場の平均使用戸數及人數は五八〇戸二〇〇名なり。

(ハ) 合宿所の食堂 合宿所の一端にあり面積三坪(一合宿所の分なるも普通礦夫社宅を改造したるものにして天井なし、土間にテーブル腰掛及ストープの設備あり、其他飯茶碗一〇〇、汁茶碗一〇〇、中皿一〇〇、小皿一〇〇、大皿五、并二〇、土瓶五、湯呑茶碗一〇〇、箸一〇〇、飯ヘラ一、二、飯櫃八、湯沸五、汁杓子一二を備付け且手洗設備及洗面器を備へ自由に使用するを得、照明には十燭光の電燈を點じ、窓の状態は障子窓又は板戸にて開閉自在にして採光竝に通氣の状態共に佳良、收容人數は直營合宿所二箇所を合せて七十一名なり。

(ニ) 合宿所の賄所 合宿所の内にあり、面積三坪、一合宿所につきにして板張及土間より成る、炊事釜場、流場、水道、漬物場、薪貯藏場等を有す、調理の場合には板張箇所を利用し、天井、テーブル、椅子等の施設なし、賄所備付物品は炊事用大釜四、鍋四、バケツ八、洗鉢六、水カメ二、組板及切盤六、摺鉢四、水柄杓四、庖丁六、ザル八箇にして照明十燭光の電燈を點じ、窓は障子又は板戸にて開閉自由通氣良好なるも採光に幾分遺憾の點あり目下改造に就き研究中なり。

(ホ) 娛樂所 當礦業所には従業員俱樂部の設置ありて一と通り娛樂機關備はるを以て合宿所には單に將棋盤四面を備ふるに過ぎず、其の他讀物として努力新聞を供覽せしむ。

(ヘ) 物干場 物干場は各棟の空地を利用し柱を立て之を使用し竿の數八本を備ふ。

五 給水設備 井戸なし、水道は湯の岳の溪流より淨水を引き之を機械力により高丘濾過池に送水す、濾過池は煉瓦造りにして之に三尺以上の砂利を充填して前記の淨水を貯溜濾過して各所に配水す、尙消毒用として漂白粉を用ふ、水量毎分時三〇石、水壓平均一〇封度、淨水栓二一箇及消火栓三

一箇、使用戸數五八〇戸、使用人員二、五六七人なり。河川水を直ちに飲用に供するが如きことなし、然れども偶々洗濯物を川邊に持出し洗ふものあり。水量は最小毎分時約一〇〇立方尺、水源地には田畑あれども洪水の場合以外水清く水質良し、使用状態は上流にて使用する場合あるべしと雖上流地域は人家稀にして且つ下流に當る當所との距離も相當あり、從來の使用状態より見て不衛生なるが如きことなかるべし。

六、下水設備 大下水は巾二尺乃至四尺、深さ一尺乃至二尺、下水堀の兩側は丸太石垣等にて崩解を防止傾斜の緩急一定せず、汚水は附近の軒下の下水より大下水に注ぎ更に小川に流出す、軒下の下水は各舗夫社宅より排除する汚水を其軒下に木造樋を設備し其一端若くは兩端を大下水に連絡せしむるも、單に軒下を適當に掘下げ別に樋を用ひず假下水として汚水を排除する場所あり、下水の巾は概ね六寸乃至一尺深さ五寸位とす。通水状態は社宅の位置概して傾斜の地域にあるもの多きを以て下水は比較的通水可良にして停滯すること尠し、掃除回数之を定めざるも適宜汚物泥芥の排除を行ふ但し軒下の下水の一部には排水不良の場所あり漸次改良の見込なり。

七、宿舍使用の状態
 (イ) 使用料 家賃、室代等を徴收せず、入浴料は第一浴場無料第二浴場入浴一回五厘とす、其の他の使用料としては電燈料十燭光一箇月四十錢(但動續三年以上の舗夫には電燈料を免除す)及衛生費一室に付一箇月十錢、二世帯にして二室以上を使用するものは此割合を以て納入せしむを徴收す。

- (ロ) 居住人員 總人員男大人一、一七三小人三九六計一、五六九人、女大人五七二小人四二六計九九八人、合計二、五六七人にして二世帯當四、四人、一室當二、七人、一坪當人員(寢室として使用し得る部分の平均)一、八六六、一戸當十三歳以下の兒童數一世帯最大七人平均一、五二人なり。
- (ハ) 合宿所賄方法 直營にして賄料は夜具其の他一切を含み一日五十錢なり、三食の標準的獻立は朝味噌汁及漬物、晝味噌汁及漬物(辨當の場合梅干及漬物)、夕味噌汁、煮物及漬物とし、適宜獸肉及魚肉を用ふ。
- (ニ) 合宿用寢具及食器 寢具及食器共用にして消毒の施設なし、寢具は日光に曝らし時々適宜に洗濯を爲し、食器は使用の都度洗滌して用ふ。
- (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 農家と特約して随時汲取を行ひ糞尿は汲取人に於て之を農作物の肥料となす、掃除には掃除夫を置かず使用の各世帯に於て輪番に一日一回必ず掃除をなさしむ、掃除道具の備付あるも消毒防臭の設備なし但し随時石灰を使用す。
- (ヘ) 塵芥汚物處理状態 塵芥函を設備せざるも塵芥溜場を各社宅側面の適當なる位置に設け之を捨場とす、其の構造は地上五尺四方に杭を打込み其三方を板にて圍ひ(地面より高さ二尺五寸)一方を入口となす、此等溜場の數七五箇所あり、塵芥汚物の處理は衛生夫をして爲さしめ各溜場より塵焼釜に運搬し之を焼却す。
- (ト) 疊替其他宿舍修理の狀況 疊表替は年に一回之を行ふ、但し甚だしく破損の場所は一部に限

り其都度之を行ひ一切の費用は會社に於て負擔す。宿舍破損の箇所は當該係に於て其都度之を修理し尙居住者の申出に依り随時に修繕し修理費は全部會社に於て負擔す。宿舍耐久見込年限 職工社宅向後十年、舊社宅向後十年、新社宅向後二十年、補助員社宅向後二十年なり。

内 郷 炭 礦

一 敷 地

- (イ) 地形 宿舍敷物は概ね東方の開きたる澤地なる田畑へ盛土せるもの又は高臺を地均したる高臺地なり、何れも日光の直射を受けざるものなく冬季西北の風あり。
- (ロ) 地質 地質は砂質岩石或は岩石を盛土せる地なるを以て乾燥せり。
- (ハ) 衛生状態に影響ありと認むべき周囲の建造物其の他と宿舍との關係 宿舍は元來田畑原野の一部を敷地として部落を形成せるを以て其周囲は田畑原野に接する處多く衛生状態に影響ありと認むべき建造物溝渠河川塵芥捨場なし、附近に森林樹木少きも近年宿舍附近に公園又は庭園を作り尙宿舍各棟間には街路樹的に植樹をなせる處あり、火葬場は甚だ遠く汽罐場等の排煙は高き煙突によるを以て直接影響を認めず、一部舊宿舍又は敷地に隣接せる社外人家等に於ては未だ石炭を簡單なる装置によりて燃料とするもの多く、爲に朝夕殊に炊事時刻前に於ては煤煙の包圍を受くる箇所あり。

- (三) 戶外照明設備 約百五十尺毎に電柱に十六燭光一燈を點し、其他宿舍各棟の交通要所にも十

二 配 置

- (イ) 建物配列の方向 便宜上建物を二大別して舊宿舍創業當時建築せしもの、新宿舍(其の以後の建築にかゝるもの)と稱す、建物は南向に直線的に各棟並列とせるを普通とすれども敷地の形状等により東向に並列せるもあり、舊宿舍は棟割にして南向に背して北向あり東向西向あり。
- (ロ) 建物間の距離及一戸當空地面積 建物間の距離は二間乃至三間にして一戸當空地面積舊宿舍二坪、新宿舍六坪以上平均五坪とす。
- (ハ) 棟數戸數 内郷炭礦三〇二棟、二六七二戸、小野田炭礦一〇六棟、一〇五六戸、計四〇八棟、三七二八戸。

三 構 造

- (イ) 建物一棟の建坪及戸數 舊宿舍は八十坪にして二十戸、新宿舍は六十坪にして十戸なり、但し居住人數により二戸分乃至三戸分を一戸とせる處あり。
- (ロ) 屋根及床下の構造 屋根は木羽葺又は便利瓦葺にして雨樋なし、床下構造は玉石の上へ土臺敷込、床下の高さ一尺二寸なり。
- (ハ) 一戸の室數及面積 職工宿舍は八疊及二疊の二室、坑夫宿舍は六疊又は八疊一室なり、但し居住人數により六疊或は八疊を二室打通し使用せるもあり。

- (三) 天井、敷物、周壁及障壁の構造 天井なし、敷物は畳又は薄縁敷込みとす。周壁及障壁は壁張にし、其の厚さ二寸、周壁の外部は下見板張をなせり。
- (ホ) 夜間室内と外部との遮断装置 東及南方は晝間の関係もあり外部に板戸を内部に障子を嵌込みたる二重装置とし、西方北方は板戸又は障子戸を用ひたり。
- (ヘ) 窓の構造及採光通気状態 窓の数は二箇、一箇は無双窓にして面積高二尺五寸巾六尺、一箇は高さ四尺巾六尺にして四尺障子引違なり、採光及通気共に可良と認む。
- (ト) 室内に於ける押入及爐等の設備 職工宿舎には奥行三尺間口二間の押入あり、坑夫宿舎にはなし、爐は各戸一箇を設け煙突を備へず。
- (チ) 室内照明設備 電燈を使用す、二戸當燭光度及箇數平均一二七燭光、一二七箇(十燭光電燈に換算)にしてロッドの長さ六尺、乳色磁製笠を有す、其の使用料金は電燈一箇に對して一箇月、下記料金を徴收す、但し電球斷截の場合は無料引換破損は實費とす。一〇燭光三〇錢、一六燭光四〇錢、二四燭光五〇錢。
- (リ) 臺所及専用便所 臺所は各戸出入口土間の片方にあり、土間又は床板張にして六尺の無双窓を取付け採光通氣に便す、専用便所は合宿所以外殆んどなく、合宿所便所は面積一五坪乃至二坪あり、屋内連絡にして硝子戸入窓あり床上には塵掃き出し小窓あるを以て採光通氣共によし。
- (ヌ) 鶏、兎其の他家畜飼養の状況 鶏を飼養するもの若干あるも多くは趣味的にして其の數僅少なるを以て其及ぼす影響なし、兎其の他の他家畜飼養するものなし。

四 附屬建物

- (イ) 共同便所 宿舍棟の一端より二間を隔て、之れに直角に共同便所一棟を建設す、其の棟數内郷炭礦一九一、小野田炭礦七〇、計二六一なり。
- 構造其の他 木造にして建坪一五坪乃至二五坪、便壺數は一棟に付三箇乃至五箇、手洗桶又は箱等の設備あるものあり、夜間照明には十六燭光一個を點す、脱臭等の設備なく又宿舍との連絡には戸口より便所まで外出して二間乃至二十間の徒歩を要す。
- 使用戸數及人數 内郷炭礦二、六七二戸一〇七八五人、小野田炭礦九九八戸三、九一二人、計三、六五〇戸一四、六九七人。
- (ロ) 共同浴場 宿舍一部落毎に共同浴場一棟乃至職工坑夫別浴場二棟あり、其の棟數内郷炭礦一三棟、小野田炭礦五棟計一八棟なり。
- 構造其の他 木造建にして大小あり、大なるは建坪四十坪五合、浴槽の大き約巾九尺×長十二尺×深二尺五寸にして容積二百七十五立方尺のもの、男女別に各一槽、洗場面積各十坪あり、小なるは建坪十八坪、浴槽は約巾六尺長六尺深二尺五寸、九十立方尺のもの、男女別各一槽、洗場は各三坪なり、照明設備としては男女各別に十六燭光一個乃至二個を點す。
- 新湯補充の設備其の他 各浴槽には水道鐵管及蒸氣管を挿入し冷熱の補充を自由にし、上り湯として冷温二個の小槽を備へたるあり又冷水槽のみ設備せるあり、一日使用水量は計量設備なき爲不詳、午前八時より午後二時迄以外を開放時間とす。

使用戸数及人数 内郷方面二、六七二戸一〇、七八五人、小野田方面九七八戸三、九一二人、計三、六五〇戸一四、六九七人。

(ハ) 合宿所の食堂内郷炭礦夫合宿所 合宿所の南側に隣接し別棟として食堂の設けあり、面積八坪にして構造及設備の概要は天井の高さ十四尺、床板張にして大テーブル二個、長腰掛四個、ストーブ一個竝に入口に手洗所の設備あり、二十四燭光電燈一個を點し窓は外側格子打付、内側に障子又は硝子戸を入れあり、採光竝通氣の状態可良にして收容人員約二十人なり。

(ニ) 合宿所の賄所(内郷炭礦夫合宿所) 食堂建物内の一部を區畫して之れに充つ、面積三坪あり床面はコンクリート造、炊事場流しを設け調理品配列用戸棚を置く。

(ホ) 娛樂所 各坑別(町田坑、高坂坑等) 宿舍部落毎に娛樂所一個所宛あり面積十坪以上なり、構造及設備の概要は鑛夫宿舍の一端二戸分位を改造使用せるものにして圍碁、將棋其の他雜誌等を備へ冬季は火鉢及木炭を用意す、又ラヂオ聴取器を各所巡回的に取付使用する仕組あり、採光竝通氣の状態は東西又は南北二方に戸障子建付け採光通氣共良好にして一個所の收容人員約四十人とす、其の他野外娛樂所としては各所に弓場及グラウンドあり、殊に高坂坑グラウンドは野球場及庭球コート有する大廣場なり、又山神公園あり各宿舍部落には小公園ありて四季の遊歩場に當つ。

(ヘ) 物干場 特設の物干場なし、各戸各軒下又は空地を利用し竿等は私有するものあり又共用す

五 給水設備 井戸なし、水道により給水す。るものあり、尙最近新築の宿舍には受木を軒下より屋上高く各戸に取付け干物に便す。

水源地の状態 内郷炭礦方面に於ける水道水源は好間川にして水質善良なり、好間箕輪兩村界に近き取入口附近一帯は斷崖溪谷にして奇岩怪石の絶景地たり、開渠により山岸を迂廻すること九百間、途中平町水道好間用水と分流し夫れより約六百間はコンクリート伏樋隧道鐵管を経て峰根貯水池に至り更に鐵管にて各所に配水す、小野田炭礦方面に於ては緩谷を堰止、唧筒にて貯水池に揚水し、此處より鐵管にて各所に配水す。

消毒設備の概要 消毒設備なし、過般濾過池新設の設計を了し出願中なり、現在は各所浴場附近に蒸氣による湯沸器の設置あるを以て容易に煮沸したるものを飲用するに便し殊に夏季は其の使用を奨励す。

水量及水壓は内郷炭礦方面水量毎分百立方尺、水壓最大一五〇尺、小野田炭礦方面水量毎分一〇五立方尺、水壓最大七〇尺とし鑛夫宿舍用水栓数は内郷炭礦方面百個所、小野田炭礦方面一八個所にして使用戸数及人数は内郷炭礦方面二、六七二戸一〇、七八五人、小野田炭礦方面九七八戸四、九一二人、合計三、六五〇戸一四、六九七人なり。

六 下水設備 構造の概要は角管大なるは巾一尺二寸深八寸、小なるは巾八寸深五寸又は半田管經六寸或は鐵筋コンクリート製にして傾斜は百分の一以上とし坑内揚水排水路を合流して河川に注ぐ、概して地勢丘陵地なるを以て通水よく殊に緩坑にありては坑内揚水(溫泉水)を放流し各下水

溝の清掃をなし、又汚泥掃除は當時衛生夫をして之れに當らしめ其の回数月二回とす。糞尿の

七 宿舍使用の状態

(イ) 使用料 屋賃、室代、入浴料等全て無料にして前述の電燈料を徴収するのみ。

(ロ) 居住人員 總人員は男七、六九九人、女六、九九八人計一四、六九七人にして内大人九、〇九五、小

人五、六〇二人計一四、六九七人なり。一戸當人員平均四人、一坪當人員平均一人、一戸當十三歳以下の兒童數最大六人平均一人なり。

(ハ) 合宿所賄方法(内郷鑛夫合宿所) 合宿所賄は會社にて賄人を指定し請負とす、賄料一人一日金四十錢の規定なるも請負人に對しては會社より一人につき一日金十五錢宛の補助あり。三食の標準的獻立表左の如し。

朝 米飯、味噌汁、香物(澤庵、梅干、紅生姜)

晝 米飯、味噌汁、香物(澤庵、梅干、紅生姜)

夕 米飯、味噌汁、煮魚(又は野菜煮付)、香物

(ニ) 合宿所の寢具及食器 寢具は専用にして日光消毒を行ひ年一回洗濯をなす。食器は殆ど共用にして毎食事後洗濯をなすのみ。一人當寢具配給(極寒期標準)は敷布団一枚、掛布団一枚にして使用料を徴収せず賄料の内に含むものとす。

(ホ) 糞尿汲取及掃除方法 汲取は近在の農業家に請負はしめ汲取回数共同便所一個所に付一箇月八回とし、汲取糞尿は肥料となす。便所掃除は衛生夫(常備夫)をして爲さしめ掃除回数一日一回

とし掃除具の備付け有り、消毒防臭には石灰及石油乳劑を撒布す。

(ニ) 塵芥汚物處理狀態 塵芥箱として木製箱を一棟に一個宛、又は共同便所の近くに煉瓦積或はコンクリート造等にて六尺四方深二尺の捨場を設く。此等塵芥汚物は衛生夫をして處理せしめ適當の個所に集積して焼却す。

(ト) 疊替其他宿舍修理の狀況 二年乃至三年目毎に疊替を爲し其費用は會社負擔とす、宿舍修理は屋根の修理を主とし其費用は會社負擔とす、宿舍耐久見込年限三十箇年なり。

改善意見

(一) 宿舍敷地の周圍は城壁的に垣塀又は溝梁等を圍らし限界を確然とし猥りに外界よりの出入を防ぎ、又は敷地に接近して社外商家、其他住家の密集を不可能ならしむべきなり、然れば衛生上の施設其他取締に障害となる事を除去し得るは勿論保安警備上又は家事經濟上種々なる便利多かるべし。以上の諸點より考ふる時高臺地敷地は低地に比し交通不便等の嫌はあれども眺望の佳、空氣清澄、地盤乾燥するを以て衛生上住宅敷地として最適なり。

(二) 配置は南向を原則とし南北兩側に窓を設け冬季日當りよく夏季殊に通風よきを肝要なりとす。當社に於ける今後の宿舍建築に付ては添付圖面の如き設計案を以てする豫定なり。

(三) 構造に付きては添付圖面の如く屋根はスレート葺一戸の室數を八疊及二疊の二間とし押入を附け、圍壁及障壁は鐵網コンクリートを用ひ、窓は南方六枚、入硝子戸二本、北方臺所には四枚、入硝子戸二本を建付、土間入口には板戸二本とせり。

從來薄縁敷込の宿舍に對しては燃料石炭を配給したりしが衛生上の見地より宿舍の改造を待て石炭の燃用を禁じ以て煤煙の害を通れしむべく又南京蟲の發生を困難ならしむるの利あり又石炭燃用としてストーブは現在の宿舍構造に於ては火災上の危険多く使用困難なる状態にあり。

(四) 附屬建物中浴場に設置せる上り湯は從來小槽を用ひたりしが之れを廢してコックに改むる方衛生的なるべし。

(五) 水道に就ては從來の簡易水道を改め制規の施設を完備するの急を認め、濾過池等の設計を了し之れが設置認可を申請中なれば完全なる飲用水を得るに至るも遠からざるべし。

好間炭礦

敷地 小館、小田郷の二箇所に在り。

(イ) 地形 小館宿舍は往昔の館跡にして好間専用線軌道面より約一五尺高位に在る平坦なる臺地なり、周圍に何等日光を遮るものなく日當り最も良く風向は夏季より初秋にかけ東南風の軟風を受くるを以て住み心地良きも晩秋より冬季に涉り有名なる俵伽井嶽の強風砂塵を伴ひ時々吹荒むを以て甚だ凌ぎ難し、年中二、三回は家根瓦を吹飛ばされ損害を蒙ることあり、小田郷宿舍は好間専用線の南方約二四間の所に在る平地なり、日光を遮るものなく夏季は東南の軟風を靜かに受くるを以て涼しく冬季は俵伽井嶽を直接に受けざるを以て比較的溫暖なり。

(ロ) 地質 小館宿舍は赭灰色の粘土なれども縦横に大中小の下水を布設し流水便なる上臺地なるを以て常に乾燥す、小田郷宿舍は黝灰色の粘土にして平地なれども宿舍の中央に大下水を布設し汚水、雨水之に注ぐを以て濕潤ならず。

(ハ) 衛生状態に影響ありと認むべき周圍の建造物其他と宿舍の関係溝渠 小館宿舍方面は南端に於て西より東に流る、溝渠及北東端の低地に於て好間川水を分水せる灌溉用の用水堀北より南に流る、ものるも衛生上何等の影響を認めず、小田郷宿舍方面は附近に田圃灌溉用の溝渠あるも衛生上影響無し。

塵芥捨場 小館宿舍方面は西南端に在る礮捨場を利用するものと北東端の空地に塵芥を捨るものとあり、小田郷宿舍方面は東方約一町半好間川の對岸に在る發電所用灰捨場を利用す、共に衛生上影響無し。

森林樹木 小館宿舍方面は東端の斜面に杉林繁茂し西北端の斜面には雜樹林あり共に四時青々として空気を新鮮にし人心を爽快ならしむ又本臺地より四方を眺望せば大陸的の氣分自から湧出するの感あり、小田郷宿舍方面には森林樹木無し。

河川 小館宿舍より小田郷宿舍に至る間に於て好間村水利組合の用水堀及好間川あり、田畑原野の状態 小館宿舍の南方に梨子園、野菜園、田圃等あり之を隔て、遠く原野を望む又東方に熊野神社あり、宿舍の周圍には小商店點々として散在するも衛生状態に何等の悪影響を認めず、小田郷宿舍は周圍に田圃ありて夏秋季には作物繁茂し精神爽かなり。

火葬場製煉場等の排煙粉塵音響其他 小館宿舍方面には火葬場製煉場無し、從來夏季餅捨場に於て自然發火の煤煙宿舍に吹附けたるも該餅捨場の位置漸次西方に轉位せるを以て此の害を免るゝことを得べし。小田郷宿舍方面には火葬場(西方約五町の所にあり)あるも衛生上影響無し、又宿舍より東方二四間の所に發電所あるも排煙粉塵の影響殆どなし、又發電機並に北方に於て東西に架設したる鐵索の音響あるも安眠を妨害する程度のものにあらず。

(三) 戶外照明設備 小館宿舍方面は二四間を隔つる毎に五燭光の電燈を照じ、小田郷宿舍方面には二棟に五燭光の電燈を照ず。

二 配置

(イ) 建物配列の方向 小館宿舍は東西に平行配列し入口を北に有するもの四五棟、南に有するもの七棟在り、小田郷宿舍も東西に平行配列し入口北面にあり。

(ロ) 建物間の距離及一戸當空地面積 小館は宿舍との距離一四尺乃至一六尺にして一戸當空地面積四〇八坪乃至四六六坪あり、小田郷は宿舍と宿舍との距離一五尺にして一戸當空地の面積は三・七五坪あり。

(ハ) 棟數及戸數

方面別	宿舍別	棟數	戸數
小田郷	宿舍	五棟	四一戸
小田郷	宿舍	一棟	一戸
計		六棟	四二戸

三 構造

(イ) 建物一棟の建坪及戸數

方面別	宿舍別	一棟の建坪	一棟の戸數	備考
小田郷	宿舍	四九坪〇〇	八戸	
同	同	五六坪七五	八戸	
同	同	六一坪二五	一〇戸	
同	同	四六坪〇〇	六戸	
同	同	四三坪〇〇	八戸	
同	同	二四坪五〇	一室	
同	同	六三坪〇〇	八室	
同	同	二六坪二五	六室	家族多數ある者は二戸分を使用せしむ

(ロ) 屋根雨樋床下の構造敷物及周壁並に障壁の構造

方面別	屋根	雨樋	床	敷物	障壁
小田郷	瓦葺	無し	根太上に並六分板を敷く	有 畳琉球表	東西兩側及後側窓下三戸毎を仕切るに漆喰壁の厚さは二寸とす
小田郷	瓦葺	無し	同	有 畳琉球表	其の他の外面は板を張り仕切りに漆喰壁の厚さは二寸とす

(六) 夜間室内と外部との遮断装置

方面別	前側の入口		前側の窓種	後側の戸の窓	
	障子	雨戸		障子	雨戸
小田郷	有	有	有	有	二重
同	無	有	無	有	二重
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

(三) 窓の構造、採光並通氣の状態

位置	窓数	構造	面積	開閉の方向	採光並に通氣の状態
前側	一	無	〇坪一六	左右に開閉す	採光を主とす
後側	一	同	〇坪七五	同	採光、通氣を兼用とす

(ホ) 室内に於ける押入及爐の設備

間口奥行高さ	数	爐の内徑		ストーブ	煙突
		周圍深さ	構造		
六尺三寸六尺	一	二尺十一角	〇尺五	煉瓦造	鐵板製の圓筒形
					土管又はブリキ管製

摘要 煙突の動搖を防ぐ爲め二本の鐵柱又は古軌條に緊締し煙突を屋根上四尺以上現はすを原則とす。

(ニ) 室内照明設備 電燈を使用し一戸當り一六燭光一個を原則とすれども家族多數にて二戸使用者には一六燭光二個點燈せしむ其のコードの長さは六尺にして笠はP型硝子製を用ゆ、使用料は一箇月一個四十五錢にして鑛夫の負擔なり。

(ト) 臺所及専用便所

宿舎別	位置	面積	構造	採光並に通氣の状態
宿舎	入口に在るもの	〇坪八七	コンクリート土間	採光通氣は後側の窓より採り又前側の無窓より採りす
同	入口の左側に在るもの	〇坪七五	同	同
同	表入口の右側に在るもの	二坪〇〇	同	採光及通氣は裏側の無窓窓より採る
同	食堂の隣に在るもの	四坪〇〇	同	北側に在る硝子戸及無窓窓四側に在る無窓窓より採光並に通氣を計る

専用便所

宿舎別	位置	面積	構造	採光並に通氣の状態
宿舎	臺所より東一二間の所に在り	二坪	木造	下方及上方に硝子窓か設け採光並に通氣の便を計る
同	臺所より東三間の所に在り	一坪	同	同

(チ) 鶏兎其他家畜飼養状態 鶏は居住者の約六割方飼養し多くは宿舎の後側窓下に間口一間半

奥行半間高十三尺の鶏舎を設けて飼養す、兎は極く小敷者飼養するも其の他の家畜を宿舍内に飼養するを認めず、鶏兎飼養者には掃除を嚴重に爲さしむるを以て衛生上何等の悪影響を認めず。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 位置及棟數左の如し。

方面別	位置	棟數	共同便所との距離	
			水道	炊事場
小館	宿舍の東方に在るもの	一六	六尺	一四九尺
同	宿舍の西方に在るもの	一〇	六尺	一四九尺
小田郷	宿舍の東に在るもの	二	四〇尺	八九尺
同	宿舍の西に在るもの	二	一〇〇尺	一一六尺
計		三〇		

構造 木造ラバロイド葺、建坪一坪二五のもの、〇坪六九のもの、二種あり、糞尿壺數は糞壺四個、尿壺一個のもの、糞壺二個、尿壺一個のもの、二種あり、何れも手洗の設備無し、夜間照明設備として五燭光の電燈一個を宿舍の庇に取付け、便所に向け照明す、脱臭防臭又は消毒設備は幅一八尺高さ一尺の格子窓を屋根際に設け、脱臭竝に採光に供し、蓋尿汲取口には蓋を爲し防臭す、消毒は春秋二回清潔法施行の節石灰消毒を爲し、傳染病發生の際は患者使用便所竝に隣

接便所二棟乃至三棟に生石灰消毒を行ひ、夏季は一週間毎に石油乳劑を撒布す、使用の戸數及人數 共同便所一棟の使用戸數は一二戸乃至一六戸、平均一五戸にて、其の人數は五四人乃至七六人、平均六七四人なり。

(ロ) 共同浴場 小館の中央に一棟、小田郷の中央に一棟あり、構造

浴場別	構造	建坪	浴槽		洗場面積	照明設備				
			構造	形状						
小館	木造瓦葺	五六坪	コンクリート造	長方形	三二四立方尺	二	一六二立方尺	三四坪	一六	九
小田郷	木造ラバロイド葺	一二坪	同	同	一一二立方尺	二	五六立方尺	三坪	一六	二

新湯補充の設備 共同浴場は何れも水道管及蒸気管を浴槽中に引入れ、之にコックを付け湯加減を容易ならしめ、常に新陳代謝せしむ、但し小田郷共同浴場は發電所の蒸気を利用するを以て、發電所運轉休止の場合は一八立方尺の木製タンクに水道管を引入れ、電熱を通じ湯を沸し、新湯補充をなす設備あり、而して一日の使用湯量は小館共同浴場五、六〇〇立方尺乃至七、〇〇〇立方尺、平均六、四〇〇立方尺、小田郷共同浴場二、六〇〇立方尺乃至三、五〇〇立方尺、平均三、〇〇〇立方尺なり。

上り湯の設備 小館共同浴場には浴槽同様の設備をなすもの二槽あり、其の一個の容積四六立方尺なり、小田郷共同浴場には上り湯設備無し。

冷水供給設備 冷水は水道管を引入れ之にコックを附し各人自由に使用し得る装置を爲し一日の使用水量は小館浴場四二〇立方尺乃至五三〇立方尺平均四八〇立方尺にして小田郷共同浴場五〇立方尺乃至七〇立方尺平均六〇立方尺なり。

使用戸數及人數 小館共同浴場は使用戸數三七〇戸(居住人員一、七三〇人)にして一日の入浴人員二、八〇〇人乃至三、五〇〇平均三、二〇〇人即ち居住人員の約二倍に近き入浴者あり、但し入浴料無料なるを以て附近農家より入浴に来るもの多きに依る。小田郷共同浴場は使用戸數二一戸(居住人員九六人)にして入浴人員一三〇人乃至一七〇人平均一五〇人即ち居住人員の割合に入浴者多し小館共同浴場と同様の關係に依る。

(二) 合宿所の食堂 合宿所玄關を過ぐれば食堂にして其の面積五坪あり構造及設備の概要は天井の高さ床板より七尺にして敷物は板敷の上に薄縁を敷く、テーブルは長六尺幅二尺高さ一尺二寸のもの三脚あり椅子を用ゐずして座食に供す、ストーブは中央に一個設置す、其の他奥行三尺間口六尺の固定戸棚を二段に仕切り下段を炊事場より使用し上段を食堂より使用す、手洗設備無し、照明及通氣の爲め北側に高さ五尺幅六尺の照明窓ありて障子、雨戸の二重装置を爲す、尙玄關、賄所、照明窓より容易に調節し得るを以て通風良好なり、夜間は十六燭光電燈を點ず、收容人員は三二人とす。

(三) 合宿所の賄所 食堂の西側に面接し其の面積四坪あり、構造及設備の概要は天井の高さ土間より八尺にして土間はコンクリート造りとす、テーブル椅子の如きものなくストーブ一個設置

し炊事用に供す、其の他備付物品の主なるものは釜大小二個、鍋大小七個、飯碗二〇個、汁碗二〇個、茶飲茶碗二〇個、皿大二〇個、皿小二〇個、茶盆五個、鐵瓶四個、茶瓶五個、水差三個、洗籠五個、箒五個、甕一個、壺一〇個等なり。採光竝通氣の状態 採光は北側に在る高さ六尺幅六尺の出入口より採り硝子戸雨戸の二重の装置をなす、又同側に一間に一尺五寸及西側に九尺に一尺五寸の無双窓を造り採光竝に通氣の調節に供す。

(ホ) 物干場 合宿所の裏手(北方)の廣場に物干場を設く、其の構造は木製の柱二本を立て之に差又を取附け竿を懸くるに便す竿數四本あり。

五 給水設備

(イ) 井戸 當所に於ては井戸を使用せず。

(ロ) 水道 小館方面の宿舍は水道を使用す。

水源地の状態 好間川水を分水し用水堀にて東南に流下すること約一二〇間の所に四〇馬力一臺と八五馬力一臺の唧筒を据付け、一八〇尺上部に在る縦八〇尺横五〇尺深さ一〇尺の貯水池に揚水す而して該用水堀の兩側は田圃多し。

濾過消毒設備の概要 貯水池より流水する原水を米國製MSA型滅菌機を以て液體鹽素消毒(液體鹽素の含有量は百萬分の三)し更に濾過池に依り濾過し飲用に供す。水量及水壓 一日の揚水量は四八〇〇〇立方尺にして之を宿舍浴場、機械工場用等に供給す、宿

舍附近の水壓は平均九封度なり。
鑛夫宿舍用水栓數及使用狀況

水道	構造	バツク	バツク一箇の栓數	使用狀況
煉瓦造	一三	四	四	バツクの水を栓に依り流出せしめ使用するものにして使用戸數三七〇戸、 其の人數一、七三〇人なり
木造	一三	五	四	
同	一	四		

(六) 河川水 小田郷方面の宿舍は河川水を使用す。水量は二五〇立方尺乃至三〇〇立方尺にして水質は軟水なり。取入口を字大瀧に設け好間川水を分水し幅九尺深さ三尺の用水堀にて引くと八七〇間字久保に於て更に三時の鐵管にて分水して引くこと二八三間にして小田郷宿舍の水槽に達し一般に給水す。而して字大瀧より久保に至る用水堀流域の下部及久保より小田郷に至る平地は田畑多し。其の使用狀態は字大瀧より久保に至る用水堀流域の上部に民家點々として散在し此用水堀の水を使用す。之が改善に對して字久保の用水堀より鐵管分岐點附近に於て濾過池を設置するか又は小館水道を該方向に延長せんとする計畫等あり。

六 下水設備 小館方面の下水構造は左の如し。

下水の種類	構造	幅	深さ	傾斜
小下水	煉瓦造	七寸五分	六寸乃至八寸	千分の二
中下水	同	一尺二寸乃至二尺	一尺六寸乃至二尺	千分の四
大下水	同	三尺一寸	三尺	千分の五

縦横に中下水を配置し軒下の小下水之に注ぎ又中下水は大下水に落合ひ東方本路たる坂路に沿ひコンクリート捲の開渠に依り好間専用線の下部を過ぎ忽滑社宅の東端を流るゝ用水堀に注ぐ。小田郷方面の下水は宿舍の中央に幅二尺五寸深さ一尺傾斜千分の四石疊式の溝を設け好間川に排水す。通水狀態は概して良好にして汚泥掃除は夏季五日に一回、冬季は十日に一回の割合を以て之を爲す。

七 宿舍使用の狀態

- (イ) 使用料 家賃、室代、入浴料等徴收せず、前記電燈料以外には使用料無し。
- (ロ) 居住人員 總人員大人男六八四人、女五八五人、小人男二六九人、女二八八人、合計一、八二六人なり。一戸當四、四五人、一室當人員二、三五人にして一坪當人員(寢室として使用し得る部分の平均)一、一五人、一戸當十三歳以下の兒童數最大六人、平均一、四二人なり。
- (ハ) 合宿所賄方法 請負制にして勞働事務之を管理す。賄料は一日四食にて六十錢とし四食の標準的獻立左の如し。

(三) 給水設備に對する意見 小田郷宿舍は川水を使用し水源流域は民家點在し汚物を流す憂ひあるを以て、宇久保の用水堀より鐵管分岐點附近に於て濾過池を設置すること尙當方面の給水に對しては給水設備の項に於て記述せし如く小館に設備する水道を使用せしむる計畫あり。

福島炭礦

一 敷地

(イ) 地形 西南北三方は丘陵を以て圍繞し採光に適し居るも冬季西風強し。

(ロ) 地質 砂礫地にして一般に乾燥す。

(ハ) 衛生状態に影響ありと認むべき周囲の建造物 宿舍の周圍には他の建造物なく溝渠は下水涇々として流れ清潔に近し、塵芥捨場は鑛夫宿舍を距れて所々に設く、宿舍附近には森林及樹木等なし、宿舍の間には小玉川の清流あり其の東方には少許の田地あれども衛生上の影響なく、又火葬場は遠隔の地に在り。

(ニ) 配置 (三) 戶外照明設備 三十間毎に電柱を建て二十四燭光電球を取付く。

(イ) 建物配列の方向 鑛夫宿舍は小玉川によりて東西に區分せられ、川より西は、西小川字淵澤にして東は高萩字山の入と稱す、淵澤宿舍は東而し山入宿舍は南面す。

(ロ) 建物間の距離 淵澤宿舍五間、山入は三間半にして一戸當空地面積淵澤十二坪五合、山の入八

坪七合五勺なり。

(ハ) 棟數及戸數 總數四十三棟、四二四戸なり。

三 構造

(イ) 建物一棟の建坪及戸數 建坪五六二五坪、戸數十戸を普通とす(職工宿舍は九戸)

(ロ) 屋根、雨樋床下の構造 屋根は便利瓦葺にして雨樋の設備なし、床下構造は土間にして其の高さ淵澤宿舍は二尺、山入宿舍は一尺五寸とす。

(ハ) 一戸の室數及面積 六疊一室にして別に板間一坪及土間一坪あり、但し職工宿舍は八疊一室、板間一坪、土間一坪なり。

(ニ) 天井、敷物壁の構造 居間(六疊又は八疊)には天井を有し一尺五寸置き、棧を以て四分板を内張りとし、高さ床面より九尺なり、而して居間には琉球表張疊を用ふ、又圍壁及障壁の構造は板壁と土壁とあり土壁の厚さ二寸なり。

(ホ) 夜間室内と外部との遮斷装置 一重の障子を以て遮斷す、但し職工宿舍は外に兩戸ありて二重遮斷なり。

(ヘ) 窓の構造採光並通氣の状態 前面及後面に各一間の窓を有し、後面は半障子にして兩戸を付け、前面は武者窓なり、採光通氣は兩面窓あるを以て割合に良好なり。

(ト) 室内に於ける押入及爐の設備 各室に高さ六尺、幅五尺五寸、奥行三尺の押入あり、爐の設備あれども煙突なし。

- (チ) 室内照明設備 タングステン電球を設備す、一戸當り十六燭光一個にしてコードの長さ五尺、普通セードを有す。使用料金は一個月三十錢にして、鑛夫負擔す但し家賃なし。
- (リ) 臺所及専用便所 臺所は板間一坪を利用し武者窓より採光す、専用便所なし。
- (ヌ) 鶏兎其の他家畜飼養の状況 鶏兎は本人の希望により飼養し鶏舎は軒下に幅三尺長さ六尺以内に造り鶏糞は毎朝掃除するものとす、兎小屋も同様なるも室内土間に之を置くものあり。

四 附屬建物

- (イ) 共同便所 鑛夫宿舍空地の中間にありて淵澤に四棟、山の入に八棟あり。建坪三坪の木造建破風造りにして防臭に適し、大小便壺共にコンクリート造とし、淵澤宿舍には四棟にて大便壺二十四個小便壺四個あり、山入宿舍には八棟にて大便壺二十四個小便壺八個ありて共に手洗の設備なく各棟に十燭光電球一個を點す、夏季は數回消毒す。使用の戸數及人數は三七九戸、一、四九九人なり。
- (ロ) 共同浴場 淵澤、山入共に各東南端に位置し淵澤二棟、山入一棟とす。構造は煉瓦積コンクリート建坪淵澤浴場十六坪及三坪、山入浴場十五坪あり。浴槽の容積及數は淵澤二三一立方尺二個(男女各一)及四五立方尺一個(職工浴場)、山入九七五立方尺二個(男女各一)にして一浴槽當洗場の面積は淵澤四坪二ヶ所及二坪一ヶ所、山入三坪二ヶ所なり。照明設備として淵澤二十四燭三個、職工風呂二十四燭一個、山入二十四燭三個を有す。新湯は隨意に蒸氣を以て補充し冷水は湯場にある水道栓を自由に開閉し供給し上り湯の設備を有せず、午後三時より翌日午前八時迄開放入浴せしむ。

使用戸數及人數は三七九戸、一、四九九人なり。

- (ハ) 合宿所の食堂 合宿所は普通の宿舍を利用し別に食堂の設備なし、従つて構造は普通宿舍と同様にして、二尺巾六尺長さの食卓五個及ストーブ二個の設備あるに過ぎず、收容人數は淵澤合宿一七人、山入合宿一人なり。

- (ニ) 合宿所の賄所 合宿所の一隅にありて特記すべき事項なし。

- (ホ) 物干場 各戸毎に舍前に架竿を作り物干場に當つるのみにして一定のものなし。
- 五 給水設備 井戸なし、水道により給水す、水道は小玉川より取入れ、プラスチックにて簡單なる濾過設備をなすのみなるも水量十分なり。鑛夫宿舍用水栓數は淵澤四ヶ所及山の入五ヶ所、使用戸數及人數は淵澤一二七戸五五〇人、山入二五二戸九四九人なり。
- 其の他小玉川の水を洗滌用に供す、平常の水量八〇個あり。水質は數里も上流に田畑あるも夫よりは山間絶壁の溪谷を急流し來り極めて清良にして福島炭礦水道取入口まで何等使用する所なし。

- 六 下水設備 巾三尺、深さ一尺五寸にして兩側を石垣にて造り傾斜は三度乃至六度なり、通水良好にして汚泥掃除は毎日施行す。

七 宿舍使用の状態

- (イ) 使用料 家賃、室代、入浴料等悉く無料にして前記電燈以外には使用料なし。
- (ロ) 居住人員 總人員男大人五一六人、小人二九八人、女大人三五四人、女小人三三一人にして一戸

- (五) 當人員平均約四人、一坪當人員平均二人、一戸當十三歳以下の兒童數最大六人、平均一・四人なり。
- (六) 合宿所賄方法 請負制度にして會社より世話人を日給にて雇ひ坑夫より利益を取らざる事を要件とす、賄料は一日金五十錢なり。
- (七) 合宿所の寢具及食器 食器は共用にして煮沸水にて洗滌す、一人當寢具の配供は掛布團二枚敷布團二枚とす。
- (八) 糞尿汲取及便所掃除の方法 農家と契約をなし月六回汲取り肥料となす、便所は各區に分ち鑛夫輪番に毎日一回掃除し夏季に於ては重油にて數回消毒を實施す。
- (九) 塵芥汚物處理狀態 塵芥箱は板を以て圍み八ヶ所に在り且つ塵芥捨場を敷地外に設く、塵芥汚物の處理は毎日衛生夫をして敷地外に車を以て運搬せしむ。
- (十) 疊替其他宿舍修理の狀況 疊替は毎年約三分の一宛表を取替ふ、費用は會社負擔とす、宿舍は破損の都度修繕す會社負擔なり、宿舍耐久見込年限十ヶ年。

改善意見

改善の餘地多きも毎年若干宛施行し、將來採炭夫の能率進めば鑛夫宿舍現在の二戸を一戸として住宅を擴張する豫定なり。

勿來炭礦

合宿所は必要に應じ鑛夫宿舍を數戸連絡し之に若干の附設工事をなせるに過ぎず、又必要に應じ

ては間仕切を行ひ鑛夫宿舍に使用するものにして特に合宿所として建築したるものにあらず、故に鑛夫宿舍と區別して調査をなさず。

一 敷地

- (イ) 地形 西北一帯に亘り比高五十尺乃至二百尺の丘阜地を有し東南一帯には比高八十尺乃至一百五十尺の丘阜を控ふる谷地にして奥地より緩徐なる傾斜をなし日光の照射良好なり、冬季は當地方特有の強烈にして寒冷なる北風を避くるを得、夏季は海岸より吹上ぐる東南の涼風谷地を吹き通し暑氣を緩和す、故に住宅地として最も適當なり、只北方に孤立せる六十四號社宅のみは冬季の北風を避くることを得ず。
- (ロ) 地質 地勢東北に向ひ緩傾斜をなし谷地の東南側に沿ひ細流あり排水良好、地質概して壤土にして一般に乾燥せり。
- (ハ) 衛生狀態に影響ありと認むべき周圍の建造物 敷地の周圍は耕地又は山林原野にして衛生上良好なるのみならず四季多少の風致を添ふ、其の他火葬場、製煉場等の排煙粉塵なし、坑口捲揚機械及選炭機の音響は附近宿舍の静寂を破るも悪影響を認めず。
- (ニ) 戶外照明設備 電燈五燭四個、十燭二十五個、十六燭十四個、五十燭十三個、二百燭一個計五十七燈を五間乃至五十間を隔てて適宜配置し戶外の照明となせり。

二 配置

(イ) 建物配列の方向 各建物は東面又は西面をなせるもの多く日光の射入等十分ならざる缺點

あり。

(ロ) 建物間の距離 建物間の距離は約二間にして一戸當空地面積最大約百八十坪最小二坪平均四坪なり。

(ハ) 棟數 六一棟、戸數四五九戸。

三 構造

(イ) 建物一棟の建坪及戸數

一棟の建坪	棟數	戸數	備 考
六五・〇〇	一	二	二戸とも合宿所とす
六〇・五〇	二	一	内二戸は合宿所とす
五九・〇〇	一	四	内一戸は合宿所とす
五五・四〇	一	四	内一戸は合宿所とす
五三・五〇	一	三	内一戸は合宿所とす
五三・〇〇	一	四	内一戸は合宿所とす
五〇・五〇	一	六	内一戸は合宿所とす
四九・〇〇	二	七	内二戸は合宿所とす
四八・〇〇	二	一六	内四戸は合宿所とす
四五・〇〇	二〇	一七六	内四戸は合宿所とす
四〇・五〇	二	一六	内一戸は合宿所とす
四一・七〇	一	一〇	内一戸は合宿所とす

(ロ) 屋根、雨樋及床下

屋根の種別	棟數	戸數	備 考
亜鉛引鐵板葺	一	五	
杉皮葺	五	四二五	内十三戸は合宿所とし 内一戸は役員社宅とす
瓦葺	四	二三	内二戸は合宿所とす
木羽葺	一	六	内一戸は合宿所とす
計	六一	四五九	

計	一棟の建坪	棟數	戸數	備 考
三九・〇〇	一	一	一〇	
三七・五〇	一	一	一〇	
三四・五〇	一	一	六	
三三・七〇	一	三	九	
三二・〇〇	一	一	二	
三〇・〇〇	一	一	八	
二九・二〇	一	一	一〇	
二八・三〇	一	一	七	
二七・〇〇	一	二	一一	
二六・二〇	一	一	七	内十六戸は合宿所とし 内一戸は役員社宅とす

雨樋、雨樋を附設せず。

床下の構造 種にて根太を張り六分板を敷き疊敷に適せしめ床下の高さは一尺二寸乃至一尺八寸とす。

(六) 一戸の室數面積

室數	疊數	戸數	室數	疊數	戸數	室數	疊數	戸數
四	五三・五	—	三	六一・〇	—	二	二七・〇	—
四	五一・〇	—	三	三六・〇	—	二	二〇・〇	四
四	四八・〇	—	三	三四・〇	—	二	一一・〇	七
四	四一・〇	—	三	三二・〇	二	二	一〇・〇	一四
四	三九・〇	—	三	二九・〇	—	二	一一・五	二一
五	四三・〇	—	三	二八・五	—	二	九・五	二
四	二二・五	—	三	一七・〇	—	一	五・五	二九三
四	二一・〇	—	二	一二・五	—	一	六・五	一九
一	六・〇	七	一	一七・〇	—	一	一七・〇	—
一	一一・五	二	一	七・〇	二	一	三・〇	—
一	七・五	五	一	四・五	四	一	四二・〇	—
一	一二・五	—	一	五・〇	六	一	一三・五	—
一	一〇・五	—	一	五・〇	—	合	—	四五九
計	—	—	計	—	—	計	—	—

(三) 天井其他 天井を設けず、敷物は縁なし琉球表付疊とす、圍壁は土壁とし外側は板張とし、障

壁は土壁の砂すり、壁の厚さは概ね二寸五分とす。

(ホ) 夜間室内と外部との遮断装置 入口は兩戸を用ひ臺所の窓は無双とす、居間の部は腰掛窓又は掃出窓とし障子及兩戸の二重とす。

(ハ) 窓の構造、採光並に通氣の状態 概ね居間の部及臺所の部に各一ヶ所の窓を設け、臺所の部は高さ二尺長さ三尺の無双窓、居間の部は高さ六尺長さ一間の引違障子又は高さ四尺長さ一間の腰掛窓に、引違障子を装置し採光通氣良好なり。

(ト) 室内に於ける押入及爐の設備 室内には一間又は三尺の押入を有す、爐は各戸一個宛入口土間に接する疊敷の一部に約〇・二五坪のものを設くるも煙筒を設けず。

(チ) 室内照明設備 種類電燈、一戸當り燭光度及個數十燭一個、コードの長さ四尺、傘あり、使用料一ヶ月金五十錢を賃金より控除す但し會社より二十錢の補助をなせり。

(リ) 臺所及専用便所 臺所は入口と併用し巾三尺乃至四尺長さ一間の土間にして其一端に巾約二尺長さ三尺乃至四尺の板張及高さ三尺巾三尺の押入を附設し、外側に高さ二尺長さ三尺の無双窓を設け採光通氣概ね良好なり、専用便所なし。

(ヌ) 鶏、兎其の他家畜飼養の状況 建物の軒下又は空地を利用し鶏、兎等の飼養をなせるもの左表の通りにして鑛夫の慰安たり且つ多少生計の助けとなれる模様にして衛生状態に不良の影響を認めず。

種 類	鶏				小 計	兔	犬	豚	野 禽	小 鳥	合 計
	三羽未満	三羽以上	五羽以上	十羽以上							
飼養戸数	六	二二	二二	八	五七	九	六	四	一	二	七九
動物数	一一	一二七	七二	九六	三〇六	二三	七	七	一	四	三四八

四 附屬建物

(イ) 共同便所 總數三十三棟木造杉皮葺とし建坪一坪乃至三坪なり。糞壺九十六個尿壺三十五個ありて手洗は使用者をして共同にて設備せしむ。照明設備としては屋外照明用電燈を適宜配置し便所専用のものなし。特に脱臭防臭の設備を設けざるも夏季には毎週一回宛其の他の季節には適宜石油乳劑を撒布し消毒を行ふ。宿舍との連絡状態は全然別棟とし廊下等特別の設備をなさず。使用戸数人員(宿舍満員の場合)左の如し。

便 所 棟 数	使用戸数	使用人員	便 所 一 棟 當		便 所 一 棟 當 設 備	
			使用戸数	使用人員	糞 壺	尿 壺
三三	四五九	二、〇八六	一四	六四	三〇	一一

(ロ) 共同浴場 亞鉛引鐵板葺木造平屋建一棟、建坪二十一坪にして浴槽の容積及數は男湯一三七立方尺のもの二個、女湯一六〇立方尺のもの二個を備へ、一浴槽當洗場の面積は男湯二坪、女湯一四五坪あり。照明設備は電燈にして男湯女湯共に各十燭二個を設く。新湯補充の設備は飲料水、バ

ツクより「パイプ」を各浴槽に引き「バルブ」に依り隨時給水するを得又蒸氣「パイプ」を浴槽内に導き「バルブ」により隨時加熱するを得、一日の使用量約五百立方尺にして特別の上り湯及冷水供給設備なし。入浴開放時間は午後二時より翌日午前八時迄とし使用戸数及人員は四五九戸、二、〇六八人(宿舍満員の場合)なり。

(ハ) 合宿所の食堂 食堂は合宿所鑛夫居室の一隅を利用するのみにして特に食堂として専用する室なく、止宿人員に應じ適當に飯臺を配置す。

(ニ) 合宿所の賄所 鑛夫居室の次室を以て之に當て概ね三坪の土間に炊事の設備をなせり。

(ホ) 娛樂所 鑛夫社宅敷地の西南隅に劇場を設く、建物面積一三・五坪、亞鉛引鐵板葺木造平家建にして正面に舞臺を、その背後に樂屋を設け觀客席は板張とし蓆を敷く、天井は亞鉛引鐵板張にして高さ十一尺とす。公休日に芝居活動寫眞を興行せしめ一月一回以上講演會等を開き、平素は従業員俱樂部として従業員をして隨意入場使用せしめ新聞、雜誌、書籍及將棋盤四組を備付く。

(ヘ) 物干場 物干場として特設せざるも各社宅に於て日當よき側に適宜竿又は綱を架し、寢具又は洗濯物の日光消毒又は乾燥に供す。

五 給水設備 井戸は當坑井戸水は水質悪しく使用に堪へざるにより之を設けず、水道は水源地二あり、一は左一坑道内湧水にして飲料に適す、他の一は社宅敷地の西南方溪谷より流出する河水にして上流には多少の耕地あるも住民なし飲料に適す、何れも各所に配給前小なる沈澱槽を設け沈澱せしむ。水量は坑内水一日約四、〇〇〇立方尺、河水一日約四、〇〇〇立方尺にして十ヶ所に「バツク」

を設け各バツクに二箇の水栓を設く。使用戸數及人員は四五九戸二、〇八六人なり。河川水、水道以外には住宅地を貫流する溪流にて洗滌をなすものあるも飲料には使用せず。下水道設備 下水溝は概ね巾二尺深さ二尺にして地勢に應じ多少の傾斜をなし内側は矢木及雜板にて被覆し溪流に放流す。通水状態良好にして汚泥掃除回數は概ね二ヶ月に一回とす。

七 宿舍使用の状態

- (イ) 使用料 家賃、室代、入浴料等無料なり。
- (ロ) 居住人員總人員 一、三〇〇人(昭和三年十二月三十一日現在にして内譯左の如し。

男	女	別	大		小 (十三歳以下)		計
			人	人	人	人	
男	女	計	四一九	二六〇	二六〇	六七九	
			三五七	二六四	二六四	六二一	
			七七六	五二四	五二四	一、三〇〇	

一戸當人員四・三六六、一坪當人員寢室として使用し得る部分の平均〇・九九二人にして一戸當十三歳以下の兒童數最大六人平均一・七六人なり。

- (ニ) 合宿所賄方法 請負制にして賄料は内地人一泊三食金五十錢とす。但し請負者に對し會社より合宿者の稼働したる日は探炭夫一人に付金十二錢、其の他一人に付金八錢の補助金を與ふ。又鮮人は一泊三食金六十五錢にして補助金なし。三食の標準的献立表左の如し。

辨	當	主 食 物		副 食 物	
		朝	夕	副	物
朝	同	上	米	漬物(澤庵)、味噌汁(削節、大根、干鰯)	
晝	同	同	飯	漬物(澤庵)、味噌汁(削節、白菜、里芋)	
夕	同	同	飯	漬物(澤庵)、鮭の鹽引(二切)、味噌汁(削節、大豆腐)	
當	同	同	飯	鹽引又は梅干、澤庵	

備考 飯は飯櫃より各自任意に取りしめ量を定めず、又本人の希望により時間外にても食することを得るを以て一日に四食五食するもの往々あり。

- (三) 合宿所の寢具及食器 寢具は専用なるも食器は共用とす。寢具は一年一回洗濯をなし綿の取替及補給を行ひ時々日光消毒をなす。一人當寢具の配供(極寒期標準)は敷布團一枚掛布團二枚とし使用料なし。

- (ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 糞尿は地元農民に拂下契約を締結せり、汲取人三五人、汲取回數月三回以上とし汲取糞尿の處分は汲取人に於て適宜自家肥料として使用する。掃除人は特設せず使用者に於て順番に掃除を行ふ。掃除回數一日一回、掃除道具竹箒一本及石油空罐製水桶一箇づ、各便所に備付け又消毒防臭の爲め石油乳劑を撒布す。

- (ヘ) 塵芥汚物處理状態 塵芥箱の構造は巾及長さ各々三尺高さ二尺の木製とし三十五個を備付く。塵芥捨場は社宅の東北端及西南隅に各一箇所を設く。塵芥汚物の處理は衛生夫三人をして社宅備付の塵芥箱より塵芥捨場に運搬せしめ同所にて天候を見計ひ焼却す。

(ト) 疊替其の他宿舍修理の状況 疊替回数は概ね年一回とし経費は全部會社に於て負擔す、宿舍修理に對しては大工一人左官一人屋根工一人計三人を常置し宿舍の修理に従事せしむ、此の外大破損の建具等は必要に應じ新品を購入補充するも経費は全部會社負擔とす、宿舍耐久見込年限は今後二十箇年なり、但し現在の通り適宜修理を加ふるものとす。

改善意見

前記諸項の現状は素より十分ならず從て改善の餘地少からずと雖も目下夫々其の用を充たしつゝあり、故に現下炭坑界不況の際に於ては當分現状維持とし是以上特に改善するの企圖を有せず。

大倉無煙炭礦

甲 第二坑

- 一 敷地 宿舍を建築せる敷地は高臺地にして概して平坦なり。
- 二 配置及總戸數 四百二十三戸昭和三年十一月末日現在建家配列の方向、建家間の距離、總棟數、總戸數左表の通り

建築方向	棟數			總戸數	建家間距離		
	三戸建	四戸建	六戸建		最大	最小	平均
南向	一	七	五	八二	三三	三	三
東向	一	一七	三	二〇	八六	三	三
計	一	九三	八	一〇二	四二三	一	三

三 構造 建物の様式平家建屋根瓦及杉皮葺、天井なし、窓の構造障子及無双窓、各戸の建坪五坪一合八勺、各戸室數及室面積一室制(四・五疊、六疊)又は八疊、又は二室制(六疊及四疊)敷物は合宿所には疊、一般礦夫社宅には薄縁を貸與す、電燈は各戸に對し十燭光一燈を點燈せしむ。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 棟數三十四棟糞尿壺數各棟一個宛大便所一、小便所二、使用戸數最大十二戸、最小一戸、平均十二戸。

(ロ) 共同浴場 棟數三棟、男浴槽四個、女浴槽二個、使用戸數最大一五〇戸、最小十二戸、平均七十一戸。

(ハ) 其他合宿所の食堂及賄所の概要 獨身者の寄宿舎は十間に二間半(建坪二十五坪)の建物にして内七・五坪は賄人の居間及寢室、五坪は寄宿人の食堂及娛樂室、一・二・五坪は寢室とす、寄宿舎は普通住宅を一部改造したるものにして一般に疊を敷き單身者を寄宿せしむるものとす。

五 給水設備

(イ) 井戸總數 二ヶ所。

(ロ) 水道設備 大北川の上流より分水し、同所に三間×二間に深さ十二尺の第一槽(沈澱槽)を設け、水源地より約百五十尺の高地に唧筒にて送水し、第二槽に貯水し、更に第三槽の濾過槽を経て配水するものにして一般礦夫社宅四棟に對し一ヶ所の水道口を設け使用せしむ。

六 下水設備 各棟に對し四方に下水溝を設け社宅全體の下水尻を二ヶ所に分ち灌漑用水に流

下せしむ、一般下水の塵芥は衛生夫をして一定の箇處に捨てせしむ。

七 宿舍使用の状況 (イ) 使用料 家賃及入浴は無料なるも衛生費一ヶ月四十錢及び電燈料一燈一ヶ月二十五錢を徴収す。

(ロ) 居住人員 總人員千九百四十名にして一戸當り人員四人(最大六、最小二、平均四)室面積一坪當り〇・八人(最大一・二、最小〇・四、平均〇・八)なり。

(ハ) 合宿所賄方法 賄人を設け五十五錢の賄料を以て賄はしむ。

(ニ) 合宿所の寢具及食器の管理 合宿所の建物は鑛山の所有なるも其の他は請負者の所有經營する所なり。

(ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 糞尿汲取に就ては一定の汲取請負人ありて常に清潔に汲取り、掃除は各戸毎に廻り當番にて掃除に當る。

(ヘ) 塵芥汚物処理の方法 各納屋(鑛夫社宅)二棟に一箇所宛の塵芥汚物溜箱を設け一般居住者はこの箱に搬び捨つるものとす、箱の掃除は衛生夫をして一定の場所に搬出燒棄せしむ。

(ト) 宿舍疊替其の他修理の状況 破損の都度修理するものとす。

乙 第三坑

一 敷地 高臺地にして比較的平坦なり。

二 配置及總戸數 建家配列の方向、建家間の距離、總棟數、總戸數、左記の如し。

(イ) 鑛夫宿舍

建家方向	棟數				總戸數	建家間の距離		
	四戸建	六戸建	十戸建	計		最大	最小	平均
南	三六	八	四	四八	七	二	四間五合	
東	四一	一四	二	五七	七	二	四間五合	
西	六	四	一	一〇	四	四	四間	
北	八三	二六	七	一一六	六	二	四間三合	
計					五五八	七	四間五合	

(ロ) 合宿所

建家方向	棟數				總戸數	建家間の距離		
	一戸建	三戸建	五戸建	計		最大	最小	平均
南	五	三	三	一五	三	四	四間二合	
東	三	三	三	九	三	四	四間	
西	一	三	一	五	三	四	四間	
計					一五	三	四間	

三 構造 建物の様式平家建、屋根の種類瓦及杉皮葺天井の設備なし、窓の構造障子及無双窓、各戸の建坪は四戸建のもの五坪六戸建のもの四坪四合六勺又は五坪八合三勺又は六坪二合五勺、十戸建のもの四坪三合七勺敷物は疊及薄縁とし電燈は各戸毎十燭一個を附す。

四 附屬建物

(イ) 共同便所 棟數五三、糞尿壺數各棟一個宛とし、使用戸數最大十八戸、最小八戸、平均十三戸なり。

(ロ) 共同浴場 棟數大二小三棟、男浴槽五、女浴槽五、使用戸數最大二百三十戸、最小三十七戸、平均百十四戸。

五 給水設備 井戸なし、水道施設二十五箇所、使用戸數最大二十六戸、最小十八戸、平均二十二戸、水源は當所より一里半上流の澤の淡水を用水堀にて引き、淨水池にて濾過し使用せしむ。

六 下水設備 下水溝の構造、深さ一尺五寸幅二尺の堀を厚さ一寸以上の板にて土止めをなす、下水溜りなし、下水は總て直接川に流る。

七 宿舍使用の狀況

(イ) 使用料 家賃及入浴料なし、衛生費一箇月四十錢、電燈料一箇月二十五錢とす。

(ロ) 居住人員 總人員二千七百二十三人、一戸當人員最大八人、最小二人、平均四・七人、室の面積一坪當人員最大二・二五人、最小〇・五八人、平均一・三人。

(ハ) 合宿所賄方法 請負、賄料金五十五錢。

(ニ) 合宿所の寢具及食器の管理 寢具は合宿者に共用せしむるものにして、請負者(飯場頭)の所有とし、食器も亦同じ。

(ホ) 糞尿汲取及便所掃除の方法 糞尿汲取は請負者を定め、監督の下に汲取らしむ、便所掃除は

各戸毎に當番を定め順々に掃除をなさしむ。

(ヘ) 塵芥汚物の處理方法 塵芥は一定の捨場を五箇所に定め、納屋間の塵箱より定夫七名にて搬出、焼却す。

(ト) 宿舍疊替其他修理の狀況 疊替なし、其他納屋修理は人事係にて破損箇所修理を申請し、營繕係にてなす。

宿舍改善に関する意見

一 宿舍の構造及配置 構造は平家建瓦葺とし、一戸の室數は六疊四疊半の二間、敷物は現在は大分薄縁なれども、將來は疊にする方針なり。天井は板張と爲し、窓は雨戸と紙障子又は硝子窓の方可なり。一人當り室面積は一坪當り最大一・二人、最小〇・四人、平均〇・八人なるを以て、現在のまゝにて可なり。尙宿舍の配置は南向にして通風採光に注意すること必要なり。

二 附屬建物 共同便所は平家建瓦葺とし、陶器製のキンカクシを備付け、小便壺も全部コンクリート製と爲したし、其の配置は十戸に一棟宛位の割とし、大體現況にて可なり。

三 給水設備 現在の水道施設にて可、濾過池と水道用鐵管を取換ふれば更に可ならん。

四 下水設備 現在の下水溝は脊板類或は石にて不完全なれば、將來は土管理没又はコンクリート溝となしたき方針なり。

五 合宿所寢具の管理 現在は、大體各人一組宛なれど中には共用するものあり、時々日光消毒を行はしむること必要なり。

重内炭礦

- 一 敷地、大別二個所に建設し地形稍平坦にして稍方形を爲す、周圍は原野及田畑に面す。
- 二 建家配列の方向 概して五戸建多く南向若くは北面とし、距離は三間乃至四間を隔つ。
- 三 建家總棟數 總戸數は左表の如し。

建家方向 北 南 向 向 計	棟數										總戸數		建家間距離	
	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	十戸建	十五戸建	二十戸建	總戸數	最大	最小	平均
北	一	〇	二	四	一六	二	一	二	一	一	一九四	四	三	三間
南	二	二	一	二五	二	一	二	一	一	一	一七一	四	三	三間
計	一二	二	五	四一	四	一	三	二	二	一	三六五	四	三	三間

以上本坑方面

建家方向 北 南 向 向 計	棟數										總戸數		建家間距離	
	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	總戸數	最大	最小	平均	最大	最小	平均
北	一	一	一	一	一	一	一	一〇四	四	三	三間	四	三	三間
南	一	一	一	一	一	一	一	八	四	三	三間	四	三	三間
計	二	二	二	二	二	二	二	一一二	四	三	三間	四	三	三間

以上三坑方面

- 四 構造 建家の様式は一般木造平家建にして屋根は杉皮葺とす、天井なし、窓は高さ三尺乃至四尺とし引窓或は戸障子を附したるものとす、室は家族の有無を顧慮し一室又は二室と爲し各室面積は三坪或は四坪なり、寢室には一般に疊を備付け六疊又は八疊敷とす、照明設備として電燈は一室一個を設備す。
- 五 共同便所 本坑十八棟、三坑五棟、計二十三棟あり、糞尿壺數は本坑九十個、三坑二十個にして其の構造はコンクリート造とす。
- 六 共同浴場 本坑一棟、三坑一棟、計二棟にして浴槽は本坑男二個、女二個、三坑男一個、女一個あり、浴槽の構造は煉瓦、コンクリート、を以て造り洗場は、コンクリート、及板張とす。
- 七 給水設備 一般に水道を使用す、本坑水源地は山間より湧出する清水を用ゆるも、三坑は小川縁を掘下げ唧筒を設備し一般に給水す、淨水地の面積は本坑長さ十二尺巾九尺高さ七尺のもの二個、三坑一個、煉瓦造とし濾過及消毒の設備を爲す、水栓數は本坑十五個、三坑三個あり。
- 八 下水設備 下水は板造とし建家間に設け附近耕地に使用する溝に流出せしむるものにして時々人夫をして掃除を爲さしむ。
- 九 宿舍使用の状況 使用料として家賃、入浴料等を課せざるも衛生費二十五錢、電燈料三十錢(月額)を徴收す、居住人員は一戸當り最大九人、最小二人、平均四九人(以上本坑)又は最大七人、最小二人、平均三六人(以上三坑)にして室面積坪當り人員は本坑〇八五人、三坑〇七三人なり、合宿所の設備なきも組長所屬鑛夫中の獨身者を組長に貸與せる別室に居住寄食せしめ、食器寢具等は組長より貸與す。

糞尿汲取は附近の農夫に請負はしめ時々汲取及掃除を爲さしめ、其の他に掃除人夫を命じ塵芥汚物は掃除請負夫をして毎日掃除せしむ。宿舍の疊は時々調査し置き修理を要する程度のもは其の都度表替及修繕を爲す。

磯原炭礦

一 敷地 宿舍を建築せる敷地の地形は平面にして南北、西三方は山を圍まれ東に開けたる峽地にして、其中央を貫流する溪流あり巾約二間位にて水量少なけれど清澄なり、河に面せる十數戸は其水を雑用水として使用する。

二 配置及總戸數

計	建家方向			棟數	總戸數	建家間距離		
	東向	西向	南向			最大	最小	平均
四	四	一	一	二戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
三	三	一	一	三戸建	二九	二五	八三	二間二間半
六	六	一	一	四戸建	二二	九六	三三	二間二間半
五	五	一	一	五戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
二	一	一	一	六戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
一	一	一	一	七戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
五	二	三	一	八戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
三	一	三	一	九戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
五	一	五	一	十戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
一	一	一	一	十一戸建	一〇	一間半	一間半	一間半
一	一	一	一	計	一〇	一間半	一間半	一間半
五三	二三	二九	一	總戸數	一〇	一間半	一間半	一間半
三六四	九六三	二五八三	一〇	最大	一〇	一間半	一間半	一間半
一	一	一	一	最小	一〇	一間半	一間半	一間半
一	一	一	一	平均	一〇	一間半	一間半	一間半

三 構造 平屋建木造にして建坪に大小の相違あるも構造は各戸殆んど同一なり、屋根は杉皮葺天井なく、窓は建家方向の反對に六尺四方となし板戸及障子にて開閉をなす、坪數は奥行二間半間口

九尺と奥行三間間口九尺の二様に分つ、一戸當坪數は奥行二間半のものは三坪七合五勺、三間のものは四坪五合なり、室數は一戸一室にして家族數多き者には二戸分二室を使用せしむ、室の面積は奥行二間半のものは三坪、三間のものは四坪なり、疊數三坪のものは五疊半、四坪のものは六疊にして何れも其外に三尺四方の土間、三尺の押入及三尺の爐あり、電燈は十燭光を一戸一燈づゝ設備せり。

四 附屬建物

- (イ) 便所は共同便所にして棟數二十一棟、糞尿壺數七十八壺あり、壺は桶又はコンクリート造にして直徑二尺五寸深さ三尺なり、使用戸數は全戸數にて殆んど平均に使用せらる。
- (ロ) 共同浴場は一棟にして男女共各二浴槽あり、建家は木造にして浴槽はコンクリート造りとし全戸數にて使用す、便所浴場共屋根は杉皮葺にて天井なし。
- (ハ) 合宿所の食堂は合宿所内に一室を設け食堂となし募集従事員を合宿所世話方となし之を經營せしむるものなり、設備として特記すべき事項なく合宿所構造は普通住宅と殆んど同様なり。
- 五 給水設備 井戸の設備なし、飲料水の供給は全て簡易水道に依る、水源池は住宅所在地より約一里位山奥なる阿吹國有林地内の谷間に六尺四方深さ四尺の石積バツクを設け、鐵管及木管にて導き、住宅地より約四丁離れたる高地に煉瓦造の貯水池(面積は五坪六合四勺のもの二個)を設け、此處にて砂濾しをなし各使用箇所に分送す、二個の貯水池の内上方の分は砂濾しの用をなし下の方は貯水のみを用をなすものにして深さ六尺なり、給水槽は九個にして何れも木造なり、使用は全戸數

にて殆んど平均に使用せらる。水源池附近には人家、牧場、田畑等なく飲料用水源池として最も適當せり。

六 下水の設備 下水は住宅の中央に大下水溝を設け兩側を石垣となし其の排水口は住宅地を貫流せる河に開けり、其他各棟毎に前に小下水溝を設け上記の大下水溝に流出せしむ。各下水溝は毎日常備せる衛生夫三名により掃除せしむ。

七 宿舍使用状況

(イ) 使用料一ヶ月衛生費二十錢、税金引當二十錢、電燈料十燭五十錢を徴收する外家賃入浴料等無料なり。

(ロ) 居住總人員千二百二十四人、一戸當り最大五人、最小二人、平均三人五分にして室面積一坪當人員最大一人五分、最小七分、平均一人一分なり。

(ハ) 合宿所は募集従事員をして直營の方法にて經營に當らしむるものにして、賄料は一人一日に付五十錢とす、但し食費及布團損料を含むものなり、世話方に對しては別に會社より手當金を支給す。

(ニ) 合宿所の寢具及食器等は合宿所世話方の私有品なり。

(ホ) 糞尿汲取及便所の掃除方法 糞尿汲取は農民に安値にて拂下げ汲取らしめ、掃除は衛生夫一名を常備し毎日掃除せしめ、掃除後には便所の周圍に石灰を撒布せしめつゝあり。

(ヘ) 塵芥汚物の處置は衛生夫三名を常備し之に當らしむ。三棟に一個宛位に塵芥捨場(三尺四角深

さ二尺位の板圍ひを設けて各戸の塵芥を捨てしめ衛生夫は之を一定の場所に運び焼却し農民に肥料として使用せしむ。

(ト) 宿舍の疊替は疊職工を一名常備し順次に修理せしむ、全戸の修理を了するに約一年を要す。宿舍改善に關する意見

宿舍の構造は窓を高くし光線の射入を充分にすること必要なり。

沖ノ山炭礦

甲 鑛夫社宅

一 敷地 宇部市の西南端海上に突出し西方は隣村藤山村に接し厚東川尻と相對峙し東南方は周防灘に面す土地平坦にして廣漠なり、其の地質は海面埋立地坑内土を以て埋立たるものにして土質砂岩又は頁岩質よりなり濕氣の吸收比較的良、常に乾燥す。周圍との關係は舊礦は土地の發展と共に新川市街に接續し南は海に面し遙かに本坑及縣營第二發電所、宇部「セメント」會社に對峙す、新本二坑は市街(舊坑)を距る西南約三十丁海面に突出し半島形を爲す。

二 配置 建物配列の方向及建物間の距離は左表の通りにして總棟數三百九十棟、戸數二千五百三十八戸、總建坪一萬五千七百六十坪なり。

東向坪棟	建 家 棟 數 及 建 坪										總戸數	建物間距離	
	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	以十戸上建	計	最大		最小	
11	653	573	503	423	343	263	183	103	1000	700	二間半	一間半	